

# 近畿版道路啓開計画(案)

令和7年3月

近畿地方整備局

- 本計画は、近畿地方整備局管内（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）における道路啓開計画について、近畿地方整備局が、近畿版道路啓開計画の素案として取りまとめたものである。

※道路啓開計画：道路啓開活動の考え方や各関係機関の役割や連携方法等を取りまとめたもの。

- 各府県域における具体的な道路啓開活動については、各府県域の協議会・ワーキンググループが定める各道路啓開計画による。

<b>1 総則</b>	<b>4</b>
1.1 計画の背景・目的	5
1.2 計画の位置づけ	7
1.3 道路啓開の定義	8
<b>2 想定地震とその規模</b>	<b>10</b>
2.1 想定する地震(近畿地方各府県における想定地震)	11
2.2 福井県域で想定する地震の概要	12
2.3 滋賀県域で想定する地震の概要	14
2.4 京都府域で想定する地震の概要	15
2.5 大阪府域で想定する地震の概要	17
2.6 兵庫県域で想定する地震の概要	18
2.7 奈良県域で想定する地震の概要	20
2.8 和歌山県域で想定する地震の概要	21
<b>3 啓開ルート計画</b>	<b>23</b>
3.1 主要拠点の設定	24
3.2 啓開ルートの設定	28
3.3 道路啓開の目標	29
<b>4 道路啓開の実施</b>	<b>40</b>
4.1 発災時の行動計画	41
4.1.1 南海トラフ地震臨時情報発表時の確認事項	41
4.1.2 発動基準	42
4.1.3 災害協定業者の自動発進(自動参集)	43
4.1.4 タイムライン	45
4.2 情報収集・指示・連絡手段	46
4.2.1 情報の一括集約、発信	46
4.2.2 情報収集	47
4.2.3 緊急点検の報告方法と内容	48

4.3 道路啓開に係る各種手続き	49
4.3.1 緊急通行車両又は規制除外車両の届出	50
4.3.2 身分証明書の発行	51
4.3.3 災害対策基本法に基づく道路啓開及び車両等移動	52
4.4 道路啓開活動	60
4.5 人員・資機材等の確保	69
4.5.1 人員・資機材の確保	69
4.5.2 車両移動・レッカー協会との連携	70
<b>5 雪害における道路啓開について</b>	<b>72</b>
5.1 雪害における道路啓開の考え方	73
5.2 雪害時における連絡体制(雪害時におけるタイムライン)	74
5.3 啓開作業(除雪作業等)	75
5.4 乗員保護の取組	78
<b>6 火山災害における道路啓開について</b>	<b>79</b>
6.1 火山災害における道路啓開の考え方	81
<b>7 今後の取り組み</b>	<b>82</b>
<b>8 啓開ルート図</b>	<b>84</b>
8.1 福井県域	85
8.2 滋賀県域	93
8.3 京都府域	99
8.4 大阪府域	106
8.5 兵庫県域	110
8.6 奈良県域	120
8.7 和歌山県域	127

# 用語の定義

用語	定義
道路啓開	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 災害による道路損傷、倒壊物等の瓦礫、放置車両などの交通障害物により通行不能となった道路を、緊急車両等の通行のため1車線だけでも通れるよう、早急に必要最低限の瓦礫処理や段差修正を行い救助・救援ルートを確認することをいう。</li> </ul>
災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 災害時に、近畿地方整備局、府県、市町村等にそれぞれ臨時に設置されるものであり、災害対応に係る指揮や支援を行うとともに、関係者間の連携を円滑に行うための情報共有や応援要請等を行う組織である。</li> </ul>
災害協定業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 災害時に、近畿地方整備局、府県、市町村等を支援するための協定を締結している建設業者等の民間事業者を指す。</li> </ul>
主要拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 人命救助および、緊急物資輸送のために災害時にアクセスすべき拠点である。人命救助、広域支援において重要な防災拠点や道路啓開の指揮所となる拠点事務所、発災直後から必要な施設、府県・市町村の防災計画等との整合から、アクセスすべき施設等を選定している。</li> </ul>
基幹ルート	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 救助・救援、応急復旧活動の基幹となる広域交通を可能とするルート。</li> </ul>
主要拠点への進出ルート	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 基幹ルート等と防災上の主要な拠点を結ぶルート。</li> </ul>
啓開ルート	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 「基幹ルート」と「主要拠点への進出ルート」を総称して「啓開ルート」という。</li> </ul>
タイムライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、「いつ、誰が、何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画。</li> </ul>
資材置場	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 道路啓開作業に必要となる資材(土のう袋など)を事前に備蓄しておく場所。</li> </ul>
津波警報等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 大津波警報…予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合に気象庁より発表。</li> <li>◆ 津波警報 …予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合に気象庁より発表。 ※気象庁より発表される津波警報等の状況により、道路啓開作業の中断や再開を判断する。</li> </ul>

# 1. 総則

# 1.1 計画の背景・目的

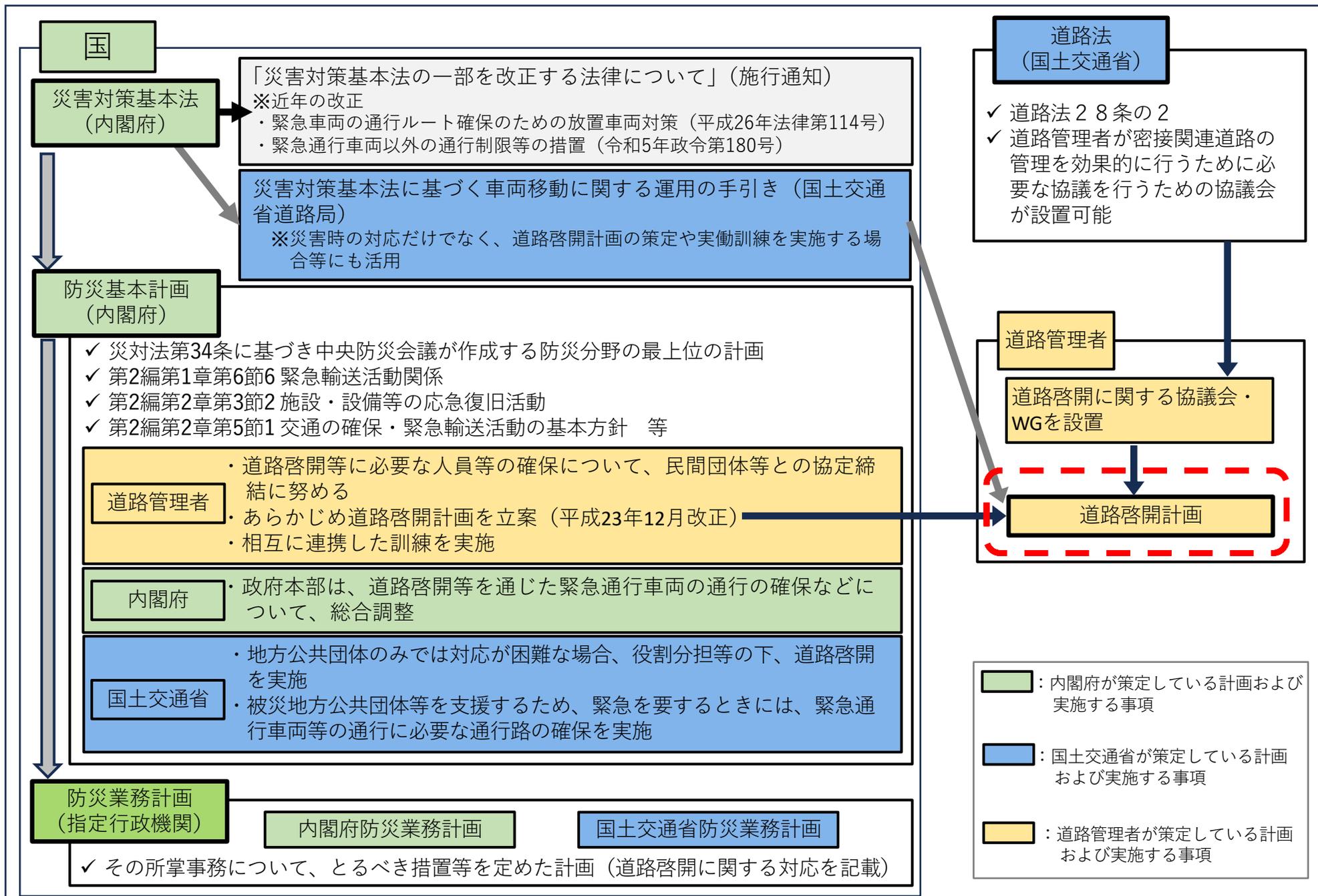
## 背景

- 我が国は地震大国といわれ、近年も平成19年新潟県中越沖地震、平成20年岩手・宮城内陸地震、平成23年東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)、平成28年熊本地震、令和6年能登半島地震等大規模な地震により大きな被害が発生。
- 近畿地方では、平成7年の兵庫県南部地震、平成30年の大阪府北部地震により被害が発生。
- これらの被害と教訓を踏まえ、近畿地方においては、国、府県及び各市町村をはじめとする行政機関及び関係業団体等が連携・協力して大地震を想定した対策を推進しているところ。
- このような大規模災害時の状況下においては、救助・救援活動に必要な道路の通行の確保と迅速な情報共有が重要。
- 東日本大震災では、道路管理者、自衛隊、警察、県市町村の関係機関、建設会社等それぞれの連携により、早期に道路啓開を完了し、救助・救援活動に大きく貢献。

## 目的

- こうした状況から、大規模な道路災害に対して、関係行政機関及び関係業団体等の連携・協力により、道路啓開を強力かつ着実に推進することを目的に、道路法第28条の2に基づき各府県域において道路啓開に係る協議会やワーキンググループを設置し、令和6年度までに近畿地方整備局管内の全府県において道路啓開計画を策定済。
- 今回、近畿地方のすべての府県域で道路啓開計画等の策定に至ったため、近畿地方整備局が、近畿版道路啓開計画の素案として取りまとめた。

# 1.1 計画の背景・目的



道路啓開に係る法律や計画の体系

## 1.2 計画の位置づけ

- 本計画は、近畿地方整備局管内（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）における道路啓開計画について、近畿地方整備局が、近畿版道路啓開計画の素案として取りまとめたものである。
- 各府県域における具体的な道路啓開活動については、各府県域の協議会・ワーキンググループが定める各道路啓開計画による。
- 各府県域における協議会・ワーキンググループと計画は下表のとおり。

各府県域における協議会・ワーキンググループ及び計画一覧

府県域	協議会・ワーキング	計画等
福井県	福井県域道路啓開計画策定ワーキンググループ	・福井県域道路啓開計画
滋賀県	滋賀県域道路啓開計画策定ワーキンググループ	・滋賀県域道路啓開計画（案）
京都府	京都府緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会 京都府域道路啓開計画策定ワーキンググループ	・京都府域道路啓開計画（案）
大阪府	大阪府域道路啓開協議会	・大阪府域道路啓開計画
兵庫県	兵庫県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会 南海トラフ巨大地震等災害発生時の緊急輸送道路等確保ワーキング	・兵庫県阪神淡路地域道路啓開計画（案）
奈良県	奈良県域道路啓開計画策定ワーキンググループ	・奈良県域道路啓開計画（案）
和歌山県	和歌山県道路啓開協議会	・和歌山県道路啓開計画 ・道路啓開に係る行動指針

# 1.3 道路啓開の定義

- 本計画における道路啓開とは、災害による道路損傷、倒壊物等の瓦礫、放置車両などの交通障害物により通行不能となった道路を、緊急車両等の通行のため1車線だけでも通れるよう、早急に必要最低限の瓦礫処理や段差修正を行い救助・救援ルートを確認することをいう。
- これにより、救助、救援、物資輸送等の骨格となる路線の緊急輸送機能が回復し、緊急車両の通行が可能となるため、大規模災害では、応急復旧の前に救援ルートを確認する道路啓開が必要となる。



道路啓開の位置づけ～発災から復興までのフロー

## ■ 橋梁段差



出典: NEXCO東日本資料

## ■ 瓦礫 (津波堆積物・災害廃棄物)



出典: 震災伝承館(東北地方整備局HP)

## ■ 放置車両



出典: 近畿地方整備局資料

## ■ 土砂



出典: 能登半島地震 新潟県中越沖地震北陸地方整備局の取り組みと地域支援(北陸地方整備局)

想定される災害と啓開作業

出典: 近畿地整HPより

---

## 【地震編】

---

## 2. 想定地震とその規模

## 2.1 想定する地震（近畿地方各府県における想定地震）

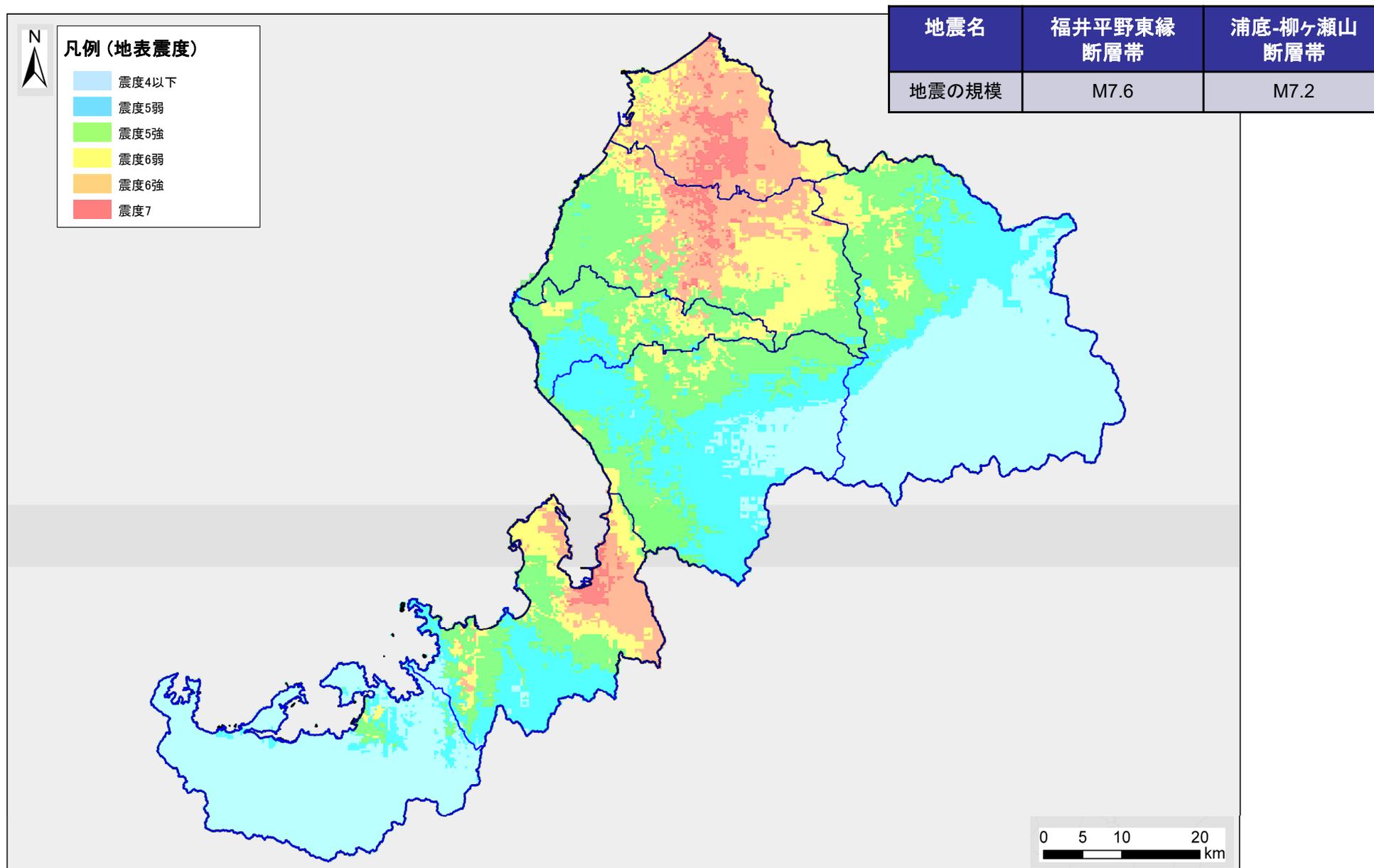
- 近畿においては、近い将来の発生の切迫性が指摘されている南海トラフ地震をはじめ、活断層が多く確認されていることから、大規模な地震が発生する可能性が高い地域となっている。このため、各府県域においては、発生すれば甚大な被害が想定される地震・津波を対象に、優先的に道路啓開計画を策定済。
- なお、各道路啓開計画等の想定と異なる災害が発生した場合には、関係機関で連携のうえ臨機応変に対応する。
- 各府県の道路啓開計画において主に対象となる、甚大な被害が想定される地震は下表のとおり。
- 次ページ以降に各府県で想定する地震の概要を、各道路啓開計画より抜粋し掲載

各府県域で甚大な被害が想定される地震

地域	想定する地震	地震の規模 (モーメントマグニチュード)	想定規模
福井県	①福井平野東縁断層帯 ②浦底-柳ヶ瀬山断層帯	②想定M=7.6 ②想定M=7.2	福井市、坂井市、敦賀市等で震度7
滋賀県	琵琶湖西岸断層帯	想定M=7.8	大津市、草津市等で震度7
京都府	花折断層帯	想定M=7.5	京都市北区・上京区・左京区・中京区・東山区・山科区・下京区の一部で震度7
大阪府	南海トラフ地震	想定M=9.0 (大阪府公表)	阪南市、岬町で震度6強 岸和田市等で津波高さ5m
兵庫県	南海トラフ地震	想定M=9.1	洲本市、南あわじ市で震度7 淡路島で津波高さ8m
奈良県	奈良盆地東縁断層帯	想定M=7.5	奈良市、大和郡山市等で震度7
和歌山県	南海トラフ地震	想定M=9.1	和歌山市、有田市、串本町等で震度7 すさみ町で津波高さ19m

## 2.2 福井県域で想定する地震の概要

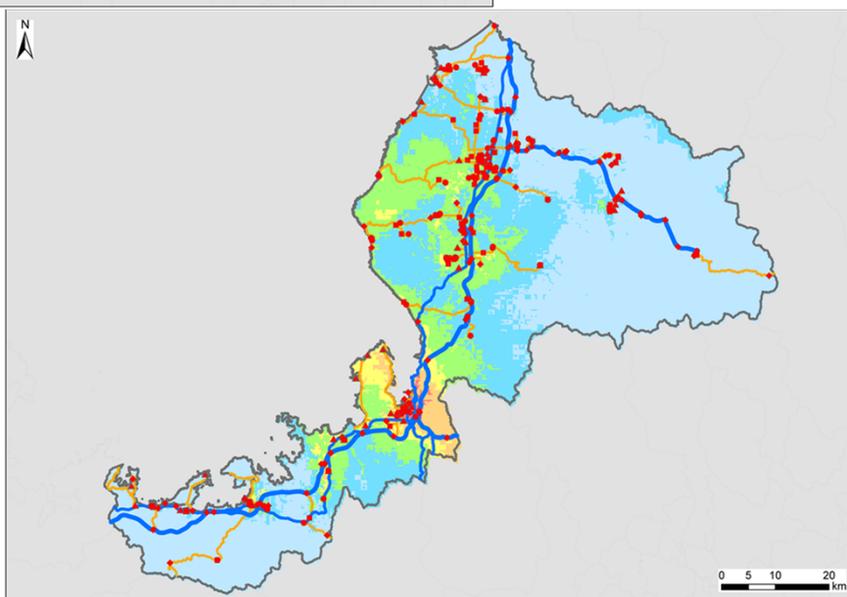
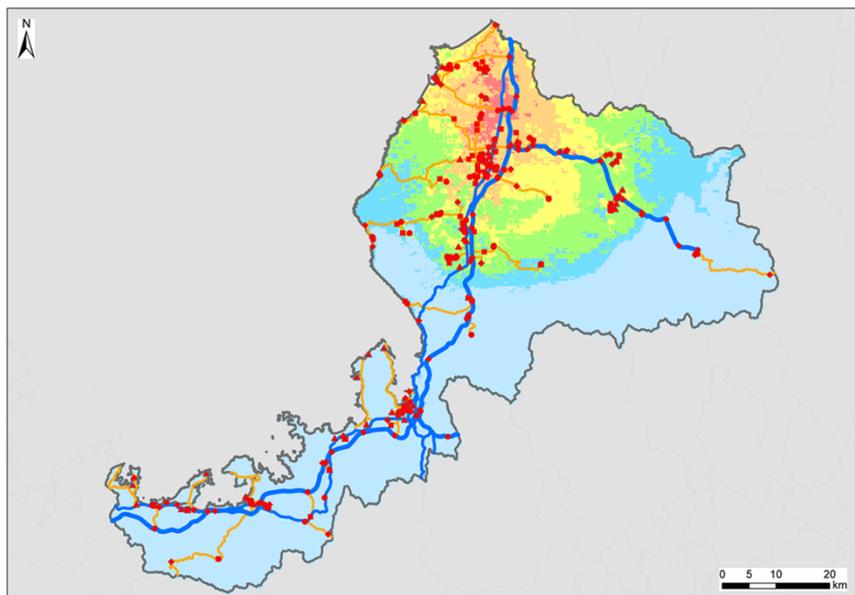
- 被害想定は、「平成22・23年度地震被害予測調査結果」(福井県)を採用。
- 福井県全域を対象として検討。



福井平野東縁断層帯地震と浦底-柳ヶ瀬山断層帯地震の重ね合わせの想定震度分布

## 2.2 福井県域で想定する地震の概要

- 福井平野東縁断層帯の最大震度は7で、福井市、あわら市、坂井市、永平寺町に分布。
- 浦底-柳ヶ瀬山断層帯の最大震度は7で、敦賀市に集中。



福井平野東縁断層帯地震と浦底-柳ヶ瀬山断層帯地震の被災想定※1

(3) 平成22・23年度地震被害予測調査結果に基づく被害想定

- ① 想定断層
  - 1 福井平野東縁断層帯 (想定M=7.6/断層長さ約4.5km): 嶺北地域に影響
  - 2 浦底-柳ヶ瀬山断層帯 (想定M=7.2/断層長さ約2.5km): 嶺南地域に影響
- ② 震度分布
 

福井平野東縁断層帯地震の最大震度は7で、福井市、坂井市、あわら市、永平寺町に分布。  
浦底-柳ヶ瀬山断層帯地震の最大震度は7で、敦賀市に集中。

③ 被害の概要

○物的被害

単位:棟

想定	建物被害						火災による被害		
	揺れと液状化による被害			半壊			秋期 (15時)	冬期 (5時)	冬期 (18時)
	全壊	計		木造	非木造	計			
木造	非木造	計	木造	非木造	計				
福井平野東縁断層帯	26,959 (8.8%)	3,058 (4.0%)	30,017 (7.7%)	36,715 (10.6%)	5,516 (7.3%)	42,231 (10.8%)	1,793 (0.5%)	421 (0.1%)	3,195 (0.8%)
浦底-柳ヶ瀬山断層帯	10,236 (3.2%)	1,737 (2.3%)	11,973 (3.1%)	17,076 (5.4%)	2,791 (3.7%)	19,866 (5.1%)	832 (0.2%)	355 (0.1%)	1,188 (0.3%)

○人的被害

単位:人

想定	人的被害					
	死者			負傷者		
	秋期 (15時)	冬期 (5時)	冬期 (18時)	秋期 (15時)	冬期 (5時)	冬期 (18時)
福井平野東縁断層帯	1,468	2,034	1,755	8,740	9,208	8,421
浦底-柳ヶ瀬山断層帯	606	763	672	3,097	3,371	3,036

※1 出典:福井県防災会議「福井県地域防災計画(震災対策編・福井県震災対策計画)」(令和6年6月改定)

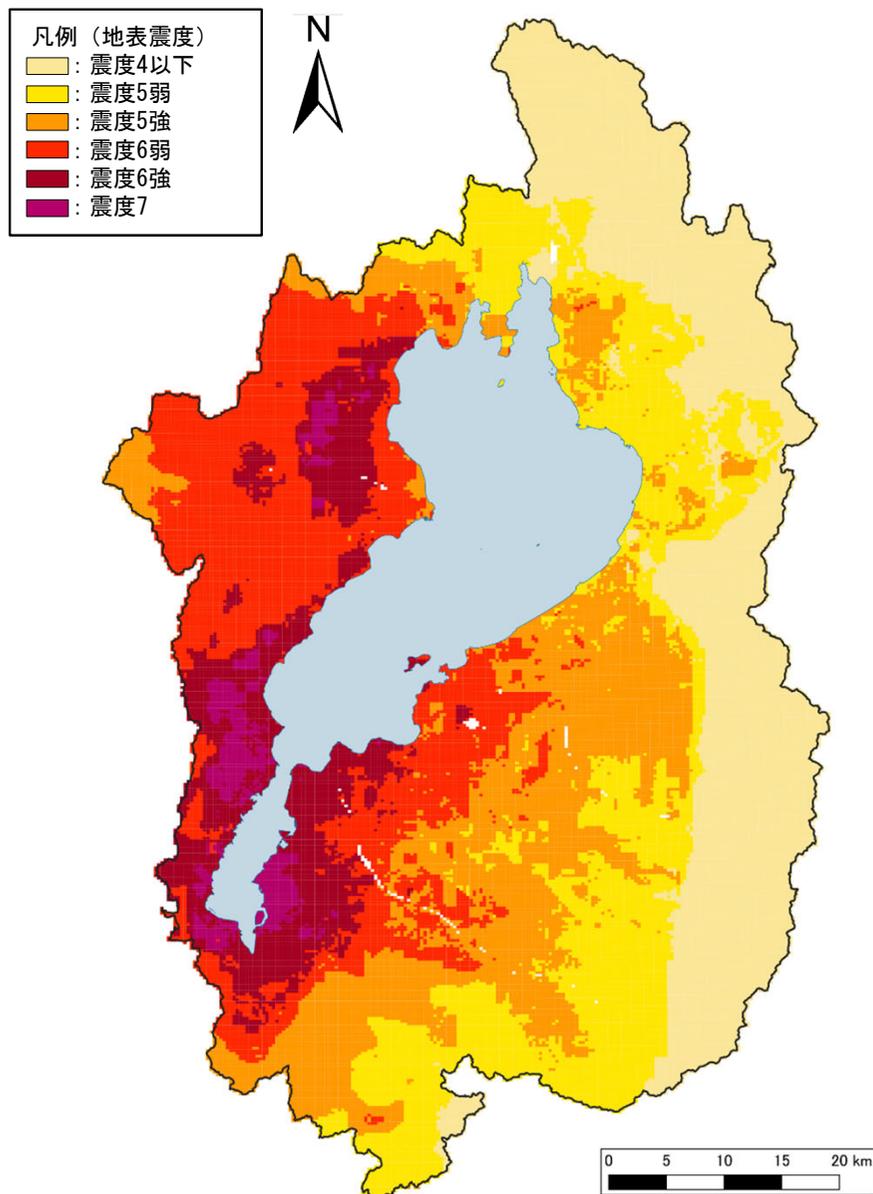
### 凡例(地表震度)

- 震度4以下
- 震度5弱
- 震度5強
- 震度6弱
- 震度6強
- 震度7

福井平野東縁断層帯地震での想定震度分布(上)・浦底-柳ヶ瀬山断層帯地震での想定震度分布(下)

## 2.3 滋賀県域で想定する地震の概要

- 琵琶湖西岸断層帯の最大震度は7。
- 震度7は大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市、近江八幡市、高島市と広域に分布。



琵琶湖西岸断層帯地震の被災想定※1

断層名		琵琶湖西岸断層帯		
ケース		南部から断層破壊(case2)		
発生時刻		夏正午	冬夕方	冬深夜
最大予測震度		震度7		
人的被害	死者(人)	1,384	1,992	2,182
	負傷者(人)	13,515	17,199	21,039
	うち重傷者(人)	1,117	1,439	1,742
建物被害	全壊棟数(棟)	38,504		
	半壊棟数(棟)	83,856		
	全焼棟数(風速8m./s)(棟)	76	3,818	32

※1 出典:滋賀県「滋賀県地震被害想定」(平成26年3月)

琵琶湖西岸断層帯地震の想定震度分布(case2)

## 2.4 京都府域で想定する地震の概要

- 京都府では、府内に影響を及ぼすことが予想される地震のうち、最も被害が大きくなる地震として、「花折断層帯」を想定している※1ことから、本計画は「花折断層帯」地震を対象に策定する。
- なお、発生確率の高い南海トラフ地震及び京都府域を震源とする直下型地震（花折断層帯以外）・海溝型地震においても、本計画を準用する。ただし、被害想定については、津波等の影響を考慮し個別に検討するものとする。

※1 出典：京都府防災会議「京都府地域防災計画（震災対策計画編）」（令和4年6月修正）

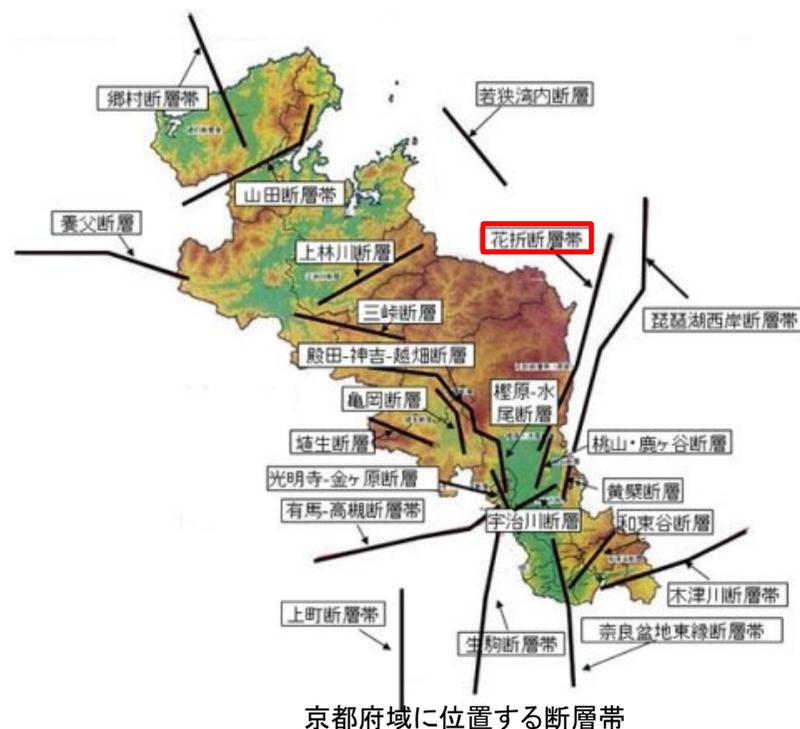
地震被害総括表

京都府計

断層名	最大予測震度	人的被害					建物被害			
		死者数 (人)	負傷者数		要救助者数 (人)	短期避難者数 (人)	全壊 (棟)	半壊・一部半壊 (棟)	焼失建物 (棟)	
			負傷者数 (人)	重傷者数 (人)						
花折断層帯	花折断層帯	7	4,660	60,830	9,870	27,400	239,820	110,710	147,050	23,500
	桃山-鹿ヶ谷断層	6強	2,300	23,600	2,300	12,100	194,500	52,800	38,200	2,100
黄檗断層	6強	800	13,200	1,000	6,200	94,100	17,300	25,400	1,100	
奈良盆地東縁断層帯	7	1,900	19,700	2,000	10,700	248,500	46,000	89,500	7,100	
西山断層帯	亀岡断層	7	400	6,900	500	3,000	102,000	13,500	42,900	1,300
	檜原-水尾断層	7	1,300	17,800	1,600	9,000	206,100	24,900	38,000	2,000
	殿田-神吉-越畑断層	7	3,400	34,900	3,900	19,000	426,000	77,600	155,500	8,600
	光明寺-金ヶ原断層	7	800	14,300	1,100	6,900	127,500	15,500	37,300	1,600
三峠断層	7	1,200	7,900	1,300	6,000	95,700	38,300	44,700	7,600	
上林川断層	7	1,200	8,300	1,300	5,800	101,500	39,500	47,600	7,700	
若狭湾内断層	5強	0	60	0	20	5,400	600	2,600	0	
山田断層帯	7	1,700	9,000	1,600	6,800	108,100	55,000	49,300	13,200	
郷村断層帯	7	2,200	12,700	2,300	9,300	149,400	76,600	60,600	16,300	
上町断層帯	6弱	90	3,700	100	1,200	64,300	5,000	28,700	400	
生駒断層帯	7	3,400	30,300	3,500	18,500	367,200	65,200	123,800	7,500	
琵琶湖西岸断層帯	6強	1,100	36,500	4,100	18,900	228,500	39,300	63,600	4,000	
有馬-高槻断層帯	有馬-高槻断層	7	2,900	43,900	5,200	26,800	340,500	50,800	80,600	7,400
	宇治川断層	7	1,200	22,800	2,200	12,100	206,800	21,200	35,500	2,000
木津川断層帯	7	1,600	18,400	1,700	9,300	236,200	40,700	88,800	6,100	
壺生断層	7	1,500	20,000	1,700	9,700	262,300	38,000	101,900	3,500	
養父断層	7	700	7,200	800	3,900	105,100	29,000	58,800	4,900	
和東谷断層	6強	400	5,500	500	2,600	77,400	12,300	32,500	2,300	
東南海・南海地震	6弱	130	6,200	140	2,000	111,600	10,400	51,900	400	

京都府地震被害想定調査結果(2008及び2024)

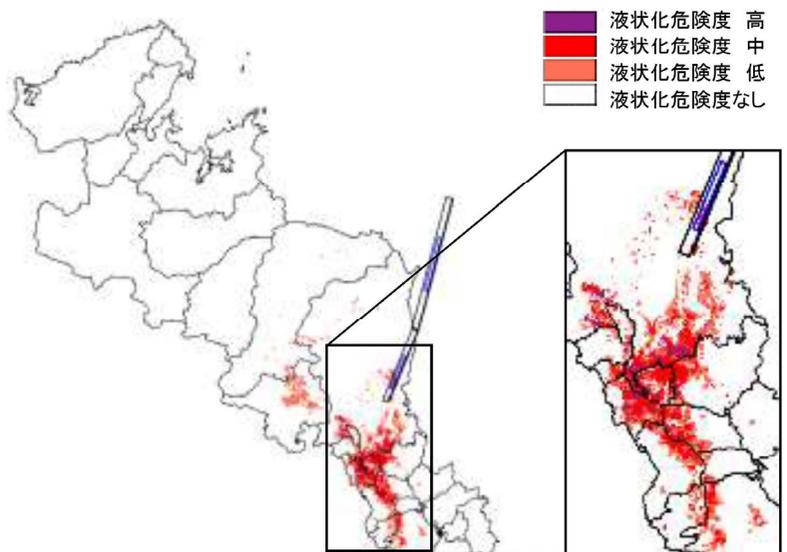
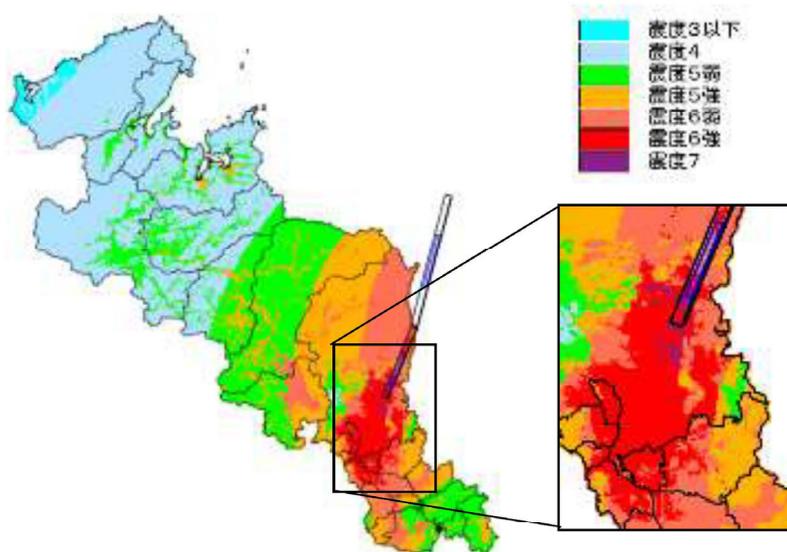
出典)地震・津波被害総括表(R6)(京都府HP)



出典)京都府域に位置する断層帯(京都府HP)

## 2.4 京都府域で想定する地震の概要

- 「花折断層帯」地震の地震動予測と液状化危険度は、令和6年の京都府地震被害想定を活用する。なお、京都市域は令和5年の京都市第4次地震被害想定の結果を活用する。



出典：花折断層帯地震被害想定（令和6年 京都府）

「花折断層帯」地震の地震動予測において震度7、6強のエリア

震度	エリア
震度 7	京都市北区・上京区・左京区・中京区・東山区・山科区・下京区の一部に分布
震度 6 強	京都市の市街地から宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、大山崎町、久御山町の一部にかけて分布

出典：花折断層帯地震被害想定（令和6年 京都府）

# 2.5 大阪府域で想定する地震の概要

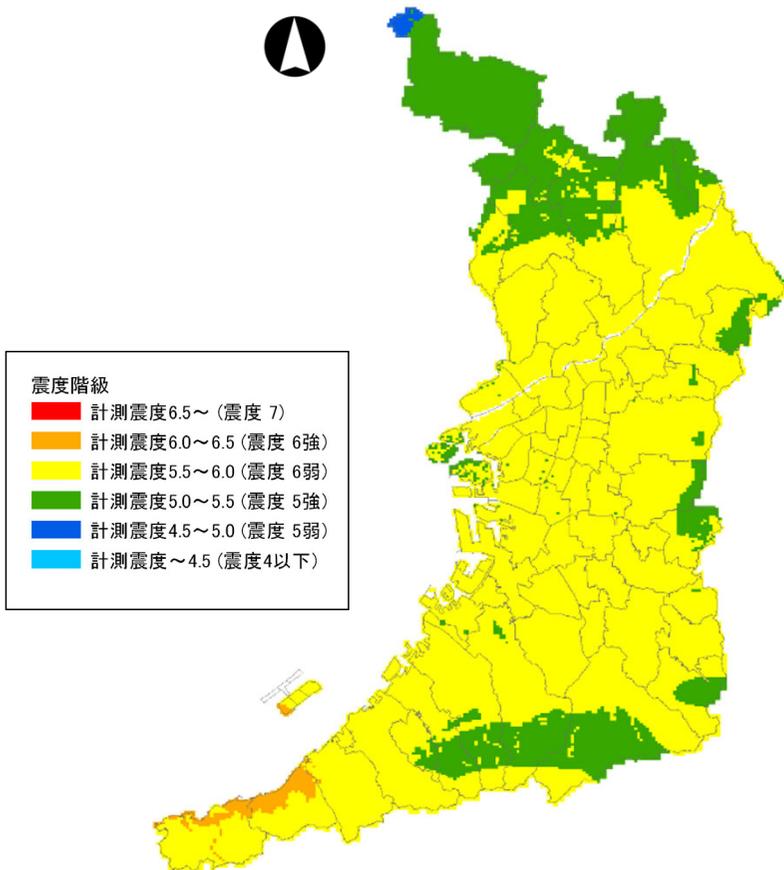
➤ 南海トラフ地震が発生すると、大阪府内で震度5～6強の強い揺れが発生し※3、地震発生から約60分で4mの津波が岬町、約110分で大阪市に到達する※4と想定されている。

想定地震

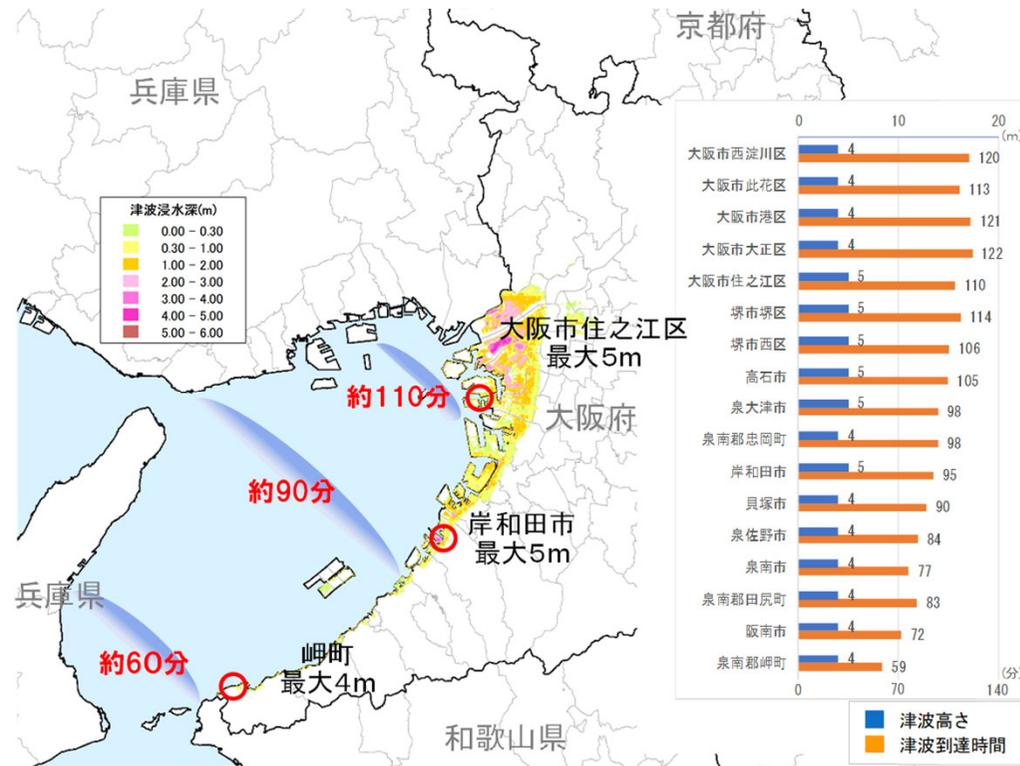
想定地震モデル	① 3連動地震 中央防災会議 (H15)	② 南海トラフ巨大地震	
		内閣府 (H24)	大阪府 (H25)
地震の規模 (モーメントマグニチュード)	Mw8.7	Mw9.1	Mw9.0
震源断層の位置	南海トラフ (静岡県～高知県)	南海トラフ (静岡県～宮崎県)	南海トラフ (静岡県～宮崎県)

大阪府内の被害想定

項目		被害想定
人的被害 (死者)		13.4万人 (津波の早期避難率が低い場合)
		0.9万人 (津波の避難が迅速な場合)
建物被害 (全壊)		17.9万棟
ライフライン	停電	234万軒
	ガス供給停止	115万戸
	電話不通	142万加入者
	水道断水	832万人
経済被害	資産等の被害額	23.2兆円
	生産・サービス低下	5.6兆円



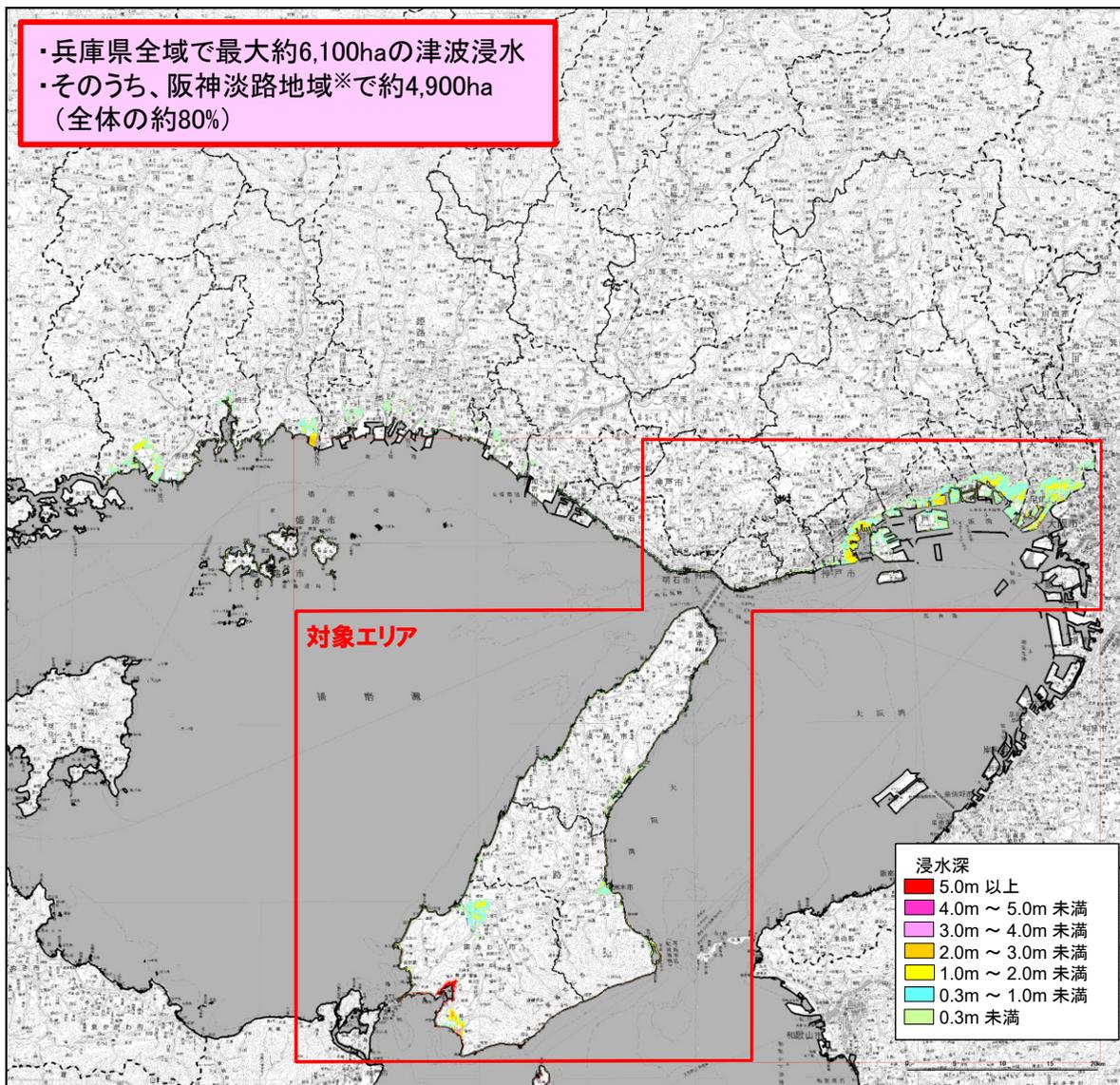
地震の規模がMw9.0の南海トラフ地震の震度分布



南海トラフ地震の津波高さ、津波到達時間、津波浸水想定

## 2.6 兵庫県域で想定する地震の概要

- 関東地方に次ぐ生活・経済圏を抱える近畿地方では、南海トラフ巨大地震の発生により甚大な被害が危惧されている。
- 被害想定は、「兵庫県 南海トラフ巨大地震津波被害想定」(平成26年6月 兵庫県公表)を採用。
- 当面は、顕著な津波被害が危惧される「阪神淡路地域」を対象エリアとして検討。



	内閣府 (H24)	兵庫県 (H26)
地震名	南海トラフ巨大地震 (陸側)	南海トラフ巨大地震 (陸側)
地震の規模	M9.0	M9.0
浸水面積	約1,900ha	約6,100ha

地域名	市町名	浸水面積 (ha)	全体比率 (%)
阪神	神戸市	1,586	26
	尼崎市	981	16
	西宮市	911	15
	芦屋市	79	1
	合計	3,557	58
淡路	洲本市	215	4
	南あわじ市	964	16
	淡路市	167	3
	合計	1,346	22
播磨	明石市	24	0
	加古川市	17	0
	高砂市	86	1
	播磨町	3	0
	姫路市	276	4
	相生市	84	1
	たつの市	259	4
	赤穂市	489	8
合計	1,238	20	
全体		6,141	100

※四捨五入により浸水面積、全体比率の合計が一致しない

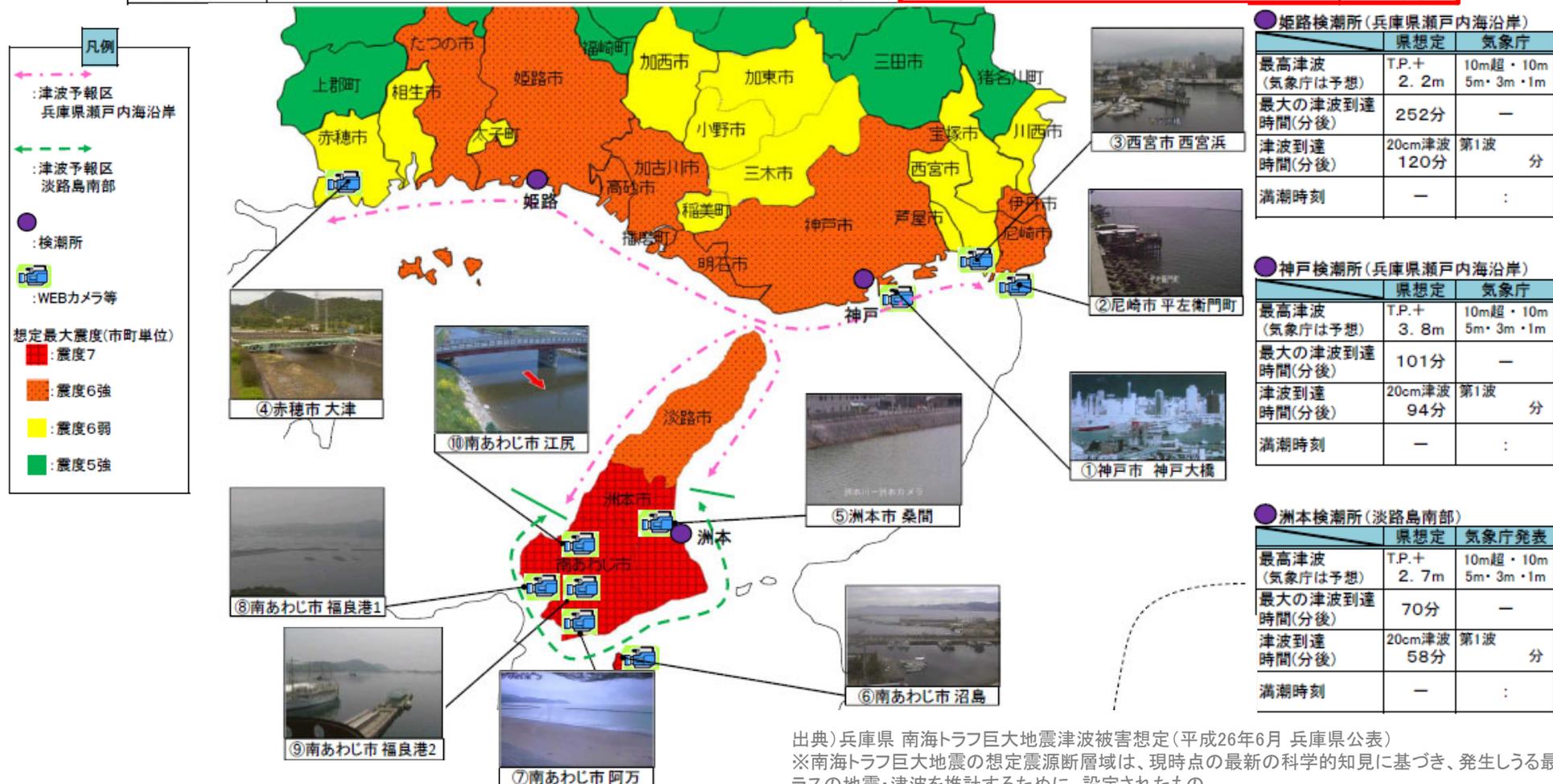
出典) 兵庫県 南海トラフ巨大地震津波被害想定(平成26年6月 兵庫県公表)  
 ※南海トラフ巨大地震の想定震源断層域は、現時点の最新の科学的知見に基づき、発生しうる最大クラスの地震・津波を推計するために、設定されたもの。

## 2.6 兵庫県域で想定する地震の概要

- 兵庫県内で震度5～7の強い揺れの発生が想定される。
- 阪神地域で約3～4m、淡路島で約3～8mの津波の発生が想定される。
- 本計画の想定と異なる被害が発生した場合には、関係機関で連携のうえ臨機応変に対応。

兵庫県の南海トラフ巨大地震津波浸水想定結果

	赤穂市	相生市	たつの市	姫路市	高砂市	加古川市	播磨町	明石市	神戸市	芦屋市	西宮市	尼崎市	淡路市	洲本市	南あわじ市
最高水位 (T.P. m)	2.8	2.8	2.3	2.5	2.3	2.2	2.2	2.0	3.9	3.7	3.7	4.0	3.1	5.3	8.1
最高水位の 時間(分後)	555分 (9時間15分)	397分 (6時間37分)	396分 (6時間36分)	129分 (2時間9分)	247分 (4時間7分)	116分 (1時間56分)	116分 (1時間56分)	559分 (9時間19分)	101分 (1時間41分)	123分 (2時間3分)	123分 (2時間2分)	138分 (2時間18分)	73分 (1時間13分)	53分	72分 (1時間12分)
1mの水位上昇 時間(分後)	120	120	120	120	117	113	110	115	83	111	112	117	65	45	44
津波予報区	兵庫県瀬戸内海沿岸													淡路島南部	

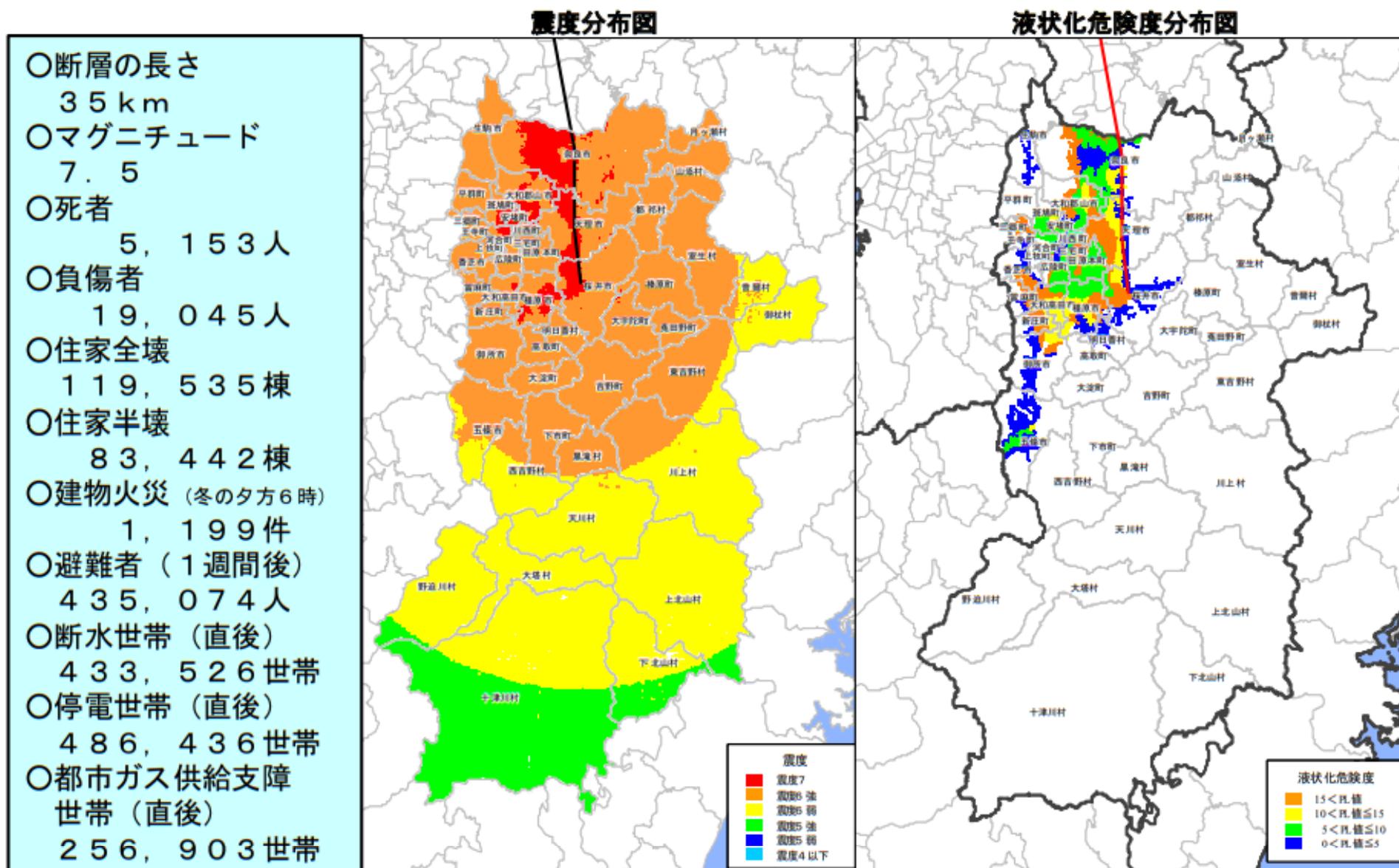


出典)兵庫県 南海トラフ巨大地震津波被害想定(平成26年6月 兵庫県公表)  
 ※南海トラフ巨大地震の想定震源断層域は、現時点の最新の科学的知見に基づき、発生しうる最大クラスの地震・津波を推計するために、設定されたもの。

兵庫県の南海トラフ巨大地震津波浸水想定結果

## 2.7 奈良県域で想定する地震の概要

- 奈良盆地東縁断層帯の最大震度は7で、奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、宇陀市、斑鳩町、安堵町、川西町、明日香村、広陵町、河合町に分布。



※1 出典:奈良県「第2次奈良県地震被害想定調査報告書発行」(平成17年3月)

# 2.8 和歌山県域で想定する地震の概要

- 和歌山県の沿岸部では、多くの市町村で震度6強～震度7を記録。
- 県南部の地域では、地震発生後約3分で津波が到達。

## 2.1 想定地震

想定地震モデル	① 3連動地震 中央防災会議（2003年）※1	② 巨大地震 内閣府（2012年）※2
地震の規模 (モーメントマグニチュード)	Mw8.7	Mw9.1
震源断層の位置	南海トラフ (静岡県～高知県)	南海トラフ (静岡県～宮崎県)

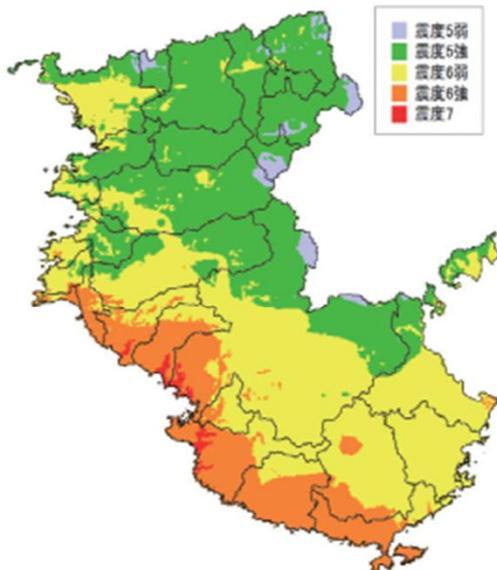
※1 中央防災会議・東南海、南海地震等に関する専門調査会「東南海、南海地震に関する報告」(2003.12)

※2 内閣府・南海トラフの巨大地震モデル検討会「第二次報告」(2012.8)

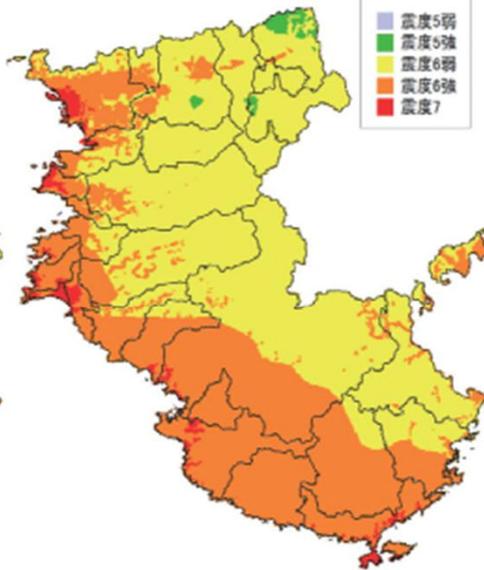
## 2.2 震度予測

○震度予測図

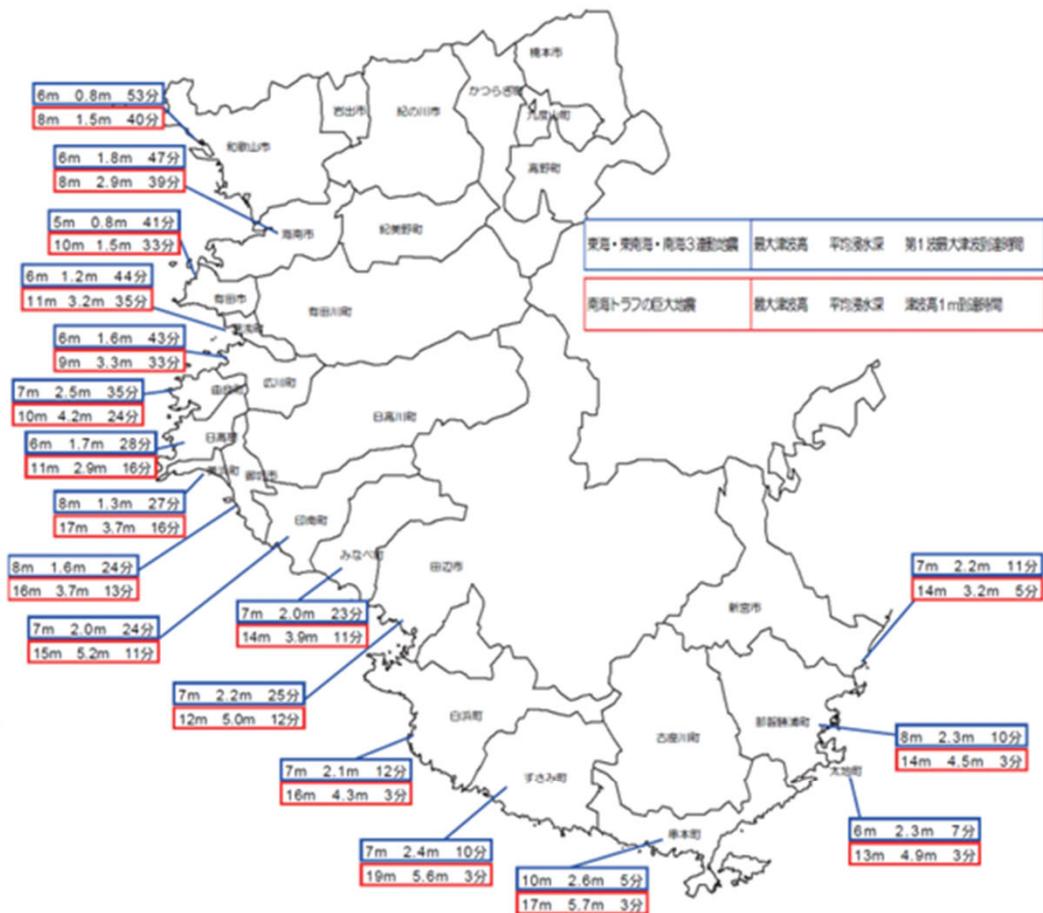
【3連動地震】



【巨大地震】



## 2.3 最大津波高、平均浸水深、津波到達時間



出典:「和歌山県地域防災計画(平成27年度修正)」和歌山県防災会議  
【平成26年10月公表地震被害想定】

## 2.8 和歌山県域で想定する地震の概要

- 巨大地震による津波により、国道26号及び国道42号では約100kmの区間が浸水。
- 津波により橋梁の重大な損傷；53橋、海岸擁壁の重大な損傷；約20km、ガレキ堆積；約30kmの被害が想定。

### 2.4 南海トラフ地震(巨大地震)による直轄国道の被害想定



---

## 3. 啓開ルート計画

## 3.1 主要拠点の設定

- 災害発生時の応急対応や復旧・復興の円滑な実施を支えるための「主要拠点」に向けたアクセスルートを啓開することが必要である。
- 主要拠点は、南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（内閣府）、緊急輸送道路ネットワーク計画等で定められた防災拠点等を設定。
- 以降に各啓開計画で設定する主要拠点の分類について、各啓開計画より抜粋し掲載

主要拠点の分類（福井県域）

種別	主な機能	代表的な選定施設	設定方法
災害情報 ・道路管理拠点	災害情報の収集・集約および提供、道路啓開	国交省福井河川国道事務所、 県庁、県土木事務所、 市役所・町役場、 県警察本部、警察署 等	②
緊急輸送拠点	緊急時の物的・人的輸送の玄関口、備蓄・集積拠点	福井空港、ヘリポート、港湾、 IC、道の駅 等	①②
ライフライン ・生活物資拠点	日常生活を維持するために必要不可欠なライフラインおよび生活必需品の確保	電気・電話・ガス・水道、 石油備蓄基地、原子力発電所 等	②
消火・救難医療拠点	消火・救助等の救難活動および負傷者の治療	消防機関、災害拠点病院、救急病院 等	②

- ①南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（内閣府）  
②緊急輸送道路ネットワーク計画

# 3.1 主要拠点の設定

主要拠点の分類(滋賀県域)

種別	主な機能	代表的な選定施設	設定方法
広域防災拠点	災害時に広域応援のベースキャンプや救援・物資輸送にあたって利活用が可能な施設	国、県等で定めている以下の施設 広域進出拠点、広域物流拠点 等	①②
物資拠点	災害時に県内の備蓄物資および県外から供給される物資を受け入れ、地域内の拠点や避難所等への輸送機能を有している拠点	備蓄基地、物流拠点 等	②
災害対策拠点	災害時に道路啓開実施の司令塔としての機能を有している施設	国土交通省 県庁、県土木事務所 市役所・町役場	②
救命活動拠点	災害時に傷病者の受入れや医療救護チームの派遣を行う拠点、あるいはそれらの機能を補完する拠点	災害拠点病院 等	②
救助活動拠点	災害時に道路啓開実施の実行機能を保有している拠点、あるいは救命救助活動の司令塔としての機能を有している拠点	消防本部・署 警察本部・署 自衛隊駐屯地	②
輸送活動拠点	災害時に人員、物資、燃料及び資機材等の輸送機能を有している拠点	空港、港湾、漁港 ヘリポート 鉄道駅前広場	②
ライフライン拠点	災害時に特に早期の復旧が必要となるライフラインの拠点	高速道路会社・公社 ライフライン関連施設 放送局 等	②
その他拠点	その他の応急復旧に必要なとなる施設	広域避難地	②

①南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画(内閣府)

②緊急輸送道路ネットワーク計画

主要拠点の分類(京都府域)

種別	主な機能	代表的な選定施設	設定方法
広域防災拠点	災害時に広域応援のベースキャンプや救援・物資輸送にあたって利活用が可能な施設	広域防災拠点、集結拠点	①②
物資拠点	災害時に道路啓開実施の司令塔としての機能を有している施設	物流拠点、備蓄倉庫、道の駅 等	①②
災害対策拠点	災害時に傷病者の受入れや医療救護チームの派遣を行う拠点、あるいはそれらの機能を補完する拠点	国土交通省、府庁、府広域振興局、 市区町村役場 等	①②
救命活動拠点	災害時に道路啓開実施の実行機能を保有している拠点、あるいは救命救助活動の司令塔としての機能を有している拠点	災害医療拠点(病院) 等	①
救助活動拠点	災害時に傷病者の受入れや医療救護チームの派遣を行う拠点、あるいはそれらの機能を補完する拠点	消防、警察、自衛隊 等	①②
輸送活動拠点	災害時に人員、物資、燃料及び資機材等の輸送機能を有している拠点	港湾、漁港、ヘリポート、 航空燃料補給場所、 鉄道駅前広場 等	①②
ライフライン拠点	災害時に特に早期の復旧が必要となるライフラインの拠点	高速道路会社・公社、 ライフライン関連施設、放送局 等	②
その他拠点	その他の応急復旧に必要なとなる施設	広域避難地	②

①南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画(内閣府)

②京都府・京都市地域防災計画

# 3.1 主要拠点の設定

## 主要拠点の分類(大阪府域)

種別	主な機能	代表的な選定施設	設定方法
基幹的広域防災拠点	国が運用し広域的な緊急物資や、復旧資機材の輸送に当たり中心的役割を果たす拠点施設	堺泉北港堺2区	①
広域防災拠点	大規模災害時における迅速かつ的確な応急対策の実施のために、広域防災拠点が次の機能を発揮するよう施設の適切な管理・運営に努める (1) 府の備蓄拠点、物資集積・輸送拠点 (2) 航空機を活用した物資輸送拠点(災害時用臨時ヘリポートとして利用) (3) 消防、警察、自衛隊各機関の活動拠点	大阪北部、 大阪中部(八尾空港周辺)、 大阪南部(りんくうタウン)	②
後方支援活動拠点	自衛隊、消防、警察等、広域的支援部隊の活動拠点	公園、緑地	②
災害拠点病院	重症患者の救命医療を行うための高度な診療、医薬品等の備蓄、医療救護班の派遣・受入れ、広域患者搬送への対応機能をもつ拠点施設	基幹災害拠点病院、 地域災害拠点病院	②
特定診療災害医療センター	循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療及び精神疾患等、特定の疾病は専門医療の対策拠点	医療センター、がんセンター	②
製油所・油槽所	災害応急対策活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料を確実に確保するための拠点施設	出光岸和田油槽所、JXTG堺製油所、 コスモ堺製油所	①

- ①南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画(内閣府)  
②大阪府地域防災計画

## 主要拠点の分類(兵庫県域)

種別	主な機能	代表的な選定施設	設定方法
防災拠点	「南海トラフ地震における具体的な応急活動に関する計画」で定められた、救援・物資輸送にあたって利活用が可能な拠点施設	広域進出拠点(SA・PA等)、 広域物資輸送拠点、空港・港湾施設	①
広域防災拠点	災害発生時に救援・救護、復旧活動等の拠点として、以下の機能を有する施設 (1) 被災者用物資等の備蓄機能 (2) 救援物資の集積・配送機能 (3) 応急活動要員の集結・宿泊・出動機能	県広域防災拠点	②
災害拠点病院	重症患者の救命医療を行うための高度な診療、医薬品等の備蓄、医療救護班の派遣・受入れ、広域患者搬送への対応機能を持つ施設	県災害拠点病院	②
地域防災拠点	他地域や広域防災拠点から派遣される要員や救援物資などの受け皿であり、消防、救援・救助、復旧等の活動拠点、物資などの備蓄・補完拠点、情報通信拠点としての機能を持つ施設	公園、学校(グラウンド)	③
災害対応病院	県が指定する災害拠点病院に準じ、災害時等に被災患者の受入及び治療のほかに、市が設置する救護所への医薬品や衛生資材等の提供、救護班の派遣等の役割を担う施設	災害対応病院	③
災害対策拠点	災害時に道路啓開実施の司令塔としての機能を有している拠点	国道事務所、県庁、県土木事務所、 市役所、高速道路管理事務所、 港管理事務所	④
救助活動拠点	災害時に道路啓開実施の実行機能を保有している拠点、あるいは救命救助活動の司令塔としての機能を有している拠点	消防本部、警察本部、 自衛隊(基地)、警察署・消防署	④
ヘリポート	特に孤立が懸念される淡路島の救命・救助活動の拠点施設	ヘリポート(公設)	⑤

- ①南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画(内閣府)  
②兵庫県指定拠点(兵庫県地域防災計画)  
③市指定(整備)拠点(各市地域防災計画)  
④兵庫県緊急輸送道路ネットワーク計画  
⑤「兵庫県ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧」に記載の淡路島の施設(公設)

# 3.1 主要拠点の設定

主要拠点の分類(奈良県域)

種別	主な機能	代表的な選定施設	設定方法
災害管理対策拠点	災害時に応急復旧や道路啓開実施の司令塔としての機能を有している施設	県庁、総合庁舎、市町村役場、道路管理者（土木事務所）、交通管理者（県警）、陸運支局、道路管理者（国土交通省）、郵便局、気象台、放送局	①
輸送拠点	緊急時における人的、物資輸送の玄関口、備蓄、集積	ヘリポート、卸売市場、トラックターミナル、インターチェンジ、サービスエリア、道の駅、鉄道駅前広場	①
ライフライン拠点	日常生活に必要不可欠なライフラインの維持	上下水道、ガス、電気、電話	①
救助活動拠点	災害後の消火、救助等の救難活動 負傷者の治療介護	消防署、日本赤十字社、災害拠点病院等、広域避難地、自衛隊基地	①
広域防災拠点	緊急物資の備蓄、復旧用資機材の備蓄 地域内外からの物資の集積、配送拠点 救援、復旧活動に当たる機関の駐屯拠点	広域防災拠点	①

①緊急輸送道路ネットワーク計画

主要拠点の分類(和歌山県域)

種別	主な機能	代表的な選定施設	設定方法
広域防災拠点	災害時に広域応援のベースキャンプや被災地方面に移動する際の一次的な目標として活用可能な機能を有している拠点	広域防災拠点、SA・PA、道の駅	①
物資拠点	災害時に県内の備蓄物資および県外から供給される物資を受け入れ、地域内の拠点や避難所等への輸送機能を有している拠点	備蓄基地、物資集積拠点	①②
災害対策拠点	災害時に道路啓開における司令塔としての機能を有している拠点	国土交通省、和歌山県庁、県総合庁舎等、市役所	①③
救命活動拠点	災害時に傷病者の受入れや医療救護チームの派遣を行う拠点、あるいはそれらの機能を有している拠点	災害医療拠点、その他医療施設	①③
救助活動拠点	災害時に道路啓開の実行機能を保有している拠点、あるいは救命救助活動の司令塔としての機能を有している拠点	消防、警察、自衛隊	①③
輸送活動拠点	災害時に人員、物資、燃料及び資機材等の輸送機能を有している拠点	空港、港湾、漁港、ヘリポート、鉄道駅前広場	①
道路防災拠点	道路災害用資材置き場	災害用機資材置き場	①③
ライフライン拠点	災害時に特に早期の復旧が必要となるライフラインの拠点	高速道路会社・公社、ライフライン関連施設、鉄道関連施設、放送局、浄水場	①③
その他拠点	部会等で意見があった「地域の生活支援」に必要な拠点	地域拠点、津波排水関連場所	②③④

①緊急輸送道路ネットワーク図

②和歌山県広域受援計画

③部会意見

④津波排水運用計画

## 3.2 啓開ルートの設定

- 津波被害想定をもとに、緊急輸送道路ネットワーク等を考慮し、優先的に啓開すべき道路を『啓開ルート』として選定。
- 主要拠点の啓開作業を実施するため、拠点種別に応じた優先度ルートを設定。

### 【優先度の観点】

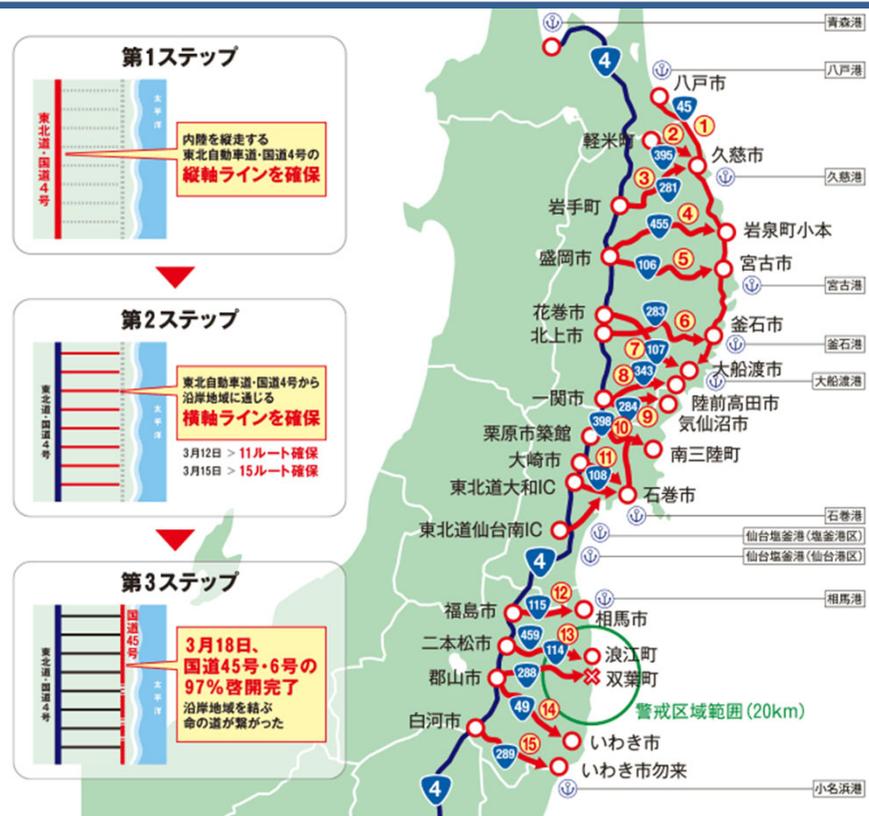
- 優先度(高): 人命救助やオペレーションの中核となる拠点
- 優先度(中): 中核となる拠点をサポートする応急復旧のための拠点
- 優先度(低): 優先度高・中以外の緊急輸送ネットワーク計画で定められている地域生活のための拠点、その他避難者の生活を支援する拠点

※迅速な啓開作業に向け、自衛隊等の関係機関とは、啓開ルート及び主要拠点(優先度含め)の事前共有や啓開作業状況の共有を行う。  
※また、早期(72時間以内)に復旧が困難な場合については、海路や空路を活用したアクセスルートの確保を検討する。

出典: 和歌山県道路啓開計画 P11

### 3.3 道路啓開の目標

- 人命救助で生存率が大きく変化する時間は3日間とされ、一般的に『72時間の壁』と言われている。
- 東日本大震災では、「くしの歯」として集約した16ルートに対して集中的に点検・調査を実施し、道路啓開を優先した。
- 道路啓開がその後の消火活動や救命・救助活動、緊急物資の輸送等を支えるため、人命救助の72時間の壁を意識しつつ、広域緊急交通路及び広域防災拠点等へのアクセスルートの啓開を概ね完了させる。
- なお、東日本大震災では、道路啓開が概ね完了するまで7日間を要したことから、被災状況に応じて、72時間以降も道路啓開を継続する場合がある。
- 次ページ以降に、各府県の啓開目標を各道路啓開計画より抜粋して掲載



出典:国土交通省 東北地方整備局  
東日本大震災「くしの歯作戦」での啓開ルート

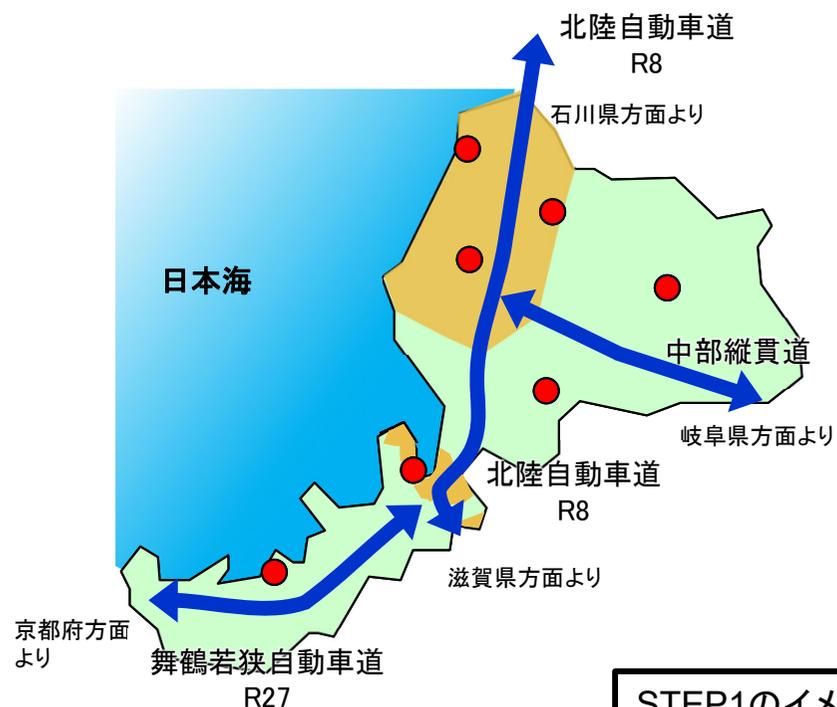
# 3.3 道路啓開の目標

## (1) 福井県域

➤ 人命救助を目指した救助・救援ルートを確認するため、発災後72時間以内に「基幹ルート」、「主要拠点への進出ルート」の道路啓開の概ね完了を目標。

### 【STEP1⇒24時間以内に啓開完了(目標)】

- ・基幹ルートを確認
- ・主要拠点への進出ルートの啓開を開始



### 【STEP2⇒72時間以内に啓開完了(目標)】

- ・主要拠点への進出ルートを確認



- : 甚大な被害が発生している区域
- : 主要拠点
- ➡ : 基幹ルート
- ➡ : 主要拠点への進出ルート

**基幹ルート**: 救助・救援、応急復旧活動の基幹となる広域交通を可能とするルート(自動車専用道路等で設定)  
**主要拠点への進出ルート**: 基幹ルートと防災上の主要な拠点を結ぶルート(一般国道、県道、市道等で設定)  
 ※上記のルートを総称して「啓開ルート」とする。

# 3.3 道路啓開の目標

## (2) 滋賀県域

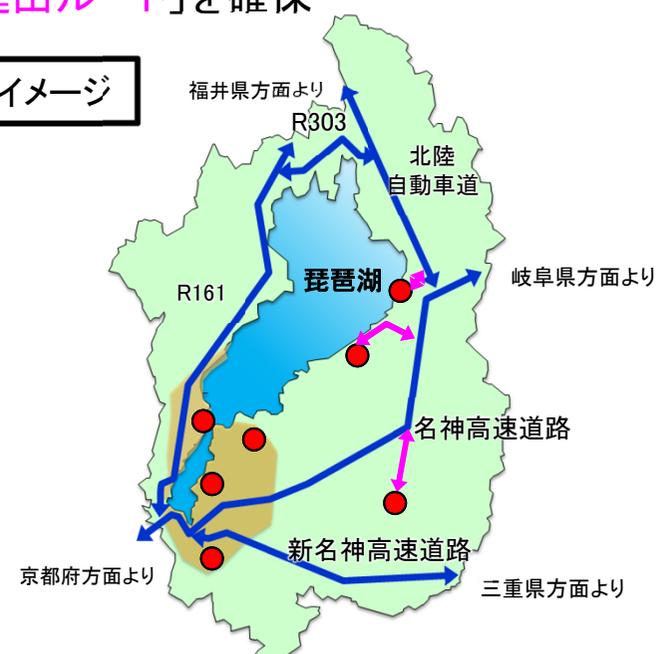
➤ 発災後概ね72時間以内に「基幹ルート」、「主要拠点への進出ルート」の道路啓開の完了を目標。

### 【STEP1⇒24時間以内概ね完了目標】

各方面から大津市等へ向かう「基幹ルート」を確保  
(安全性を確認)

甚大な被害が発生していない区域の  
「主要拠点への進出ルート」を確保

STEP1のイメージ

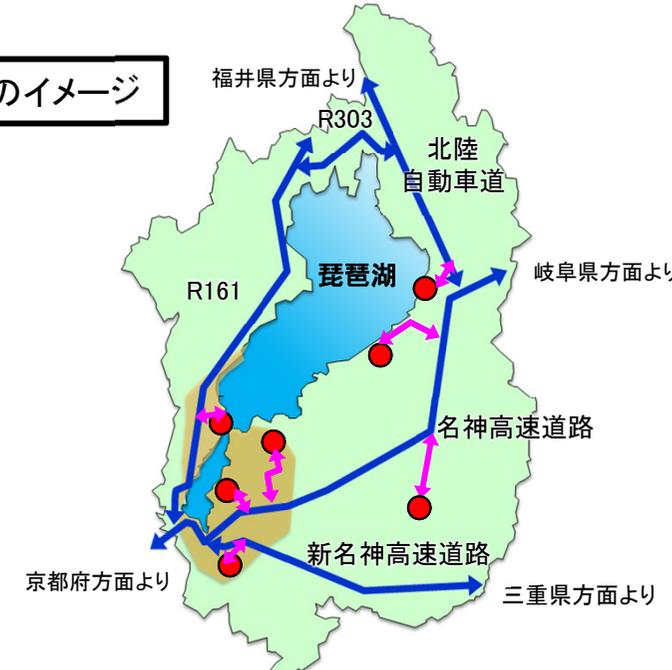


- : 甚大な被害が発生している区域
- : 主要拠点
- : 基幹ルート
- : 主要拠点への進出ルート

### 【STEP2⇒72時間以内概ね完了目標】

甚大な被害が発生している区域の  
「主要拠点への進出ルート」を確保  
(必要に応じて迂回路を確保)

STEP2のイメージ



**基幹ルート**: 救助・救援、応急復旧活動の基幹となる広域交通を可能とするルート(自動車専用道路等で設定)  
**主要拠点への進出ルート**: 基幹ルートと防災上の主要な拠点を結ぶルート(一般国道、県道、市道等で設定)  
 ※上記のルートを総称して「啓開ルート」とする。

# 3.3 道路啓開の目標

## (3) 京都府域

➤ 発災後概ね24時間内に「基幹ルート」及び甚大な被害が発生していない区域の「主要拠点への進出ルート」の道路啓開を完了し、概ね72時間以内に甚大な被害が発生している区域の「主要拠点への進出ルート」の道路啓開を完了することを目標。

### 【STEP1⇒概ね24時間以内完了(目標)】

各方面から京都市街地へ向かう「基幹ルート」を確保(安全性を確認)

甚大な被害(土砂災害等)が発生していない区域の「主要拠点への進出ルート」を確保



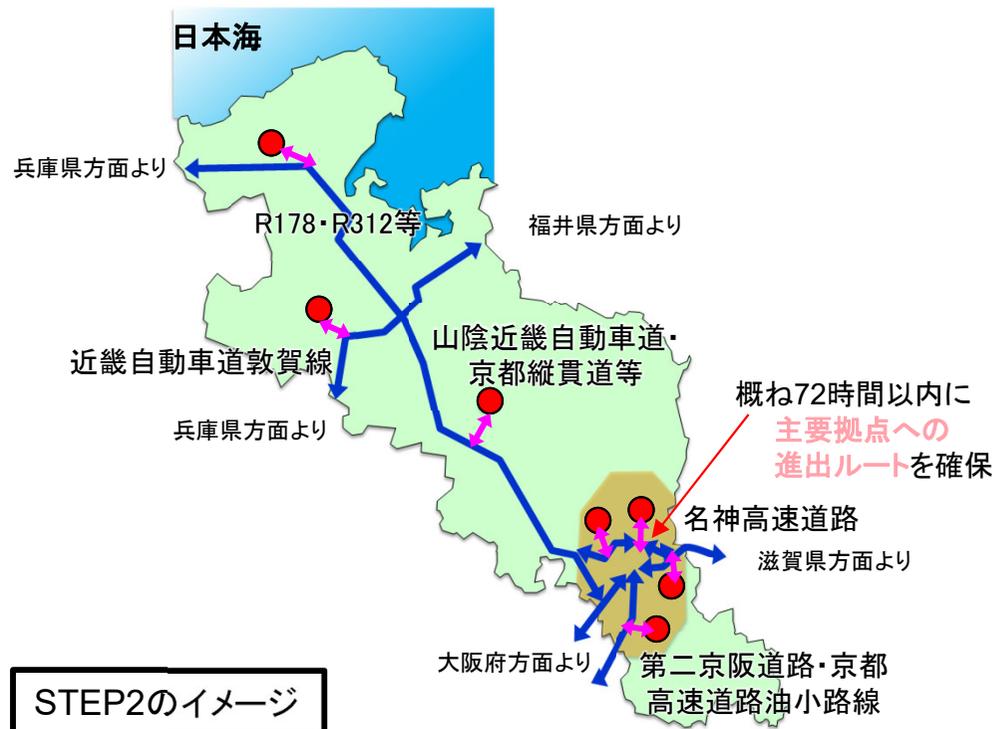
STEP1のイメージ

- : 甚大な被害が発生している区域
- : 主要拠点
- : 基幹ルート
- : 主要拠点への進出ルート

### 【STEP2⇒概ね72時間以内完了(目標)】

甚大な被害が発生している区域の「主要拠点への進出ルート」を確保

(必要に応じてう回路を確保)



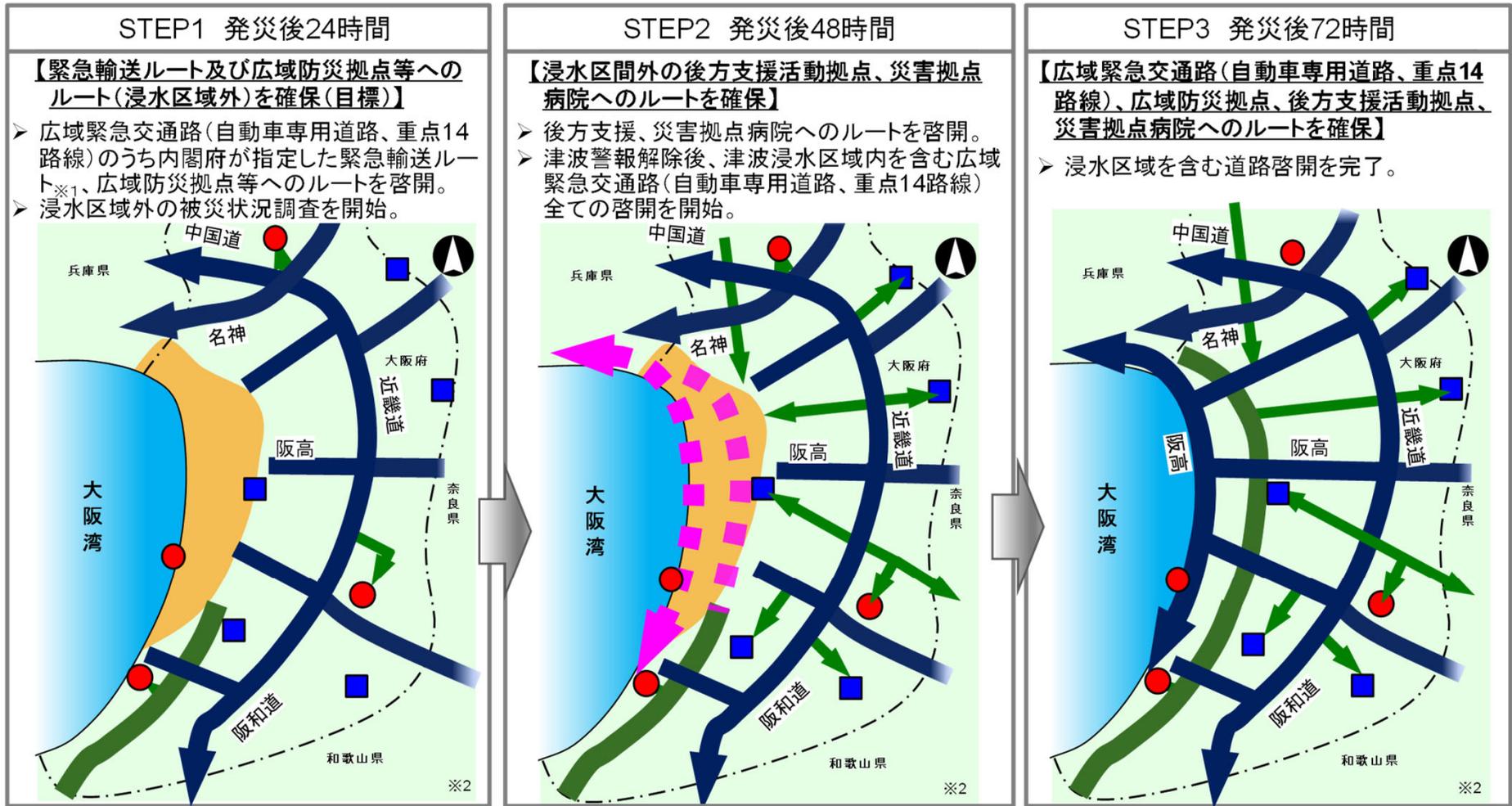
STEP2のイメージ

基幹ルート: 救助・救援、応急復旧活動の基幹となる広域交通を可能とするルート(自動車専用道路等で設定)  
 主要拠点への進出ルート: 基幹ルートと防災上の主要な拠点を結ぶルート(一般国道、府道、市道等で設定)

# 3.3 道路啓開の目標

## (4) 大阪府域 (1/2)

➤ 人命救助の72時間の壁を意識しつつ、広域緊急交通路及び広域防災拠点等へのアクセスルート  
の啓開を概ね完了させる。



※1:緊急輸送ルート:内閣府が選定した路線であり国土の骨格をなす幹線道路である高速道路、直轄国道を中心に全国から広域応援部隊や緊急物資輸送車両の広域的な移動の確保、甚大な地震・津波被害が見込まれる区域及び防災拠点に到達する路線。 ※2:図はイメージであり、具体的な拠点等を示すものではない。

- : 浸水想定区域
- : 広域防災拠点
- : 後方支援拠点等
- : 緊急輸送ルート(自動車専用道路)
- : 拠点へのルート(重点14路線)
- : 津波浸水区域内のルート

**【府県境の道路啓開】**  
府県境を跨ぐルートについては、広域的な移動を確保するために道路啓開の目標の整合を図る必要がある。  
兵庫県と接続する「中国自動車道」および「国道171号」は上記STEP2に該当するが、兵庫県阪神淡路地域道路啓開計画(案)の目標と整合を図り、目標設定を「STEP1(発災後24時間以内)」とする。

## 3.3 道路啓開の目標

### (4) 大阪府域(2/2)

#### 【STEP1⇒発災後24時間以内概ね完了目標】

緊急輸送ルート及び広域防災拠点等へのルート(浸水区域外)を確保

- 広域緊急交通路(自動車専用道路、重点14路線)のうち緊急輸送ルート及び広域防災拠点へのルート(津波浸水区域外)を確保。
- 関係機関、災害協定業者と密接に連携した被災状況把握と情報共有。
- 被災状況に応じた道路啓開の優先順位の決定と、災害協定業者との連携による迅速な道路啓開作業の準備、及び浸水区域外の道路啓開。

#### 【STEP2⇒発災後48時間以内概ね完了目標】

浸水区間外の後方支援活動拠点、災害拠点病院へのルートを確保

- 浸水区域外の広域緊急交通路(自動車専用道路、重点14路線)、後方支援活動拠点、災害拠点病院、特定診療災害医療センター及び製油所・油槽所を結ぶルートを確保。
- 救援・救助活動の主要拠点となる後方支援活動拠点、災害拠点病院、特定診療災害医療センター及び製油所・油槽所へのルートを啓開。
- 津波浸水区域は、津波警報解除(東日本大震災では発災から約30時間後に解除)まで浸水区域手前で待機。
- 津波警報解除後から浸水区域の道路啓開に順次着手。

#### 【STEP3⇒72時間以内概ね完了目標】

広域緊急交通路、広域防災拠点、後方支援活動拠点、災害拠点病院へのルートを確保

- 広域緊急交通路(自動車専用道路、重点14路線)、広域防災拠点、後方支援活動拠点、災害拠点病院、特定診療災害医療センター及び製油所・油槽所へのルートを全て確保。
- 浸水区域を含む道路啓開を完了。

#### 【府県境の道路啓開】

府県境を跨ぐルートについては、広域的な移動を確保するために道路啓開の目標の整合を図る必要がある。

兵庫県と接続する「中国自動車道」および「国道171号」は上記STEP2に該当するが、兵庫県阪神淡路地域道路啓開計画(案)の目標と整合を図り、目標設定を「STEP1(発災後24時間以内)」とする。

# 3.3 道路啓開の目標

## (5) 兵庫県域(1/2)

➤ 発災後概ね72時間以内に「基幹ルート」、「主要拠点への進出ルート」の道路啓開の完了を目標。  
(注)

### 【STEP1⇒24時間以内完了目標】

浸水想定区域外の「基幹ルート」「沿岸部ルート」「沿岸部への進出ルート」「主要拠点への進出ルート」を確保



### 【STEP2⇒48時間以内完了目標】

浸水想定区域内の「基幹ルート」「沿岸部への進出ルート」「主要拠点への進出ルート」を確保するとともに、「沿岸部ルート」の啓開に着手



### 【STEP3⇒72時間以内完了目標】

浸水想定区域内の「沿岸部ルート」を確保



大津波警報・津波警報発表中

東日本大震災では津波警報解除は発災から約30時間後

津波警報解除後

- : 浸水想定区域 ● : 主要拠点
- ⇄ : 基幹ルート
- ⇄ : 沿岸部ルート
- ⇄ : 沿岸部への進出ルート
- ⇄ : 主要拠点への進出ルート

- 基幹ルート**: 救助・救援、応急復旧活動の基幹となる広域交通を可能とするルート(自動車専用道路等で設定)
- 沿岸部ルート**: 津波被害が甚大な沿岸域全体の交通機能の軸となるルート(一般国道等で設定)
- 沿岸部への進出ルート**: 基幹ルートと沿岸部ルートとを結ぶルート(一般国道、県道、市道等で設定)
- 主要拠点への進出ルート**: 基幹ルート、沿岸部ルートと防災上の主要な拠点を結ぶルート(一般国道、県道、市道等で設定)
- ※上記のルートを総称して「啓開ルート」とする。

(注) 現在、各道路において緊急輸送道路の早期機能確保に向けた耐震補強を進めている状況のため、道路啓開の目標時間は各路線の耐震補強が完了した状態での目標である。  
※目標時間は、計画策定のための基準として設定しているものであり、実際の被害に対して、啓開完了を確約するものではない。

## 3.3 道路啓開の目標

### (5) 兵庫県域(2/2)

#### 【STEP1⇒24時間以内完了目標】

津波浸水想定区域外の「**基幹ルート**」「**沿岸部ルート**」「**沿岸部への進出ルート**」「**主要拠点への進出ルート**」を確保

- 関係機関、災害協定業者が密接に連携した被災状況把握と情報共有
- 被災状況に応じた道路啓開対象路線の設定と、災害協定業者との連携による迅速な道路啓開作業の準備
- 津波警報発令中は、津波浸水想定区域内での道路啓開作業が困難なため、津波浸水想定区域外の基幹ルート、沿岸部ルート、沿岸部への進出ルート、各機関の活動拠点となる広域防災拠点への進出ルートを安全確認により確保

#### 【STEP2⇒48時間以内完了目標】

浸水想定区域内の「**基幹ルート**」「**沿岸部への進出ルート**」・「**主要拠点への進出ルート**」を確保するとともに、「**沿岸部ルート**」の啓開に着手

- 原則としては、津波警報解除(東日本大震災では発災から約30時間後に解除)までは、津波浸水想定区域外の道路啓開を完了し、津波浸水想定区域手前で待機
- 津波警報解除後から津波浸水想定区域内にある基幹ルート、沿岸部への進出ルート、災害拠点病院、市役所等、救援・救助活動や応急復旧活動の拠点への進出ルートを確保するとともに、沿岸部ルートの啓開に着手

#### 【STEP3⇒72時間以内完了目標】

浸水想定区域内の「**沿岸部ルート**」を確保

- 津波警報解除後に着手した津波浸水区域内の沿岸部ルートを確保
- 基幹ルート、沿岸部ルート、沿岸部への進出ルート、拠点への進出ルートの道路啓開を概ね完了

# 3.3 道路啓開の目標

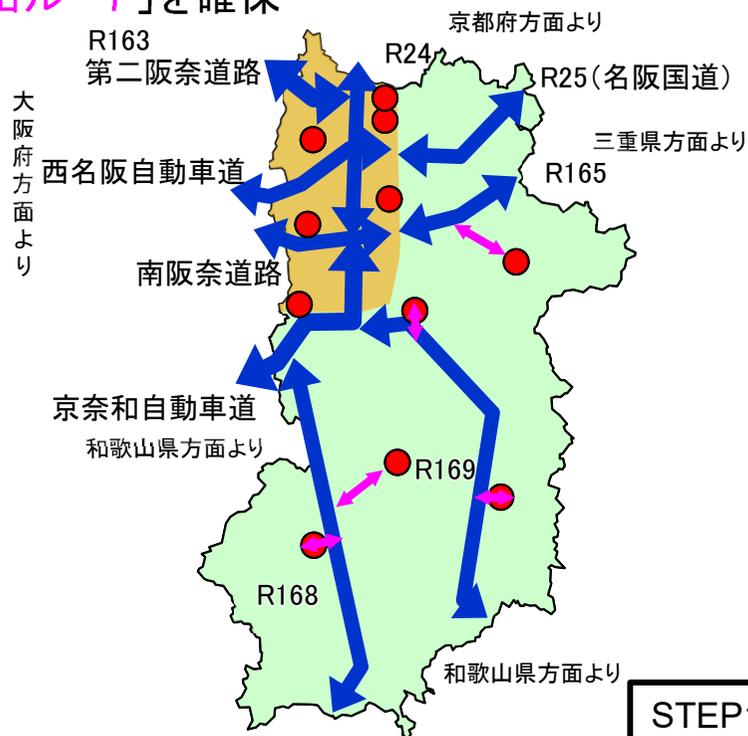
## (6) 奈良県域

➤ 発災後72時間以内に「基幹ルート」、「主要拠点への進出ルート」の道路啓開を概ね完了。

### 【STEP1⇒24時間以内概ね完了目標】

各方面から奈良市街地等へ向かう「**基幹ルート**」を確保  
(安全性を確認)

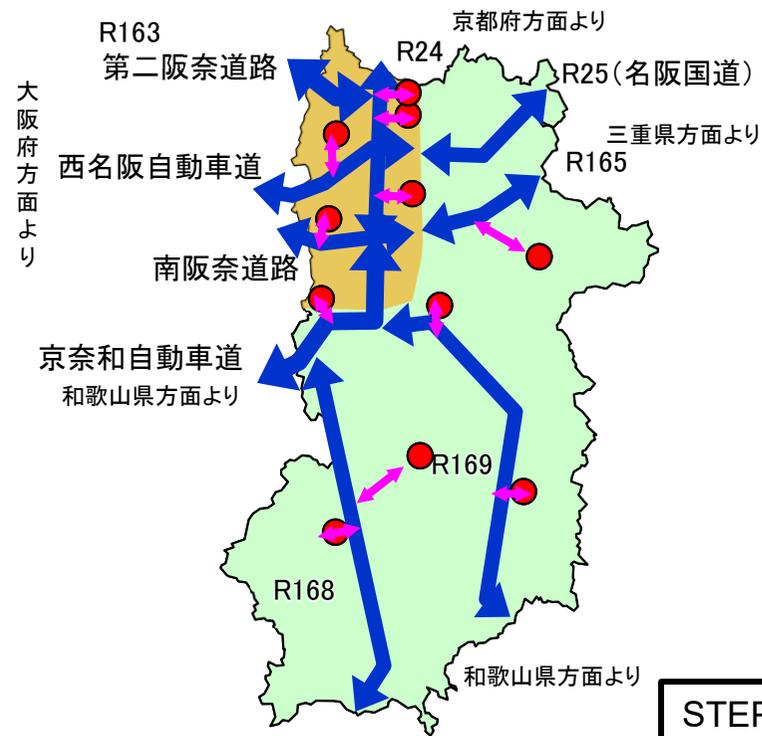
甚大な被害が発生していない区域の「**主要拠点への進出ルート**」を確保



STEP1のイメージ

### 【STEP2⇒72時間以内概ね完了目標】

甚大な被害が発生している区域の「**主要拠点への進出ルート**」を確保(必要に応じて迂回路を確保)



STEP2のイメージ

	: 甚大な被害が発生している区域		: 基幹ルート
	: 主要拠点		: 主要拠点への進出ルート

**基幹ルート**: 救助・救援、応急復旧活動の基幹となる広域交通を可能とするルート(自動車専用道路等で設定)  
**主要拠点への進出ルート**: 基幹ルートと防災上の主要な拠点を結ぶルート(一般国道、県道、市道等で設定)  
 ※上記のルートを総称して「啓開ルート」とする。

# 3.3 道路啓開の目標

## (7) 和歌山県域(1/2)

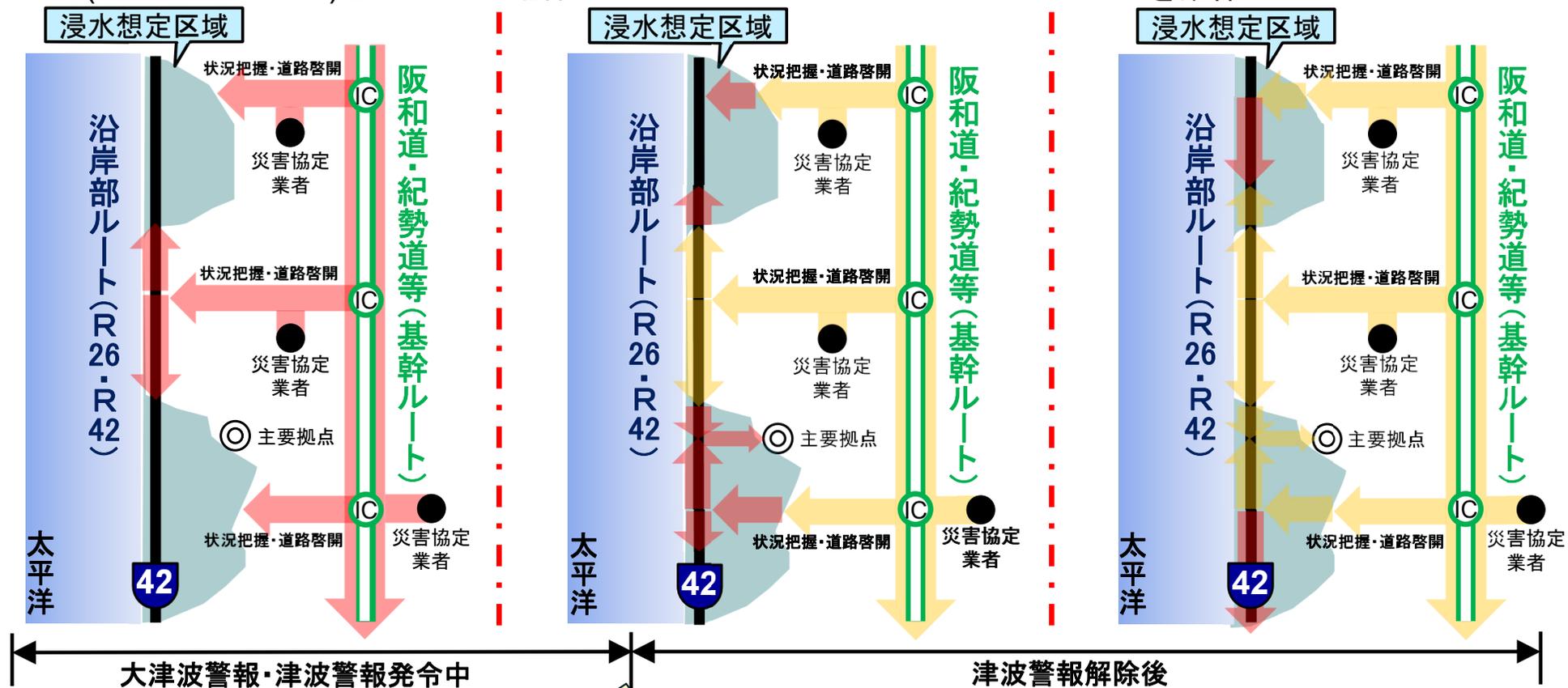
➤ 人命救助に資する救助・救援ルートを確認するため『道路啓開』の段階目標(STEP1~3)を設定

【STEP1⇒24時間以内概ね完了目標】 【STEP2⇒48時間以内概ね完了目標】 【STEP3⇒72時間以内概ね完了目標※】

基幹ルート、及び沿岸部への進出ルート等(浸水想定区域外)を確認

主要拠点(市役所等)への進出ルートを確認

沿岸部への進出ルート、及び沿岸部ルートを確認



東日本大震災では津波警報解除は発災から約30時間後

※紀勢道の未整備区間では72時間以内の道路啓開完了が困難

基幹ルート: 広域支援ルート(京奈和道等)を利用した応援部隊と連携して道路啓開を行うための基幹となるルート  
 沿岸部ルート: 津波被害が甚大と予測される沿岸部のルート  
 主要拠点への進出ルート: 地域の主要拠点へ進出するためのルート  
 沿岸部への進出ルート: 津波被害が甚大と予測される沿岸部へ進出するためのルート



## 3.3 道路啓開の目標

### (7) 和歌山県域(2/2)

#### 【STEP1⇒24時間以内概ね完了目標】

基幹ルート、及び沿岸部への進出ルート(浸水想定区域外)を確保

- 広域支援ルート(京奈和道等)を利用した応援部隊と連携した道路啓開を行うため、基幹ルートとなる阪和道・紀勢道等の確保
- 関係機関、災害協定業者が密接に連携した被災状況把握と情報共有
- 被災状況に応じた道路啓開の優先順位の決定と、災害協定業者との連携による迅速な道路啓開作業の準備、及び浸水想定区域外の概ねの道路啓開

#### 【STEP2⇒48時間以内概ね完了目標】

主要拠点(市役所等)への進出ルートを確保

- 津波警報解除(東日本大震災では発災から約30時間後に解除)までは、浸水想定区域外の概ねの道路啓開完了と、浸水想定区域手前等での待機
- 津波警報解除後から浸水想定区域の道路啓開に順次着手し、救援・救助活動の主要拠点となる市役所等へのルートを啓開

#### 【STEP3⇒72時間以内概ね完了目標】

沿岸部への進出ルート、及び沿岸部ルートを確保

- 被害が甚大と予測される沿岸部への進出ルート(浸水想定区域)及び沿岸部の国道26号、国道42号(浸水想定区域)における概ねの道路啓開を完了

## 4. 道路啓開の実施

# 4.1 発災時の行動計画

## 4.1.1 南海トラフ地震臨時情報発表時の確認事項

- 南海トラフ地震の震源域にて、前兆となる地震が発生した場合、気象庁により「南海トラフ地震臨時情報」が発表されることが想定される。
- 「南海トラフ地震臨時情報」は、南海トラフ地震(本震)の発生が相対的に高まっていると評価された場合に発表され、南海トラフ沿いの地域に対し、地震や津波に対する備えを呼びかけるものである。
- 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、その後1~2週間程度、大規模な地震の発生への備えが必要となる。
- 震源を問わず、臨時情報が発表された場合は、以下のチェックリストを参照し、南海トラフ地震(本震)時の対応時に必要となる情報や連絡先、対応事項等を事前に確認し、万一の対応に備える。

南海トラフ地震臨時情報の概要

南海トラフ地震臨時情報		
発表条件	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</li><li>■ 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</li></ul>	
キーワード	調査中	■ 観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
	巨大地震警戒	■ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生したと評価した場合</li><li>■ 想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生したと評価した場合</li><li>■ ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合</li></ul>
	調査終了	■ 巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

### ■全機関の確認事項(チェック項目)

- 道路啓開計画の発動基準
- 道路啓開対応に係るタイムライン
- 情報共有システム(JACICクラウド)操作方法
- 津波浸水想定範囲
- 道路啓開活動の実施に向けた体制の構築準備

### ■道路管理者・啓開業者の確認事項(チェック項目)

- 啓開ルート(対象路線、自機関の担当割付区間)
- 道路啓開対応に係るタイムライン
- 参集拠点
- 緊急通行車両の確認申出又は規制除外車両の事前届け出状況
- 啓開作業の実施手順・内容

出典:内閣府防災情報「南海トラフ地震臨時情報が発表されたら!」(2024年11月11日閲覧)

URL <https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/rinji/index3.html>

出典:大阪府域道路啓開計画P40, 42

# 4.1 発災時の行動計画

## 4.1.2 発動基準

- 各府県域の道路啓開計画等で想定する地震が異なるため、発動基準は各計画等に設定されている。それぞれの発動基準を下表に示す。
- なお、各道路啓開計画等の想定と異なる災害が発生した場合には、関係機関で連携のうえ臨機応変に対応するものとする。

各府県域における道路啓開計画等の発動基準

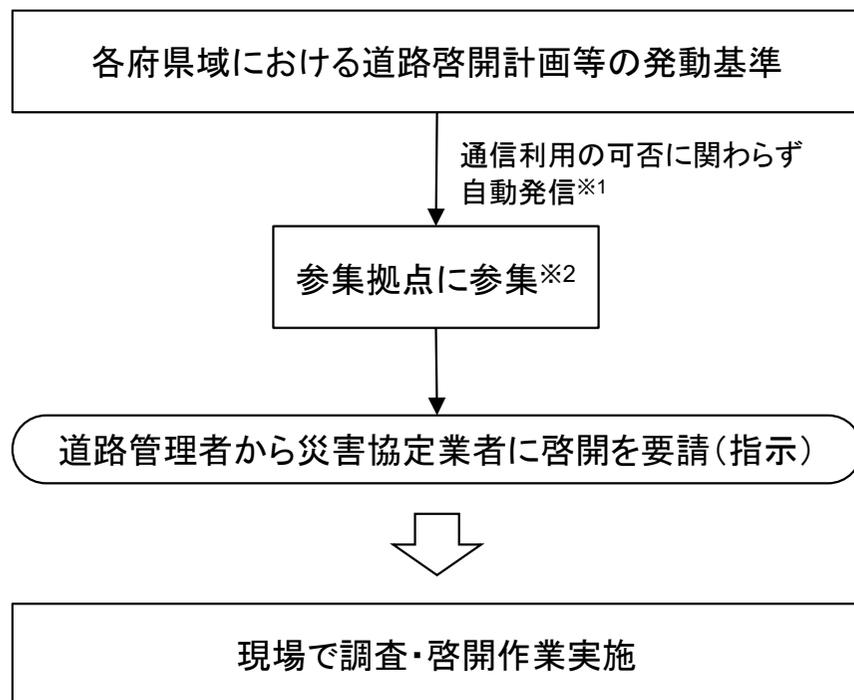
府県域	計画等	発動基準
福井県	福井県域道路啓開計画	福井県域において震度6弱以上の地震が観測された場合
滋賀県	滋賀県域道路啓開計画（案）	滋賀県域において震度6弱以上の震度が観測された場合、 または長周期地震動階級4が観測された場合
京都府	京都府域道路啓開計画（案）	京都府域において震度6弱以上が観測された場合 ※震度5強の地震においては、道路管理者間の協議に基づき適用
大阪府	大阪府域道路啓開計画	大阪府域において震度6弱以上を観測した場合、 または大津波警報が発表された場合
兵庫県	兵庫県阪神淡路地域道路啓開計画（案）	阪神淡路地域において、震度6弱以上の地震発生
奈良県	奈良県域道路啓開計画（案）	奈良県域において震度5強以上の震度が観測された場合、 または南海トラフ地震が発生した場合
和歌山県	和歌山県道路啓開計画 道路啓開に係る行動指針	和歌山県内で震度6弱以上の地震が観測された場合、 または和歌山県内で南海トラフ地震に伴う大津波警報が発表された場合

# 4.1 発災時の行動計画

## 4.1.3 災害協定業者の自動発進(自動参集)(1/2)

- 災害協定業者は、通信利用の可否に関わらず、各計画の運用基準等に基づき、参集拠点に集結。
- 道路管理者は、災害協定業者に対して啓開作業を指示。

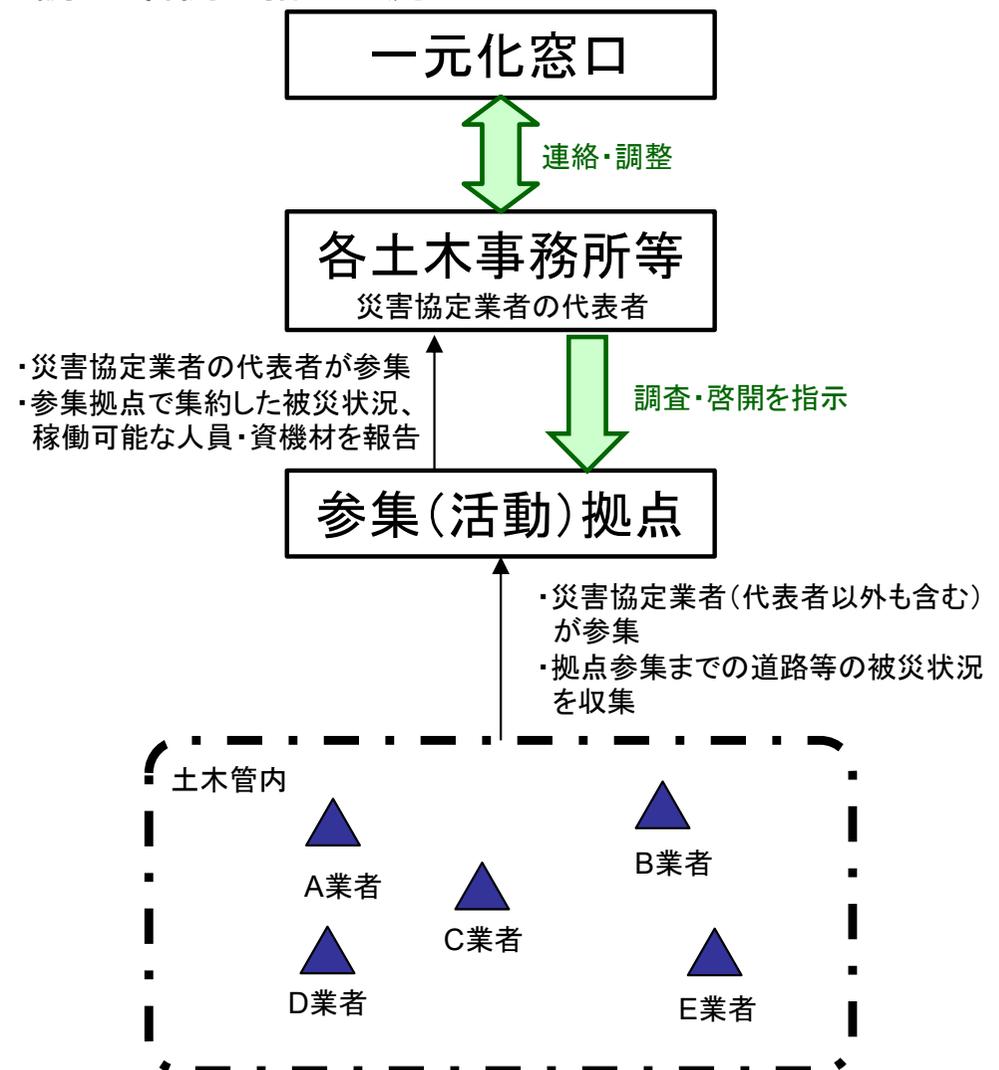
### ■災害協定業者の自動参集



※1: 拠点参集までの道路等の被災状況を収集する(可能な範囲で自主的に担当区間の緊急点検を実施)。なお、参集することにより、かえって啓開作業時間が確保できなくなるおそれがある場合はこの限りでない。

※2: 通信途絶時においても、連絡可能な手段を有する国及び県所有施設を基本的に参集拠点とするが、場合によっては道の駅や建設業者の資機材置き場等も検討

### ■調査・啓開の指示の流れ



# 4.1 発災時の行動計画

## 4.1.3 災害協定業者の自動発進(自動参集)(2/2)



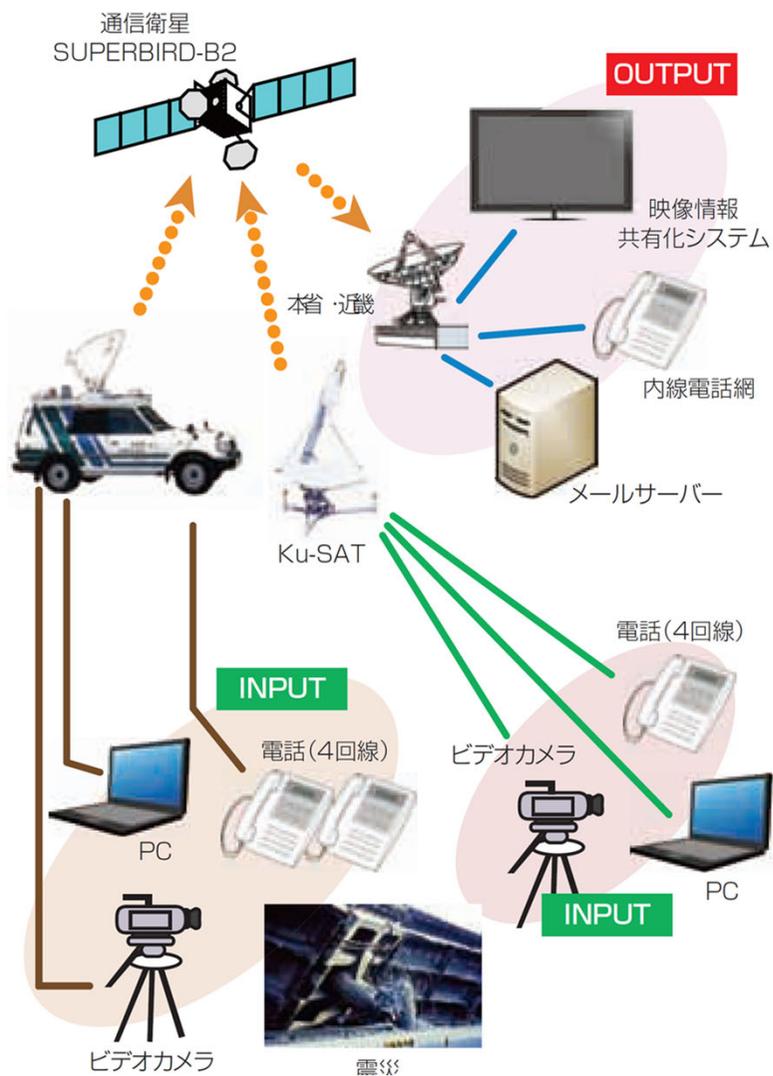
01-10267



10-03095

衛星通信装置を備えた車両で、災害等による影響を受けやすい地上情報通信網を使用することなく、通信衛星を介して被災地の映像や情報を送信し、速やかな災害復旧作業の指示ができる。

### 衛星通信車システムの概要



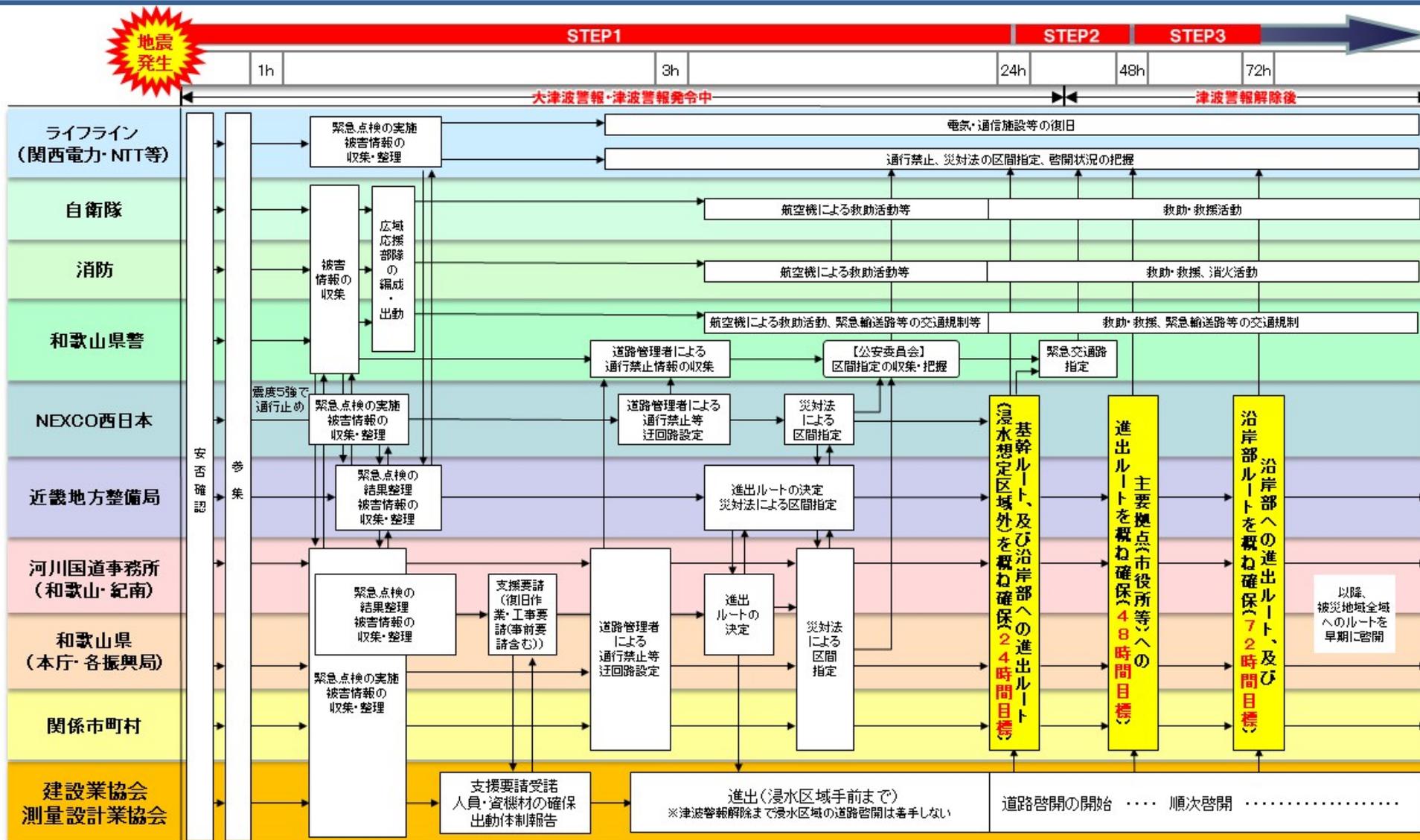
出典:国土交通省 近畿地方整備局「緊急時に活躍する災害対策用機械」(平成28年度版)

国土交通省の衛星通信設備(例:衛星通信車)

# 4.1 発災時の行動計画

## 4.1.4 タイムライン

- 発災後、安否確認を行い、ただちに参集し、啓開調査による被害情報等の収集に着手。
- 概ね72時間以内で、目標啓開ルートの道路啓開を完了。※72時間を超えて啓開する場合もある



上記タイムラインは、各機関による活動事例として作成したものであり、実際の被災状況により相違があることに留意が必要。

## 4.2 情報収集・指示・連絡手段

### 4.2.1 情報の一括集約、発信

- 各府県域の関係機関で構成する一元化窓口(下表)を設置、各機関から職員を派遣し、情報集約・共有を図り啓開ルート(通行可能ルート)を選定、集約した情報を各機関に伝達するとともに実作業の指示を行う。なお、一元化窓口の設置基準は各府県域の道路啓開計画等の発動基準と同様とし、基準を満たす場合に自動設置するものとする。
- 作業に当たって細部の調整は、各機関と災害協定業者で行うものとし、各機関がそれぞれの上部組織(各機関の災害対策本部)に同じ情報を伝達するよう留意する。
- なお、情報共有方法については、「情報共有システム」などを活用し、WEB会議(オンライン)等で関係者間の情報共有を行う。
- また、一元化窓口で整理された情報は、本省・本局で実施されている、インフラ・ライフラインの早期復旧に向けた連絡調整会議と、適宜共有・連携を行う。

※大阪府域道路啓開計画より再構成

道路啓開に係る一元化窓口

地域	名称	設置場所
福井県	道路啓開一元化窓口	福井県庁
滋賀県	道路啓開一元化窓口	滋賀県庁
京都府	道路啓開一元化窓口	京都府庁
大阪府	大阪府域道路情報連絡室	大阪府庁
兵庫県	一元化窓口	兵庫県庁
奈良県	道路啓開一元化窓口	奈良県庁
和歌山県	啓開作業一元化窓口	和歌山県庁

## 4.2 情報収集・指示・連絡手段

### 4.2.2 情報収集

- 被害状況の収集方法手段について、現状で利用可能な以下の手段を用いることとする。
  - 情報共有システム(JACICクラウド)※
  - 参集途上調査
  - パトロール、協定業者による調査
  - ヘリコプター、ドローン(UAV)、衛星画像による上空からの調査
  - CCTV(カメラ)の情報
  - バイク隊(バイクや電動マウンテンバイク)による調査
  - 報道、SNSからの情報
- 今後も有用な手段が開発等された場合は、随時更新する。
- なお、近畿地方整備局では、情報収集の手段として、Ku-SAT等の衛星通信の活用、ITSスポットや可搬型路側機等によるETC2.0の活用、AIwebカメラ、衛星データ、民間カーナビ情報等の活用を今後検討する。

○バイク隊による調査



○ドローン (UAV) による調査



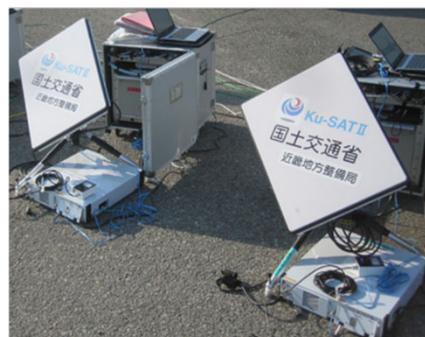
○緊急パトロール等による調査



○ヘリコプターによる調査



○ Ku-SAT の設置



○ ETC2.0 によるデータ取得



被害情報の収集手段例

※情報共有システム(JACICクラウド)は、発災直後の被害状況や人員・資機材情報等の様々な情報を集約・一元化して、地図上に可視化することで、効率的に被害状況等を把握し、円滑な災害対応を支援するツール

## 4.2 情報収集・指示・連絡手段

### 4.2.3 緊急点検の報告方法と内容

- 災害協定業者は、道路啓開対象路線に対して緊急点検を行い、主に目視による通行の可否確認後、調査した区間と通行不可能状態の箇所を随時、電話、電子メール、JACICクラウド、FAX等、可能な手段を用い、道路管理者に状況を報告する。全区間調査完了後もその旨を報告する。なお、通信不可の場合は連絡員による口頭による直接報告も考えられる。
- 通行不可能状態”について報告する内容は、対象路線、異常箇所の位置、被災状況（啓開による通行の可否）、迂回路の有無とする。

#### ① 電話による報告文例 [啓開後通行可のケース]

〇〇建設 〇〇です。  
国道〇〇号の〇〇交差点～〇〇交差点は調査完了。××交差点から□□交差点間については、建物の外壁が崩れ現在通行不可能ですが、啓開が可能です。他道路は建物倒壊により通行不能です。

#### ② 電子メールによる報告文例 [啓開・通行不能・迂回路ありのケース]

**題名:**【被災状況】国道〇〇号（〇〇市）  
**本文:**調査済区間：××交差点～〇〇交差点  
異常箇所：〇〇交差点～□□交差点（〇〇駅の西側）  
通行可否：啓開・通行不能  
被災状況：〇〇橋の落橋  
その他：△△橋迂回により当該区間の通過可能  
報告者：〇〇建設 〇〇□090-〇〇〇〇-〇〇〇〇  
**添付:**被災状況写真.jpg

## 4.3 道路啓開に係る各種手続き

- 既存の計画・マニュアル、既往災害事例を基に道路啓開活動に必要な手続きを以下に整理する。

### 4.3.1 緊急通行車両又は規制除外車両の届出(1/2)

啓開実施者は、あらかじめ緊急通行車両の確認申出又は規制除外車両の事前届出を行う。

- 災害対策基本法の第七十六条の六第1項に基づく交通規制(緊急交通路の指定)を行った場合に、早期に緊急交通路を通行して被災地に向かい、災害応急対策に従事するために、事前準備として各府県内に使用の本拠の位置を有する車両は緊急通行車両の確認申出、規制除外車両の事前届出を行う。
- ここで「緊急通行車両」とは、災害対策基本法等に規定する災害応急対策に従事する車両で、指定行政機関等が保有・調達する車両又は指定行政機関等と災害時の協定・契約を締結した企業・団体等の車両を指す。災害発生前に、緊急通行車両であることの確認を受け、標章と緊急通行(輸送)車両確認証明書の交付を受けることで、緊急交通路の通行が可能となる。
- 啓開業者が行う届出は「規制除外車両」の事前届出となり、規制除外車両とは、民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時等に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により緊急交通路の通行を認めることになる車両を指す。緊急通行車両とならないもののうち、建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送車両が該当する。事前届出を行い、あらかじめ審査を受けておくことにより、災害発生時における標章と証明書の交付までの所要時間を短縮することが可能となる。
- なお、資機材倉庫等の関係で他府県にあるものは、その府県への届出を行う。

## 4.3 道路啓開に係る各種手続き

### 4.3.1 緊急通行車両又は規制除外車両の届出(2/2)

※確認申出および事前届出は警察署(交通規制係)又は警察本部(交通規制課)の窓口で行う。  
また、事前届出は警察庁ホームページを通じて届出先警察署等へオンラインによる届出が可能である。



別記様式第2号		( )第 号
災 害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用  規 制 除 外 車 両 事 前 届 出 書  年 月 日 大阪府公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名		災 害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用  規 制 除 外 車 両 事 前 届 出 済 証  左記のとおり事前届出を受けたことを証する。  年 月 日 大阪府公安委員会 印
番号欄に表示されている番号		(注) 1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届け出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、届出を行った警察本部又は警察署に届出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返納してください。 (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両が廃車となったとき。 (3) その他、規制除外車両としての必要性がなくなったとき。
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		
車両の使用者	住所 ( ) 局 番 氏名又は名称	
活動地域		
(注) この事前届出書を作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、警察本部又は警察署に提出してください。		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A判4番とする。

出典:緊急通行車両及び緊急輸送車両の標章と証明書の交付手続きに関する通知(大阪府警察HP、令和5年8月)(左)  
道路交法等に基づく各種申請及び届出様式(大阪府警察HP)(右)

緊急通行車両標章(左)及び規制除外車両事前届出書(右)の例

## 4.3 道路啓開に係る各種手続き

### 4.3.2 身分証明書の発行

放置車両の撤去に備え、啓開実施者に対し車両移動の身分証明書の発行を行う。

- 災害対策基本法の第七十六条の六に基づき、民間事業者が放置車両の撤去を円滑に行うため、道路管理者から委託を受けていることを明示する書面(身分証明書)を交付する。
- なお、道路管理者が車両等の移動を行う場合には、災対法による権限を行使することとなるため、道路管理者の身分証明書を携行し対応する。

#### 【施行通知】

##### 1. 災害時における車両の移動等について(法第七十六条の六関係)

(3) 移動命令の伝達や車両の移動等を道路管理者の名義において行うことについて

(略)

この際、改正法に基づく車両の移動等は、公権力の行使であり、現場での円滑な対応のため、委託業者等行政職員以外の民間事業者に行わせる場合には、道路管理者から委託を受けていること(権限を有する道路管理者の意思であること)を明示する書面を手交しておくことと。

(略)

第 災 3-1 号
<b>身 分 証 明 書</b>
会社名： スバル興業株式会社 関西支社
住 所： 大阪府大阪市北区末広町3-21
上記の者は、災害対策基本法第76条の6の措置を行うことを委託した者であることを証明する。
業務の名称： 国道2号他道路維持工事
有効期間： 平成33年3月31日
発行日： 平成30年4月1日
発行者： 国土交通省近畿地方整備局
大阪国道事務所長 印

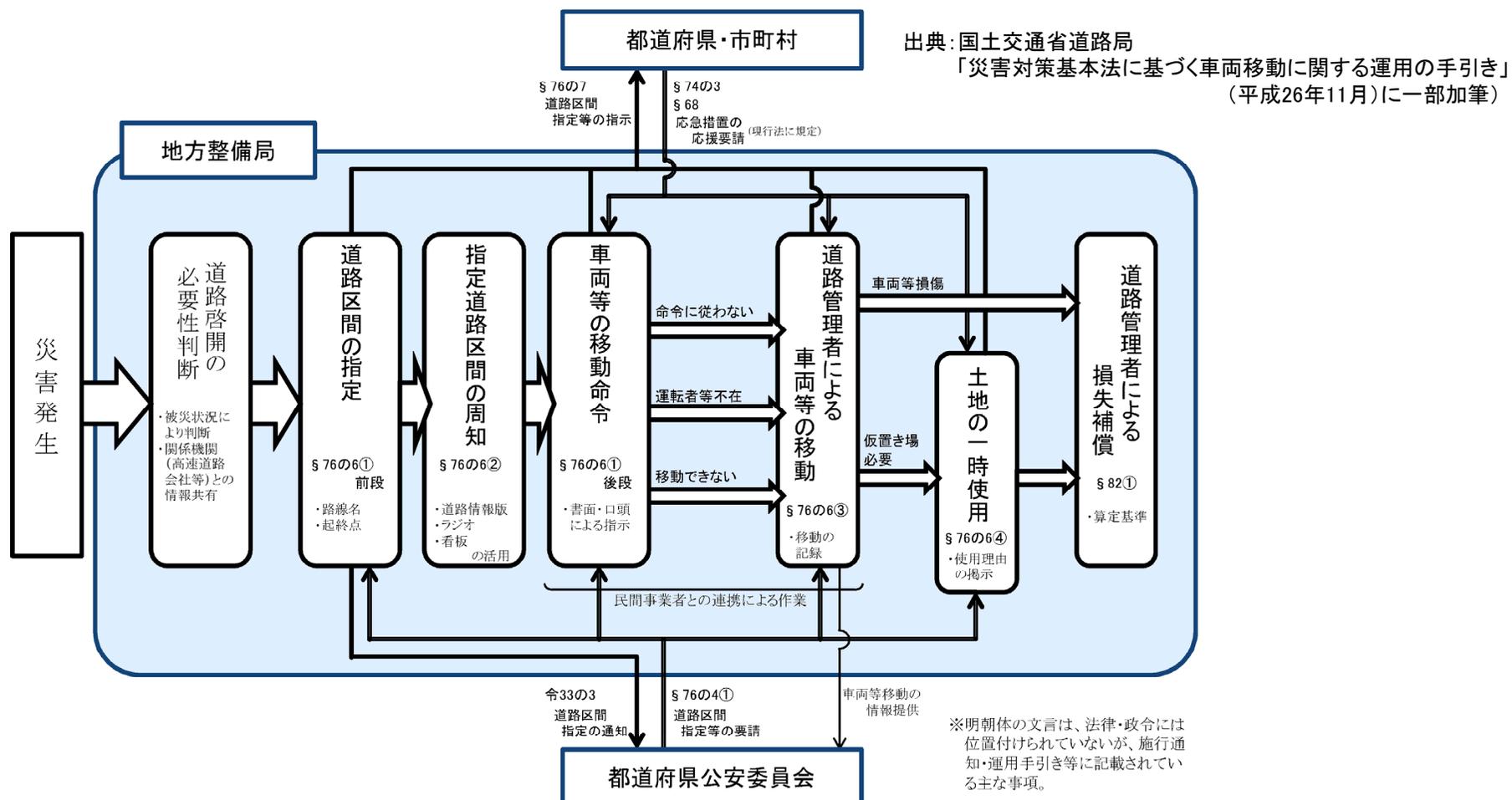
出典：災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き  
平成29年12月改訂版 国土交通省道路局

災対法に基づく車両移動のための身分証明書(例)

# 4.3 道路啓開に係る各種手続き

## 4.3.3 災害対策基本法に基づく道路啓開及び車両等移動

- 平成26年11月21日に災害対策基本法の一部を改正する法律が施行され、迅速な道路啓開に向けた措置として放置車両対策等の強化を図るための措置が盛り込まれた。
- 大規模な災害発生時に、下図の流れに示す手続きを経て道路管理者が放置車両・立ち往生車両の移動・撤去を行うことが可能。



## 4.3 道路啓開に係る各種手続き

### (1) 道路区間指定、区間指定の命令・指示(1/2)

各道路管理者は災害対策基本法第七十六条の六第1項に基づき管理する道路の「区間の指定」を行う。

- 道路管理者は、災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者(以下「車両等の占有者等」という。)に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他必要な措置をとることを命ずることができる。また、これらの指定及び命令については道路管理者のみの判断で行うことができるものとしている。
- 道路区間の具体的な指定方法については、指定すべき道路の区間の起終点を示すことによって行うほか、一定の区域内の当該道路管理者が管理する道路の区間を包括的に指定する等の指定も可能である。指定に当たっては、道路の状況等を勘案し、指定が必要となる(車両の移動等の措置が必要となる)区間が不足なく含まれるよう留意して行うことが望ましい。

## 4.3 道路啓開に係る各種手続き

### (1) 道路区間指定、区間指定の命令・指示(2/2)

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条の6第1項の規定に基づき、下記の道路区間を（指定・廃止）する。

平成〇年〇月〇日

国土交通省  
〇〇地方整備局長

（各区間指定の場合）

路線名	区 間		延長 (m)	備考
国道〇号	〇〇県〇〇市 〇〇町〇〇地先から	〇〇県〇〇市 〇〇町〇〇地先まで	〇〇〇〇	新規
国道〇号	〇〇県〇〇市 〇〇町〇〇地先から	〇〇県〇〇市 〇〇町〇〇地先まで	〇〇〇〇	継続
国道〇号	〇〇県〇〇市 〇〇町〇〇地先から	〇〇県〇〇市 〇〇町〇〇地先まで	〇〇〇〇	廃止

（区域としての指定の場合）

路線名	区 間	延長 (m)	備考
国道〇号	国道298号から東京都心に向けての区間	〇〇〇〇	新規
国道〇号		〇〇〇〇	新規

出典：災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き  
平成29年12月 改訂版 国土交通省道路局

道路区間指定・区域指定及び解除様式

## 4.3 道路啓開に係る各種手続き

### (2) 公安委員会への指定の通知(1/2)

災害対策基本法第七十六条の六第1項に基づき「区間の指定」を行う場合は公安委員会へ通知する。

- 災害対策基本法施行令第33条の3において、道路管理者が、道路区間の指定をしようとする場合においては、あらかじめ、当該地域を管轄する都道府県公安委員会に当該指定をしようとする道路の区間及びその理由を通知しなければならない。
- 道路区間の指定に緊急を要するものの、通信手段がないことで指定前に通知することが困難な場合、あらかじめ、当該都道府県公安委員会に通知するいとまがなかったときは、事後において、速やかにこれらの事項を通知しなければならない。
- なお、通知の方法については、原則として、書面で行うこととするが、緊急を要する場合においては、口頭で行うこととしても差し支えない。ただし、口頭で通知を行ったときは、事後において、速やかに書面を送付する。

## 4.3 道路啓開に係る各種手続き

### (2) 公安委員会への指定の通知(2/2)

	文 書 番 号 平成〇年〇月〇日
〇〇公安委員会 殿	
	国土交通省〇〇地方整備局長
	災害対策基本法第76条の6第1項の 規定に基づく道路区間指定について
	災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、下記のとおり区 間指定するため、災害対策基本法施行令第33条の3の規定に基づき通 知します。
	記
	指定道路区間：国道〇号〇〇地先～〇〇地先 指定理由：緊急通行車両の通行確保のため
	担当：〇〇国道事務所〇〇課〇〇 電話〇〇(〇〇)〇〇〇〇

出典：出典：災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き  
平成29年12月改訂版 国土交通省道路局

## 4.3 道路啓開に係る各種手続き

### (3) 道路法46条による“通行の禁止又は制限”

各道路管理者は災害が発生している箇所は災害対策基本法第七十六条の六第1項に基づき管理する道路の「区間の指定」を行うと同時に“道路法46条による「通行の禁止又は制限」”を行う。

- 災害の発生している箇所は道路法46条による通行止めの手続きを行う。
- 道路管理者は道路法46条に基づく通行止措置を行う場合は、府公安委員会の意見を聴かなければならない。
- ただし、緊急を要するためやむを得ない場合は、事後において、速やかに当該禁止又は制限の内容及び理由を通知しなければならない。
- この場合、まず口頭で連絡を行い、後に書面で通知を行う。

## 4.3 道路啓開に係る各種手続き

### (4) 道路区域指定の周知(1/2)

各道路管理者は災害対策基本法第七十六条の六第2項に基づき「指定道路区間の周知」を行う。

- 災対法に基づく道路区間指定を行った場合は、当該指定道路区間内の道路利用者に対し、指定内容を周知することになるが、具体的な周知方法は以下のものを想定している。
  - 道路情報板、SNS等による情報提供
  - 日本道路交通情報センター(ラジオ等)を利用した情報提供
  - 当該指定道路区間に立て看板を掲出
  - ホームページ(おおさか防災ネット、日本道路交通情報センター(JARTIC)等)、記者発表等
- 必ずしも上記の方法すべてを実施できなくてもよいが、あらかじめ情報提供の内容や掲示等の周知方法について準備しておく必要がある。
- また、当該指定道路区間内の道路利用者全てに確実に周知することは必要とされていないが、周知の行き届かなかった者に対しては、移動命令等を行う際に当該道路が指定されていることを説明する。
- 立て看板は、指定道路区間の起終点に設置するほか、通行車両の多い交差点等、適宜設置するものとし、道路啓開作業にあわせて設置する。

# 4.3 道路啓開に係る各種手続き

## (4) 道路区域指定の周知(2/2)

<文案例>

例1) 国道〇〇号〇〇～〇〇間 放置車両移動作業中。

例2) 国道〇〇号〇〇～〇〇間 緊急車両の通行確保のため放置車両移動中。

道路情報板の文例

国土交通省  
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成〇年〇月〇日  
国土交通省〇〇地方整備局

緊急車両の通行を確保するため、災害対策基本法に基づき、国道〇号〇〇～〇〇間を区間指定し、放置車両・立ち往生車両の移動等の作業を実施します

〇〇災害のため、緊急通行車両の通行を確保することを目的として、災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、下記の道路区間を指定します。当該区間においては、道路啓開作業を実施し、放置車両や立ち往生車両等の移動を行います。

記

路線名	指定する道路区間
国道〇号	〇〇県〇〇市〇〇～〇〇 〇〇県〇〇市〇〇～〇
国道〇号	〇〇県〇〇市〇〇～〇〇
国道〇号	〇〇県〇〇市内の全区間

<問い合わせ先>  
国土交通省〇〇地方整備局〇〇国道事務所 〇〇、〇〇  
TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

近畿地方整備局 道路部  
@mit\_kinki\_road

フォローする

緊急車両の通行を確保するため、8号福井県あわら市牛ノ谷地先～福井県福井市和田2丁目地先間の通行止め区間を延伸し、放置車両・立ち往生車両の移動等の作業を実施します。

■区間  
あわら市牛ノ谷地先～福井市和田2丁目地先 (約2.4km)

災害対策基本法(昭和36年法律第223号) 第76条の6第1項の規定に基づく区間指定

21:06 - 2018年2月6日



記者発表(左)及びSNS(X(旧Twitter))(右)の例

立て看板の例

# 4.4 道路啓開活動

## (1) 道路啓開の作業要領

道路施設にかかる主な被害

- ① 橋梁段差
- ② 瓦礫等
- ③ 放置車両等
- ④ 土砂(落石や自然斜面の崩壊)



4車線区間では上下各1車線とした計2車線を確保し、対面2車線区間では1車線の道路幅員※を確保すべく、道路啓開を実施。

※普通車がすれ違える幅員を考慮

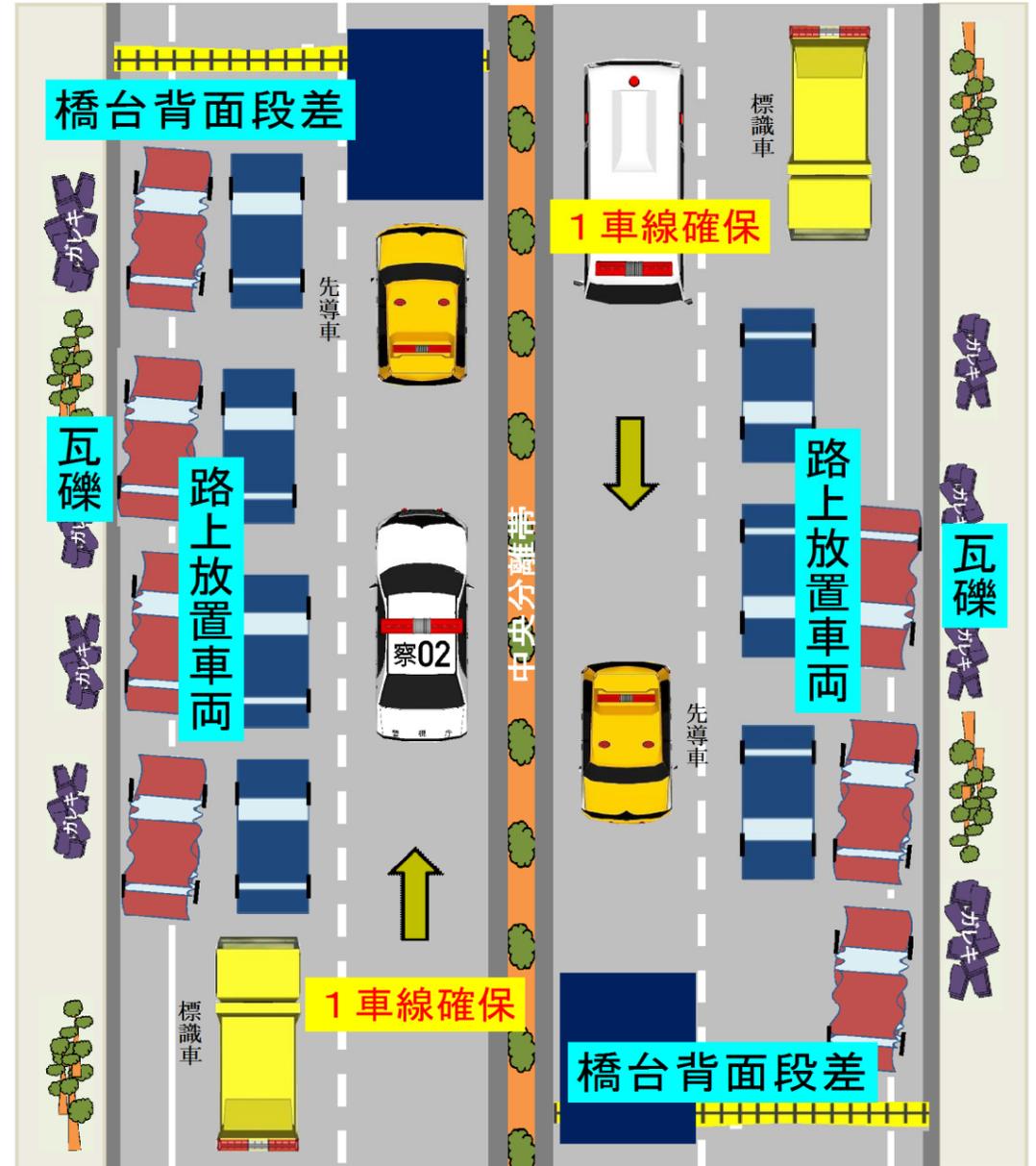


放置車両の撤去イメージ



瓦礫等の除去イメージ

道路啓開イメージ



出典)大阪府域道路啓開協議会「大阪府域道路啓開計画(案)  
(平成31年3月策定)一部加筆

# 4.4 道路啓開活動

## (2) 道路啓開の現地作業の役割分担

➤ 道路管理者、災害協定業者が行う道路啓開と並行し、人命救助等を警察、消防、自衛隊が実施する。ライフラインの対応は、道路啓開と連携を図りつつライフライン事業者が実施する。

状況模式図	役割				
	道路管理者 (災害協定業者)	警察	消防	陸上自衛隊	ライフライン事業者
主な役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>●パトロール</li> <li>●放置車両の移動・撤去</li> <li>●ガレキの除去</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人命救助</li> <li>●放置車両の移動・撤去</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人命救助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人命救助 (災害派遣:警察・消防の一部行使)</li> </ul>	
1.道路パトロール 	①パトロールによる被災状況確認 ②要救助者の発見、関係機関に通報 ③ライフラインの異常を発見、ライフライン事業者へ通報				④被災状況調査
2.人命救助 		⑤通報を受け現地に出動			
		⑥ガレキ内の搜索、救助、蘇生活動(協働作業)			
		⑦病院に救急搬送			
3.心肺停止状態の搬送 		⑧ガレキ内からの搬出(協働作業)			
		⑨搬送			
4.放置車両の移動・撤去 	⑩放置車両の移動・撤去 (災害対策基本法第76条の6)	⑩放置車両の移動・撤去 (災害対策基本法第76条の6)			
5.ガレキの撤去 	⑫対象車線のガレキ撤去				⑪ライフライン対応 ・倒壊電柱、電線、通信線 ・危険物(ガス等) ・水道施設、下水道施設

## 4.4 道路啓開活動

### (3) 生存者発見時の対応

- 道路啓開作業を行う際には、災害廃棄物に埋もれている負傷者や生死不明者に遭遇する可能性があることを十分に留意して、消防の同行を依頼するとともに、慎重に行うものとする。
- 消防の同行がない場合において、生存者を発見した際には、消防への連絡を行い救急搬送の手配を進める。
- また、生死不明の場合の対応については、消防に判断を委ねる。

### (4) 遺体発見時の対応

- 道路啓開作業を行う際には、災害廃棄物に埋もれている負傷者や遺体に遭遇する可能性があることを十分に留意して、慎重に行うものとする。
- 遺体を発見した際には、通報が基本であるため、先ずは最寄りの警察署や交番に連絡し、「発見場所」「発見日時」「発見者」「遺体の状態」について報告を行い、発見した状態のまま触れずにおくこと。なお、発見した遺体は毛布等で目隠しなどを施し、警察等の指示を待つ。

### (5) 貴重品等発見時の対応

- 道路啓開作業中に貴重品等を発見した場合は警察に届ける。

#### 手順

- ① 啓開作業中に発見した拾得物は場所、時間等を記録しておき、1日分の取得物をまとめて、最寄りの警察署または交番に提出する。

※現場で拾得した貴重品は、金額等の多少に関わらず、発見したものの全てを遺失物として扱うことを基本とする。

## 4.4 道路啓開活動

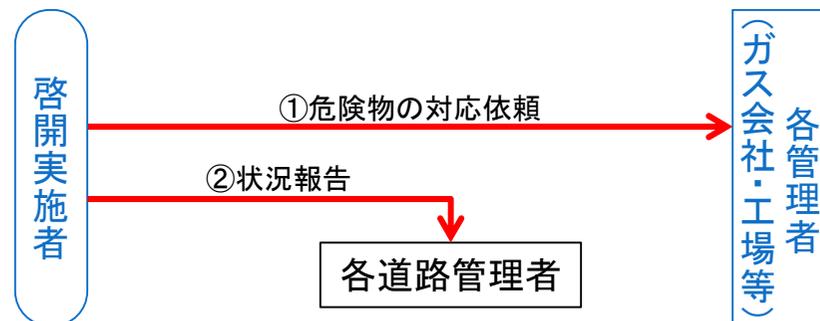
### (6) 危険物(ガスを含む)発見時の対応

- 啓開実施者は、瓦礫内に爆発性・引火性の物体がまぎれている可能性があり、爆発や有毒ガス発生のおそれもあるため、撤去にあたっては慎重に作業を行う。
- 道路啓開作業時に異臭(刺激臭、芳香臭等)を感じた場合には直ちに作業を中断、隔離距離をとり、異臭元となる管理者もしくは各消防(局)本部に連絡を行う。

#### 手順

- ①異臭の原因である管理者が分かる場合は各管理者へ、分からない場合は各消防(局)本部に連絡をする。
- ②一元化窓口、道路管理者へ状況報告を行う。
- ③各管理者および各消防(局)本部が現場に駆けつけるまで、離れて通行規制を行う。
- ④安全性が確認されて、問題ないことが判明した段階で作業を再開する。

#### 【異臭の原因である管理者が分かる場合】



#### 【異臭の原因である管理者が分からない場合】



## 4.4 道路啓開活動

### (7) 地下埋設物(水道施設・下水道施設)の対応

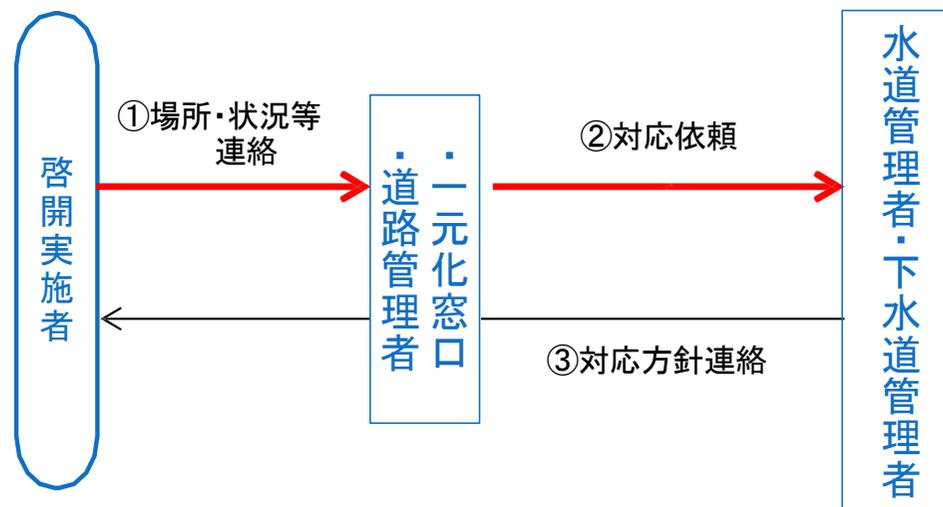
- 道路啓開作業中に水道施設・下水道施設の異常を発見した際には、一元化窓口、道路管理者へ連絡する。道路管理者はライフライン事業者(広域水道企業団・各市町村)への連絡を行う。

#### 手順

- ①道路啓開作業中に、水道や下水に異常が発生し、路面に変状が見られる場合は、一元化窓口、道路管理者へ連絡する。
- ②道路管理者へ連絡した場合は、その後の措置(いつ対応される等)について追って連絡する。
- ③各道路管理者は占用台帳等を確認し、占用物件の管理者へ対応依頼をする。
- ④水道、下水管理者が対応にあたるまでは、第三者への危険を防止するよう、バリケードで囲う等の措置を行う。

#### <想定される異常>

- 水の漏水 : 広域水道企業団・水道局、各市町村が現場措置。
- 道路路面の陥没 : 立ち入らないようにバリケード等で囲む。
- マンホールの突出 : バリケード等で囲む、土のう等で段差解消。



地下埋設物の対応

## 4.4 道路啓開活動

### (8) 電柱及び電線、通信線の対応(1/3)

- 緊急交通路状に電柱の倒壊や折損、傾斜により啓開出来ない区間がある場合は、一元化窓口、各道路管理者へ連絡する。

#### 手順

- ①道路啓開作業中に、電柱倒壊、電線・通信線の垂れ下がり等により啓開が困難となる場合は、一元化窓口、各道路管理者に連絡して、異常箇所、状況を伝える。

#### <電力線>

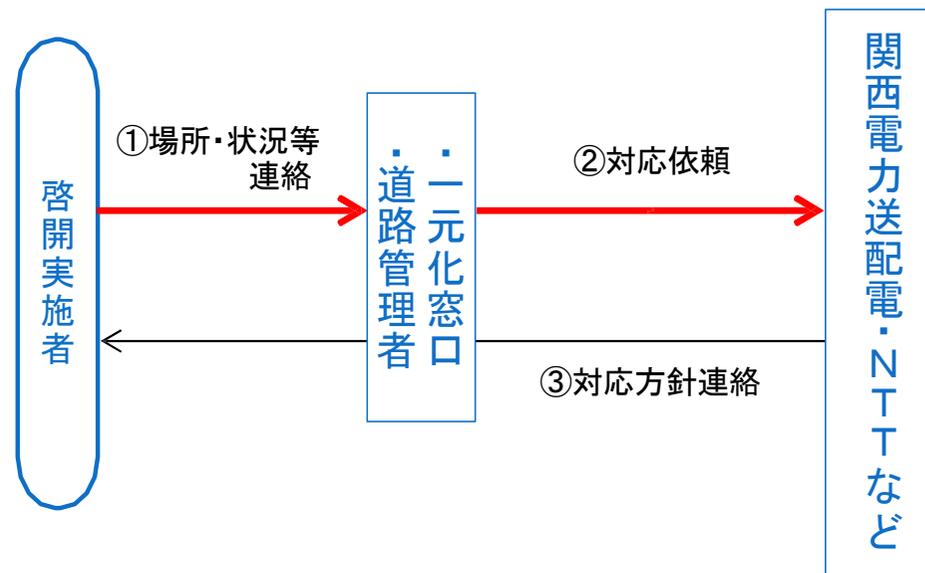
電線が切れていても通電している場合があり、危険なため触らず道路管理者へ連絡する。

関西電力送配電株式会社と災害時の復旧作業にかかる協定(令和6年4月)に基づき、災害発生時に早期の道路交通確保及び停電復旧に向けた相互協力による道路啓開作業を実施。

#### <通信線>

垂れ下がっていても通信線として機能している場合があるため、触らず道路管理者へ連絡する。

- ②各道路管理者は占用物件台帳等確認し、関西電力送配電、NTTの113番などへ連絡する。
- ③各道路管理者は関西電力送配電、NTTなどからの対応方針を各啓開業者へ連絡する。



電柱及び電線、通信線の対応

## 4.4 道路啓開活動

### (8) 電柱及び電線、通信線の対応(2/3)

#### <参考> 既往災害時の被災状況・対応等(電力)

(参考) 能登の配電線の被害状況の事例 2

<出典：北陸電力送配電ホームページ>  
被害状況の事例(電柱の傾斜・折損・混線)



(参考) 支援の様子 7

・高圧線に接触した樹木の除去や傾いた電柱の復旧作業等を行っています。(関西電力送配電株式会社提供)



出典：電気事業連合会 送配電網協議会「令和6年能登半島地震に伴う復旧に向けた電力各社による応援派遣の状況について」  
(2024年1月30日)

能登半島地震時の電力設備等の被害状況・対応

## 4.4 道路啓開活動

### (8) 電柱及び電線、通信線の対応(3/3)

#### <参考> 既往災害時の被災状況・対応等(通信)

##### 令和6年能登半島地震

1月1日に石川県能登地方で発生した地震(最大震度7)により能登半島付近では大規模な停電に加え、土砂崩れ等による道路寸断が多数発生し、立ち入り困難地域が多数発生しました。それに伴い通信においても固定、モバイル問わず通話やインターネットサービスを提供する通信設備に多大な被害を受けました。それらに対し通信設備の電力維持、衛星通信・船上基地局の活用などによる通信サービスの復旧を進め、重要通信や被災地域の通信確保、被災者支援に努めました。



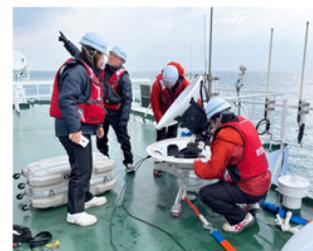
ポータブル衛星による  
災害時用公衆電話の提供



ヘリコプターによる輸送・空撮



移動基地局車の電源確保



船上基地局の運用

##### 平成28年(2016年)熊本地震

2016年4月、熊本県熊本地方に2度にわたる震度7の地震が発生しました。

NTTグループでは、発災後すぐに、重要通信の確保および通信サービスの復旧にあたるとともに、特設公衆電話や無料Wi-Fi、充電サービス等を提供し、避難所支援を実施しました。



阿蘇大橋の崩落により損傷した  
管路



道路崩落により切断された中継  
光ケーブル



広域支援を実施する災害復旧班



無料Wi-Fiと充電サービスの提供



避難所での御用聞き巡回



エリアの救済を行っている衛星移動  
基地局車

出典: 日本電信電話株式会社ホームページ「復旧活動」(令和6年11月11日閲覧)

URL: <https://group.ntt.jp/disaster/report/activity.html>

## 4.4 道路啓開活動

### (9) 踏切遮断時の対応

- 踏切道改良促進法の一部改正に伴い、踏切道において長時間の遮断が発生し、救急救命活動等に大きな支障が生じる事態を防止するため、災害時に踏切道を開放するまでの手順、関係機関への連絡体制等をあらかじめ策定する。
- 踏切遮断が発生した際は、策定した連絡体制に基づき、優先開放に向けた措置を実施する。
- なお、早期の踏切開放が困難な場合は、踏切横断を必要としない迂回ルートを設定する。

### (10) 長期浸水箇所の対応

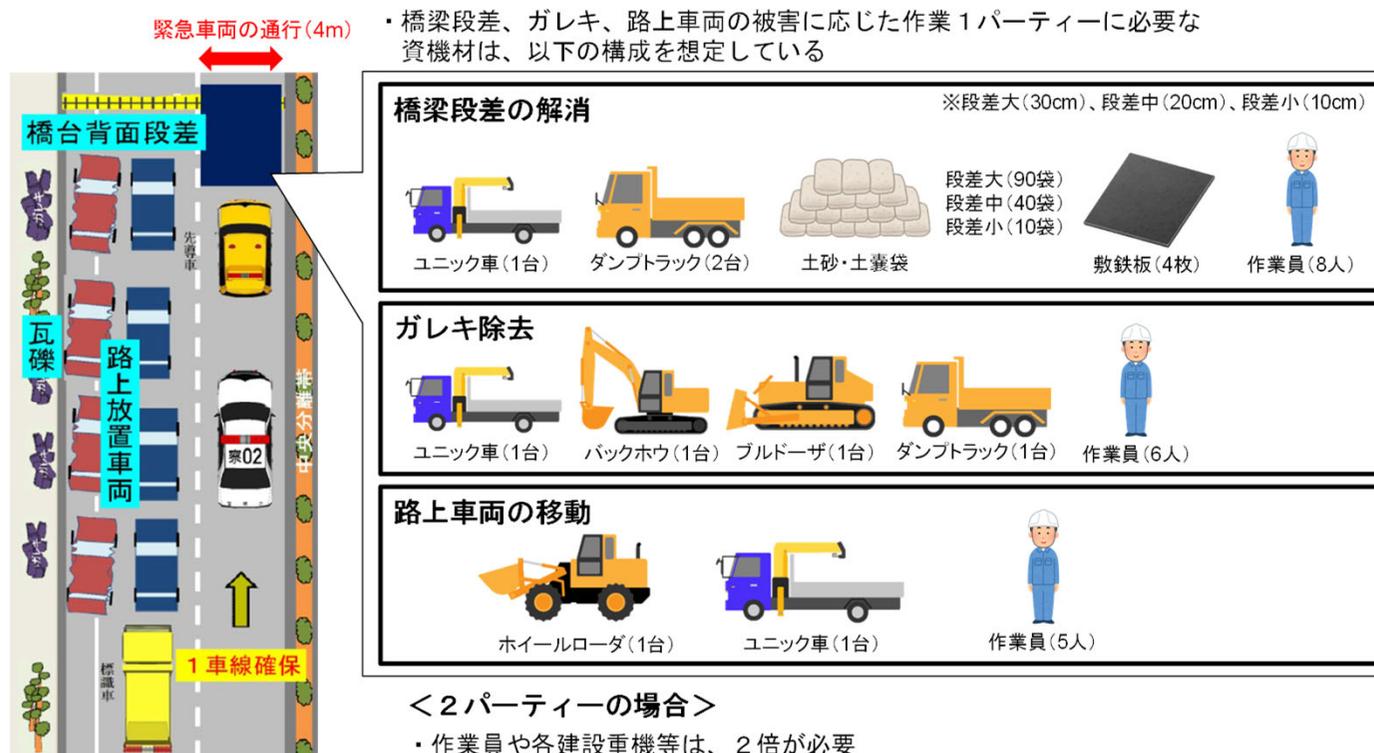
- 津波浸水想定区域における具体的な道路啓開の手順は、地震発生後、津波警報が発表されて無ければ、啓開ルートの全区域調査を実施し、被害があれば啓開を行うが、津波警報が発表された場合は、浸水想定区域を除く区域の調査、啓開を行う。
- 津波警報解除後、実際に浸水しなかった区域は調査・啓開を行い、浸水区域は、迂回が出来る路線の調査・啓開を行う。迂回できる路線もない場合は道路管理者の指示に従う。浸水している区域における道路啓開については、基本的に道路管理者の指示によるものとする。

# 4.5 人員・資機材等の確保

## 4.5.1 人員・資機材の確保

- 道路啓開に必要な資機材については各協議会・ワーキンググループにおいて、道路管理者や災害協定業者等が保有する資機材(規格含む)について事前に把握する必要がある。
- 大規模災害の発生直後においては、資機材の十分な調達や供給が難しくなるため、災害協定業者自らが近隣現場、リース会社、協力会社等からの調達も考慮する。
- それでもなお不足する場合、近畿地方整備局・府県政令市・高速道路会社・一般社団法人日本建設業連合会関西支部が締結する包括協定※により、資機材の調達を行うものとする。

※ 災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する包括的協定書(平成29年2月20日)



<2パーティーの場合>

・作業員や各建設重機等は、2倍が必要

※ただし、土砂・土嚢袋や敷鉄板は、橋梁段差の数により必要量が決まる

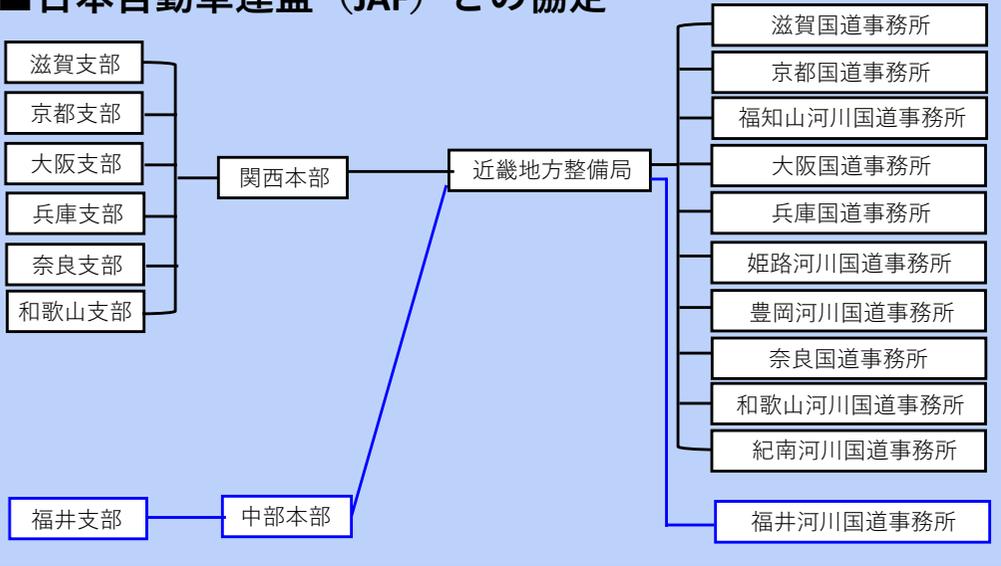
# 4.5 人員・資機材等の確保

## 4.5.2 車両移動・レッカー協会との連携

- 車両移動に関する実効性を向上させるため、近畿地方整備局や国道事務所において、レッカー関連団体との災害協定を締結している。また、各府県等においても、レッカー関連団体との協定を締結している。

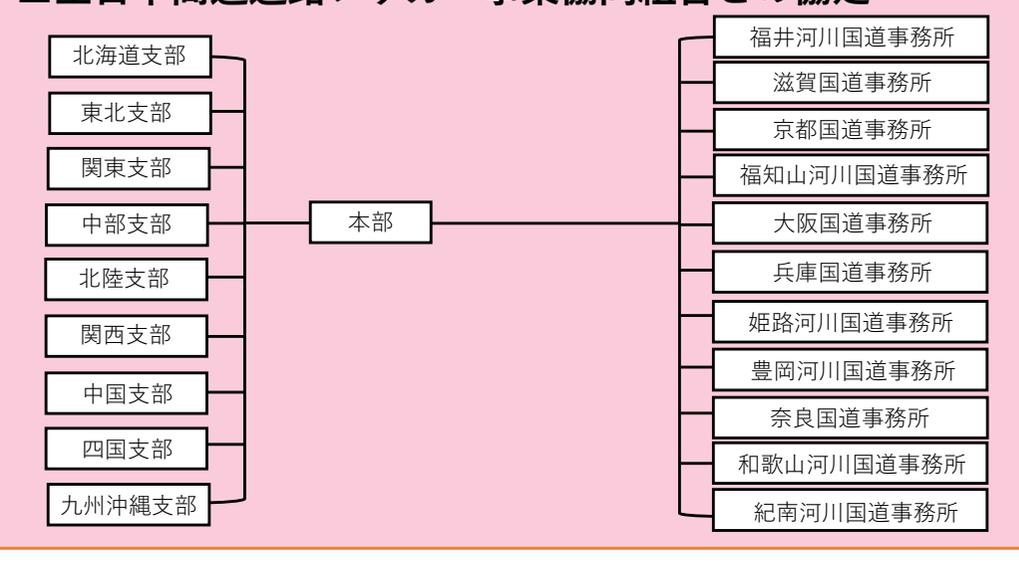
**JAF（一般社団法人日本自動車連盟）**  
 カバーエリア：近畿全域 対応：災害対策法76条の6に基づく車両移動  
 （締結：平成27年2月1日）

### ■日本自動車連盟（JAF）との協定



**JHR（全日本高速道路レッカー事業協同組合）**  
 カバーエリア：近畿全域 対応：災害対策法76条の6に基づく車両移動  
 （締結：平成27年2月27日）

### ■全日本高速道路レッカー事業協同組合との協定



近畿地方整備局とレッカー関連団体との協定締結状況

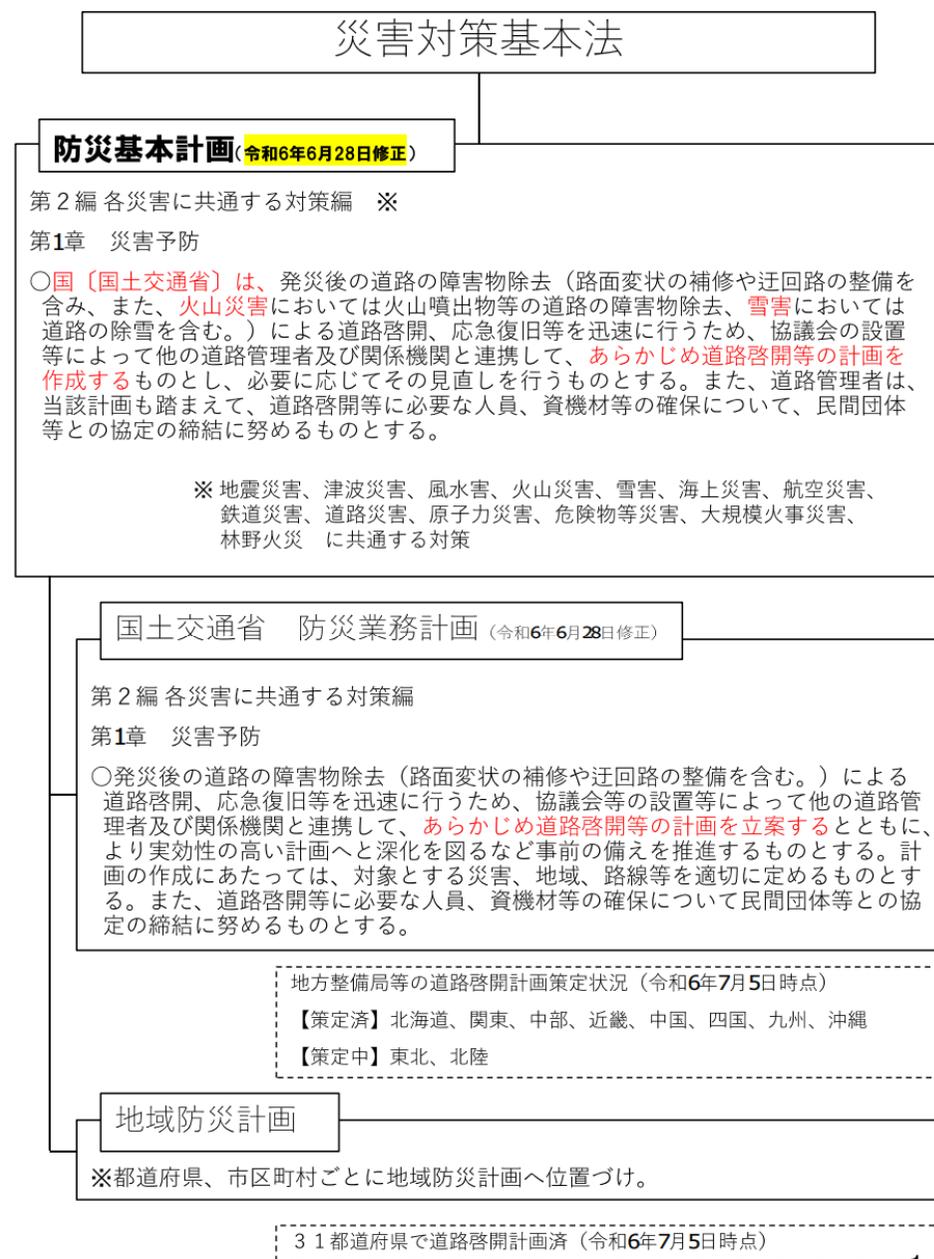
---

# 【雪害編】

---

## 5. 雪害における道路啓開について

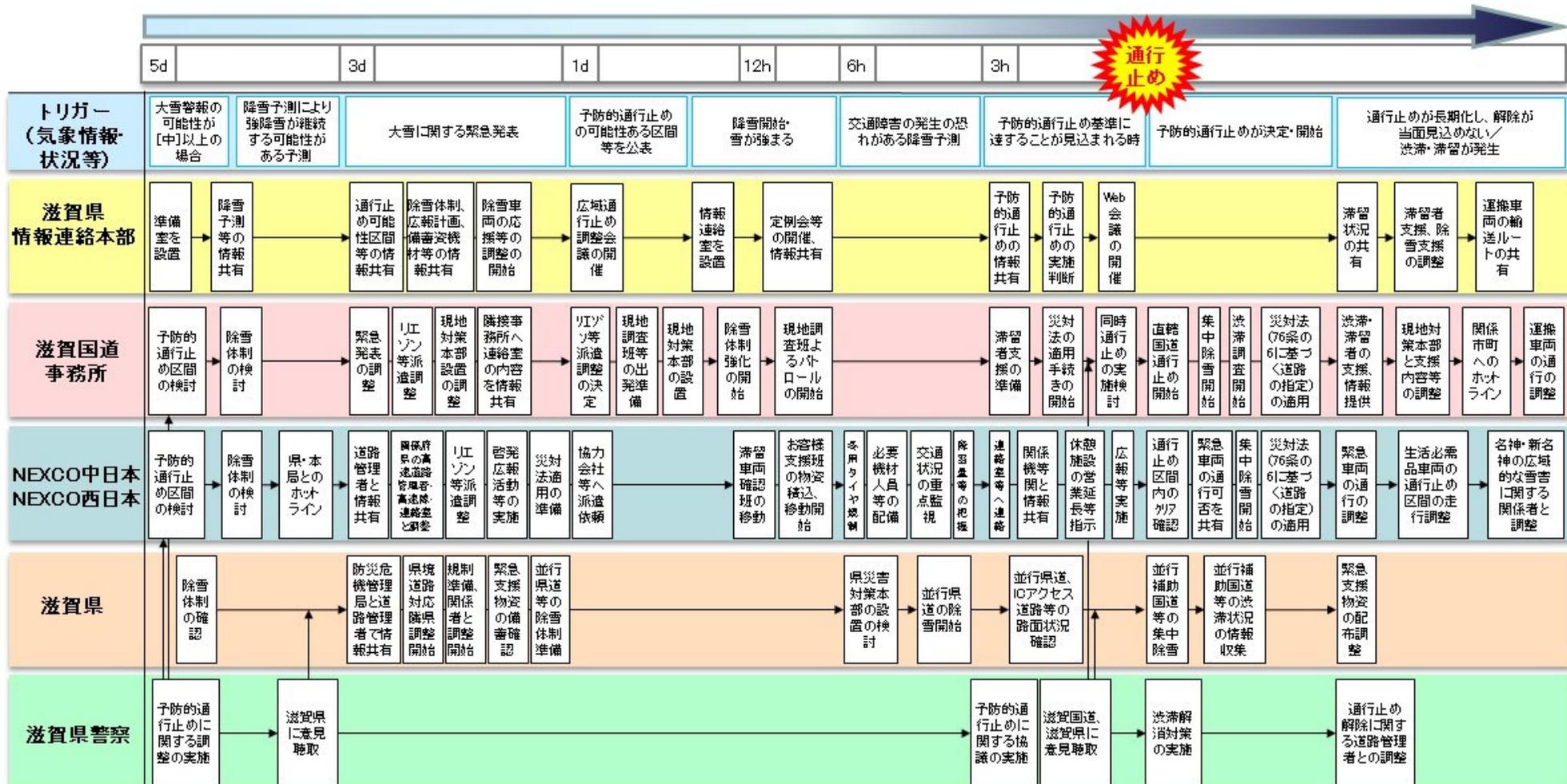
- 中央防災会議による令和6年6月の防災基本計画の修正により、国は関係機関と連携して、道路の障害物除去（路面変状の補修、迂回路の整備、火山噴出物の除去、除雪を含む）に関する計画等を作成することとしている。本計画雪害編では、各道路管理者等の雪寒期対応（降積雪・融雪・凍結防止対応等）について、構成機関間の共通認識を図ることを目的に、各機関が個別に作成する既存計画の概要等を整理する。
- したがって、本雪害編は、雪寒期の対応について、構成機関に対し新たな対応を求めるものではない。また、各機関の既存計画における対応等を妨げるものではない。
- 雪寒期の対応に関する各機関の詳細・具体的な対応については、従前どおり、それぞれの機関が定める個別の計画等に準拠するものとする。



防災基本計画における道路啓開計画の位置づけ

# 5.2 雪害時における連絡体制(雪害時におけるタイムライン)

- 雪害発生のおそれがある場合において、各府県域で作成するタイムラインに基づき迅速に行動、調整、連絡等を行い、降積雪・路面凍結等に備えた体制構築・対応を実施する。
- 対応時は、タイムラインを基本としつつ、実際の災害の状況に応じて臨機の対応を行うものとする。



### 【参考】スタック車両が発生した際の流れ

大雪時のスタック車両の移動において、近隣に避難する場所がなく、作業が長時間に及ぶ場合は、運転者等への健康上の配慮から、避難場所の提供や食料の配布、トイレの手配、燃料の支給等について、自治体と連携して実施することが重要である。

## 5.3 啓開作業(除雪作業等) (1/3)

- 各道路管理者は、関係機関(除雪業者等)と連携して、凍結・降積雪の状況に応じた効率的な啓開作業(凍結防止、除雪作業等)を実施し、主要道路の交通を確保する。
- 各道路管理者は、各自で策定する「災害対策本部運営計画(雪害対策編)」、「雪寒対応計画」等で定める基準等に基づき対応を実施する。

大雪時の道路啓開(除雪)に関する計画等(福井県域)

No	機関名	資料
1	福井河川国道事務所	最新の雪害対策計画 【雪害対策編】
2	福井県	最新の道路雪対策基本計画 福井県雪害予防対策実施計画
3	NEXCO中日本 NEXCO西日本	除雪を実施する区間 (管理区間) NEXCO中日本 NEXCO西日本
4	市町	各市町の道路除雪に関する計画

大雪時の道路啓開(除雪)に関する計画等(滋賀県域)

No	機関名	資料
1	滋賀国道事務所	雪害対策計画書
2	滋賀県	道路除雪計画
3	各市町 (13市6町)	各市町の道路除雪に関する計画

## 5.3 啓開作業(除雪作業等) (2/3)

大雪時の道路啓開(除雪)に関する計画等(京都府域)

No	機関名	資料
1	京都国道事務所 福知山河川国道事務所	災害対策運用計画 (雪害編)
2	京都府	京都府地域防災計画 (R5. 12)
3	京都市	除雪作業及び凍結防止剤散布作業実施要領
4	福知山市	福知山市地域防災計画 (R5. 7) 令和6年度道路除雪計画
5	舞鶴市	舞鶴市地域防災計画 (R4. 3)
6	宇治市	宇治市地域防災計画 (R6. 3)
7	宮津市	令和6年度宮津市道路除雪要領 令和5年度宮津市雪害予防計画実施要領 宮津市地域防災計画 (R2. 6)
8	京丹後市	令和6年度京丹後市除雪計画 京丹後市地域防災計画 (R6. 3)
9	南丹市	令和6年度南丹市除雪計画
10	和東町	和東町地域防災計画 (H31. 4)
11	京丹波町	令和5年度京丹波町冬季除雪計画
12	伊根町	令和6年度道路除雪計画 伊根町地域防災計画(H29. 3)
13	与謝野町	令和6年度与謝野町道路除雪計画

大雪時の道路啓開(除雪)に関する計画等(大阪府域)

No	機関名	資料
1	大阪国道事務所	災害対策部運営計画 【雪害対策編】
2	大阪府	雪寒対応要領 等
3	西日本高速道路株式会社	雪氷対策実施マニュアル (大阪高速道路事務所等)
4	阪神高速道路株式会社	雪氷対策実施マニュアル
5	大阪府道路公社	雪氷対策業務要領、 雪氷対策業務実施細目 (箕面有料道路)

## 5.3 啓開作業(除雪作業等) (3/3)

### 大雪時の道路啓開(除雪)に関する計画等(兵庫県)

No	機関名	資料
1	兵庫国道事務所	災害対策部運用計画(雪害編)
2	兵庫県	冬季における道路交通確保のための取扱い※1
3	神戸市	異常気象時における雪寒対策(+神戸市地域防災計画)

※1:「冬季における道路交通確保のための取扱い」の該当エリアが、美方郡、養父市、朝来市、豊岡市、宍粟市のうち波賀町及び千種町、一宮町、丹波市のうち青垣町である(阪神淡路地域では対象となる市町はないため参考記載)

### 大雪時の道路啓開(除雪)に関する計画等(奈良県)

No	機関名	資料
1	奈良国道事務所	雪害対策部運営計画書
2	奈良県	道路の雪寒(雪氷)対策に関する計画
3	各市町村(12市15町12村)	各市町村の道路の雪寒(雪氷)対策に関する計画

※ 大雪時の道路啓開作業(除雪作業)を含む

### 大雪時の道路啓開(除雪)に関する計画等(和歌山県)

No	機関名	資料
1	和歌山河川国道事務所	令和6年度 雪害対策部運営計画
2	紀南河川国道事務所	紀南河川国道事務所道路関係 雪害対策部運営計画

# 5.4 乗員保護の取組

- 平成30年2月の大雪や令和3年1月の大雪では、国、都道府県、市町村、高速道路会社が管理する道路において、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生(数百台規模の立ち往生の発生等)した。
- 自動車の開放に長時間を要すると見込まれる場合(開放に24時間以上を要すると見込まれる場合等)に、自動車の乗員保護の取組として、道路管理者、都道府県(防災部局等)と連携した支援が実施されている。
- 大規模なスタック等を伴う大雪が発生した場合に備え、必要な対応や役割分担を明確にし、平時から乗員保護に向けた取り組みを進めるための連携強化に務める必要がある。
- 乗員保護における道路管理者の主な役割は、関係機関と連携し、車両の滞留状況等に関する情報を把握・共有、物資の確保を実施することである。
- また、近畿地方整備局における乗員保護対応として、乗員保護班が派遣され、乗員の健康状態の把握や食料等を提供予定である。

### 3. 乗員保護の取り組み

➤ 平成30年2月の大雪(福井豪雪)や令和3年1月の大雪等において、除雪作業や滞留車両の排出等による交通確保に加え、国、県、地元自治体、および自衛隊が連携し、食料・水等の配布やホテルへの一時避難などの乗員保護に関する取り組みを実施。

○乗員保護の取り組み事例

国道8号(福井県)における大雪に伴う渋滞 資料1

○北陸自動車道(武生IC~加賀IC)の通行止めにより、並行する国道8号に交通が集中し、洗濯やスタック車両を起因とする滞留車両が発生。  
 ○緊急車両等の通行に支障をきたす恐れがあったことから、対称法に基づく区間指定(延長39km)を行い、警察と連携した通行規制や自衛隊と連携した雪中除雪や滞留車両の排出作業を実施。  
 ○また、滞留車両乗員への支援として、自衛隊、福井県、坂井市及びあわら市と連携し食料、水、簡易トイレ等を配布。

日付	時刻	内容
1月7日		継続的な降雪発生
1月9日	23:25	福井IC~福井北IC間通行止め開始
1月10日	05:00	北野交差点付近にてスタック車両発生 作業開始(作業)
	10:10	国道8号IC~加賀IC間通行止め開始
	14:00	自衛隊、福井県、坂井市及びあわら市 による支那物資配布開始
	18:00	対称法指定(あわらIC~福井北IC) 区間L~39km
	20:00	北野交差点~北野交差点間通行止め 実施開始
	21:00	北野交差点付近にて12名が凍傷 発生
1月11日	15:00	北野交差点から約15.5km区間 (自衛隊と福井県)が緊急車両専用 へりにより渋滞状況確認 通行止め解除

出典:福井県雪中降雪を踏まえた対応について(国土交通省ホームページ)、令和3年12月記者発表資料(国土交通省ホームページ)

近畿地方整備局管内における乗員保護の取組

---

# 【火山編】

---

## 6. 火山災害における道路啓開について

# 6.1 火山災害における道路啓開の考え方

※近畿管内各府県共通

- 中央防災会議による令和6年6月の防災基本計画の修正により、国は関係機関と連携して、道路の障害物除去(路面変状の補修、迂回路の整備、火山噴出物の除去、除雪を含む)に関する計画等を作成することとしている(再掲)。
- 一方、近畿地方(福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)では内閣府が定める「火山災害警戒地域」に位置付けられていないことから、火山災害については、本計画での検討対象外とする。

火山災害警戒地域

(令和6年8月1日現在)

火山名	都道府県	市町村	市町村数	火山名	都道府県	市町村	市町村数
アトサヌプリ	北海道	清里町、弟子屈町	2	浅間山	群馬県	長野原町、嬬恋村	6
越阿寒岳	北海道	釧路市、足寄町、白糠町	3		長野県	小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町	
大雪山	北海道	上川町、東川町、美瑛町	3	新潟焼山	新潟県	糸魚川市、妙高市	3
十勝岳	北海道	富良野市、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、新得町	6		長野県	小谷村	
樽前山	北海道	苫小牧市、千歳市、白老町	3	磐陀ヶ原	富山県	富山市、上市町、立山町	3
倶多美	北海道	登別市、白老町	2	焼岳	長野県	松本市	2
有珠山	北海道	伊達市、壮瞥町、洞爺湖町	3		岐阜県	高山市	
北海道駒ヶ岳	北海道	七飯町、鹿部町、森町	3	乗鞍岳	長野県	松本市	2
恵山	北海道	函館市	1		岐阜県	高山市	
岩木山	青森県	弘前市、野々沢町、西目屋村、藤崎町、板柳町、鶴田町	6	御嶽山	長野県	上松町、王滝村、木曾町	5
八甲田山	青森県	青森市、十和田市	2		岐阜県	高山市、下呂市	
十和田	青森県	青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、つがる市、平川市、藤崎町、大崎町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、七戸町、六戸町、おいらせ町、三戸町、五戸町、田子町、南部町、新郷村	30	白山	石川県	白山市	2
		岩手県			二戸市、八幡平市	岐阜県	
	秋田県	能代市、大館市、鹿角市、北秋田市、小坂町、藤里町		神奈川県	相模原市、小田原市、青足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町	27	
秋田徳山	秋田県	鹿角市、仙北市	2	山梨県	富士吉田市、郡原市、大月市、上野原市、身延町、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町		
岩手山	岩手県	盛岡市、八幡平市、滝沢市、常石町	4	伊豆東部火山群	静岡県	熱海市、伊東市、伊豆市	3
秋田駒ヶ岳	岩手県	常石町	2	伊豆大島	東京都	大島町	1
	秋田県	仙北市		新島	東京都	利島村、新島村、神津島村	3
鳥海山	秋田県	由利本荘市、にかほ市	4	神津島	東京都	新島村、神津島村	2
	山形県	酒田市、遊佐町		三宅島	東京都	三宅村	1
栗駒山	岩手県	一関市	6	八丈島	東京都	八丈町	1
	宮城県	栗原市		青ヶ島	東京都	青ヶ島村	1
	秋田県	横手市、湯沢市、羽後町、東成瀬村		鶴見岳・飯盛岳	大分県	別府市、宇佐市、由布市、日出町	4
蔵王山	宮城県	蔵王町、七ヶ宿町、川崎町	5	九重山	大分県	竹田市、由布市、九重町	3
	山形県	山形市、上市市		阿蘇山	熊本県	阿蘇市、高森町、南阿蘇村	3
吾妻山	山形県	米沢市	3	雲仙岳	長崎県	島原市、雲仙市、南島原市	3
	福島県	福島市、猪苗代町		霧島山	宮崎県	都城市、小林市、えびの市、高原町	6
安達太良山	福島県	福島市、郡山市、二本松市、本宮市、大玉村、猪苗代町	6	鹿児島県	霧島市、湧水町	2	
磐梯山	福島県	会津若松市、喜多方市、北塩原村、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村	7	桜島	鹿児島県		鹿児島市、垂水市
那須岳	福島県	下郷町、西郷村	4	薩摩硫黄島	鹿児島県	三島村	1
	栃木県	那須塩原市、那須町		口永良部島	鹿児島県	屋久島町	1
日光白根山	栃木県	日光市	3	中之島	鹿児島県	十島村	1
	群馬県	沼田市、片品村		諏訪之瀬島	鹿児島県	十島村	1
草津白根山	群馬県	中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町	5	【合計】50火山	23 都道府県	179市町村	延べ203
	長野県	高山村					

出典：火山災害警戒地域(内閣府)



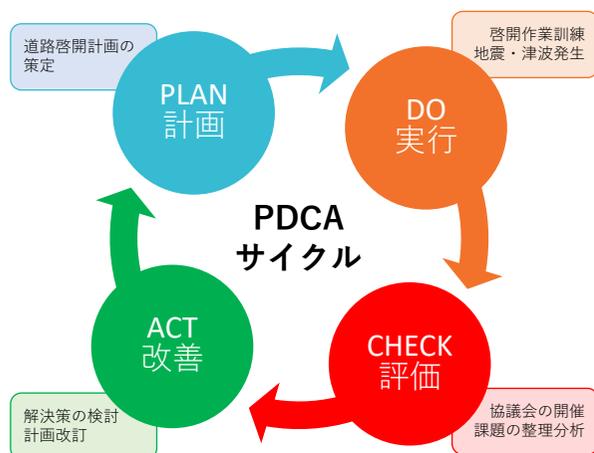
## 7. 今後の取組み

# 7. 今後の取り組み

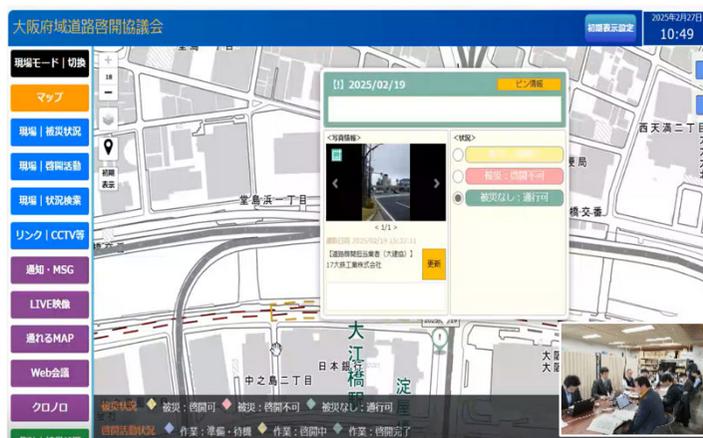
➤ 計画の実効性をさらに担保していくために、今後とも各協議会・ワーキンググループを活用し、連携・協力体制を構築するとともに、以下の事項について継続的に取り組む。

## ① 訓練実施・計画の見直し

災害時に的確な情報共有や啓開活動を実施するため、PDCAサイクルの一環として、関係機関と連携した訓練を実施する。訓練で得られた課題や道路啓開に関連する計画・ガイドラインを踏まえて、適宜計画を改訂し、公表する。



道路啓開におけるPDCAサイクル



道路啓開の情報伝達訓練の様子  
(令和7年2月27日開催(大阪府域))



道路啓開の実働訓練の様子  
(平成31年2月6日開催(大阪府域))

## ② 周知・広報実施

道路啓開の関係機関内での啓発、担当者異動時の確実な引き継ぎ等を実施するとともに、多様な媒体を活用して地域住民に向けた道路啓開に関する周知・広報を実施する。

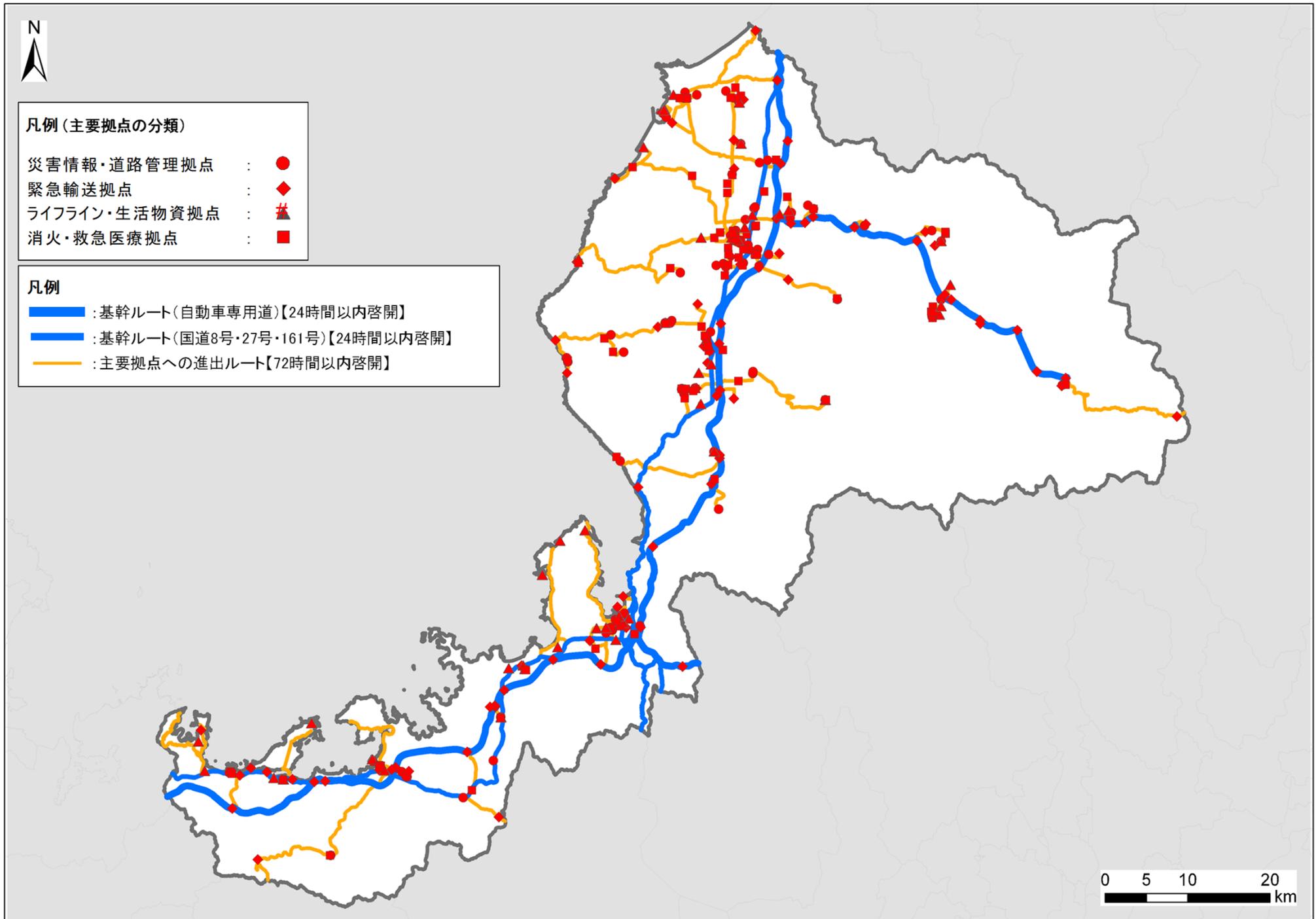
## ③ 技術力向上

情報収集・情報共有の円滑性向上に向けて、訓練で得られた課題に対応したシステムの改良、および最新技術(段差処理技術・車両撤去技術・除雪技術等)の活用や習熟を継続的に実施する。

---

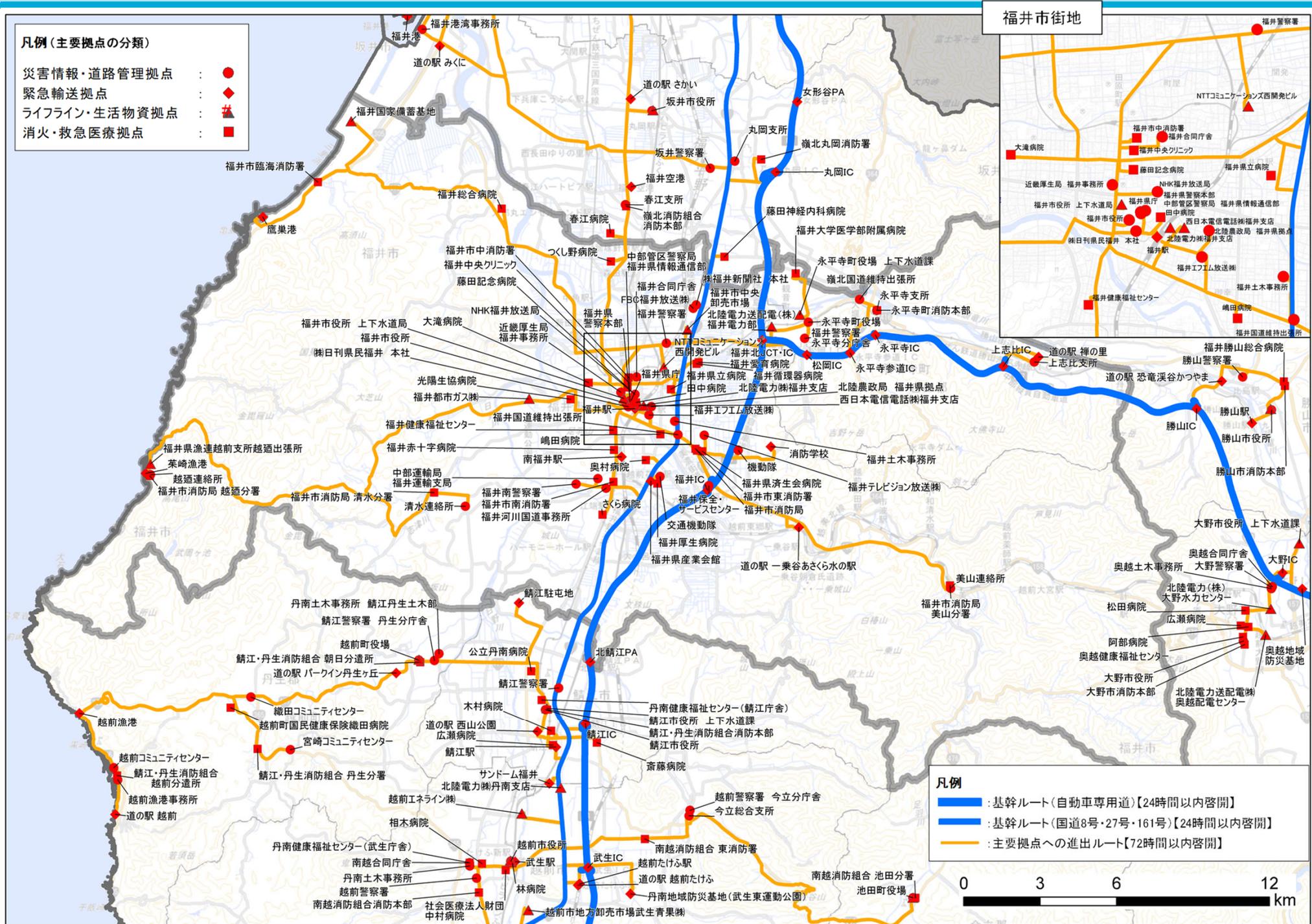
## 8. 啓開ルート図

# 8.1 福井県域 (1/8)



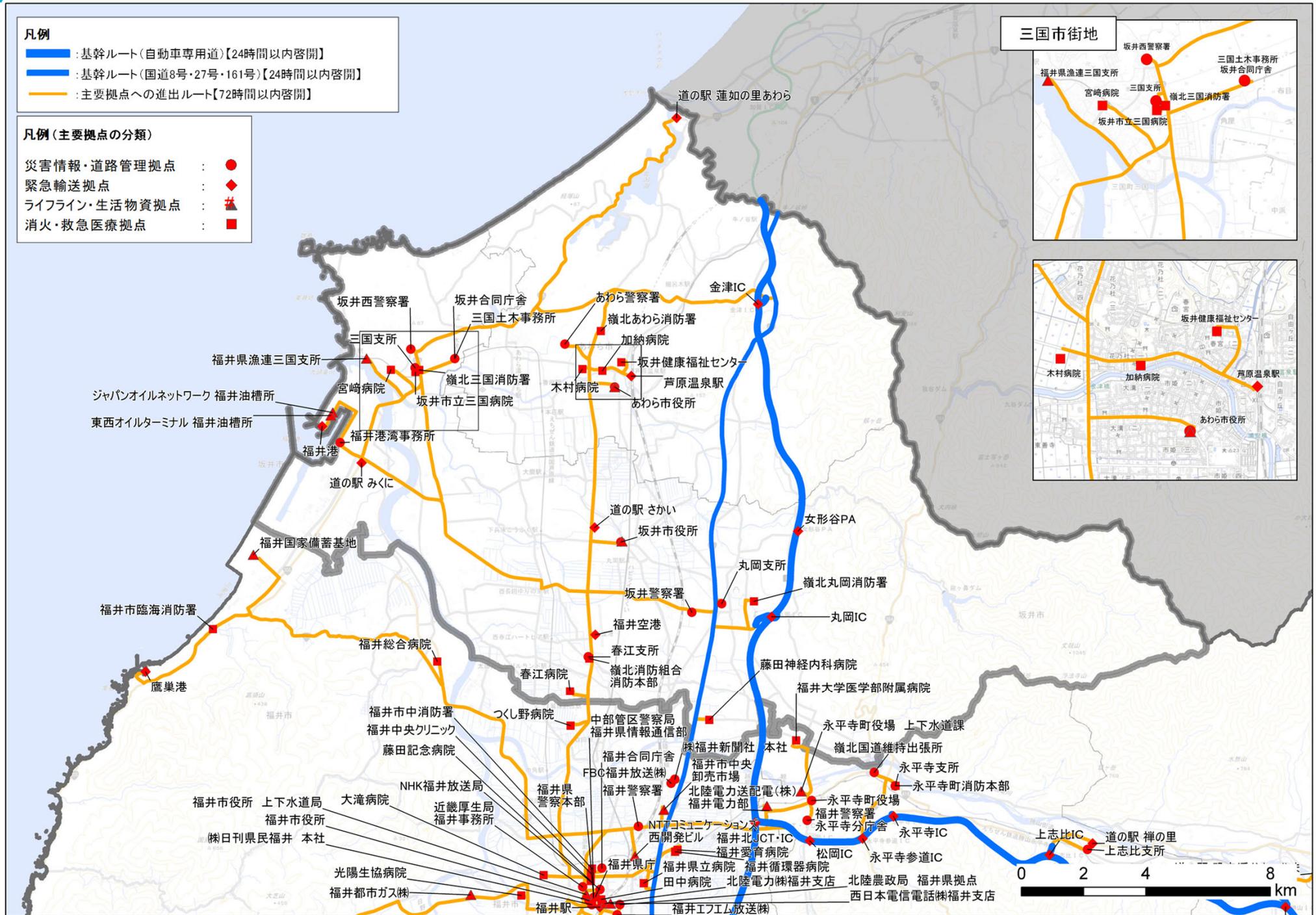
福井県域 啓開ルート図(全体)

# 8.1 福井県域 (2/8)



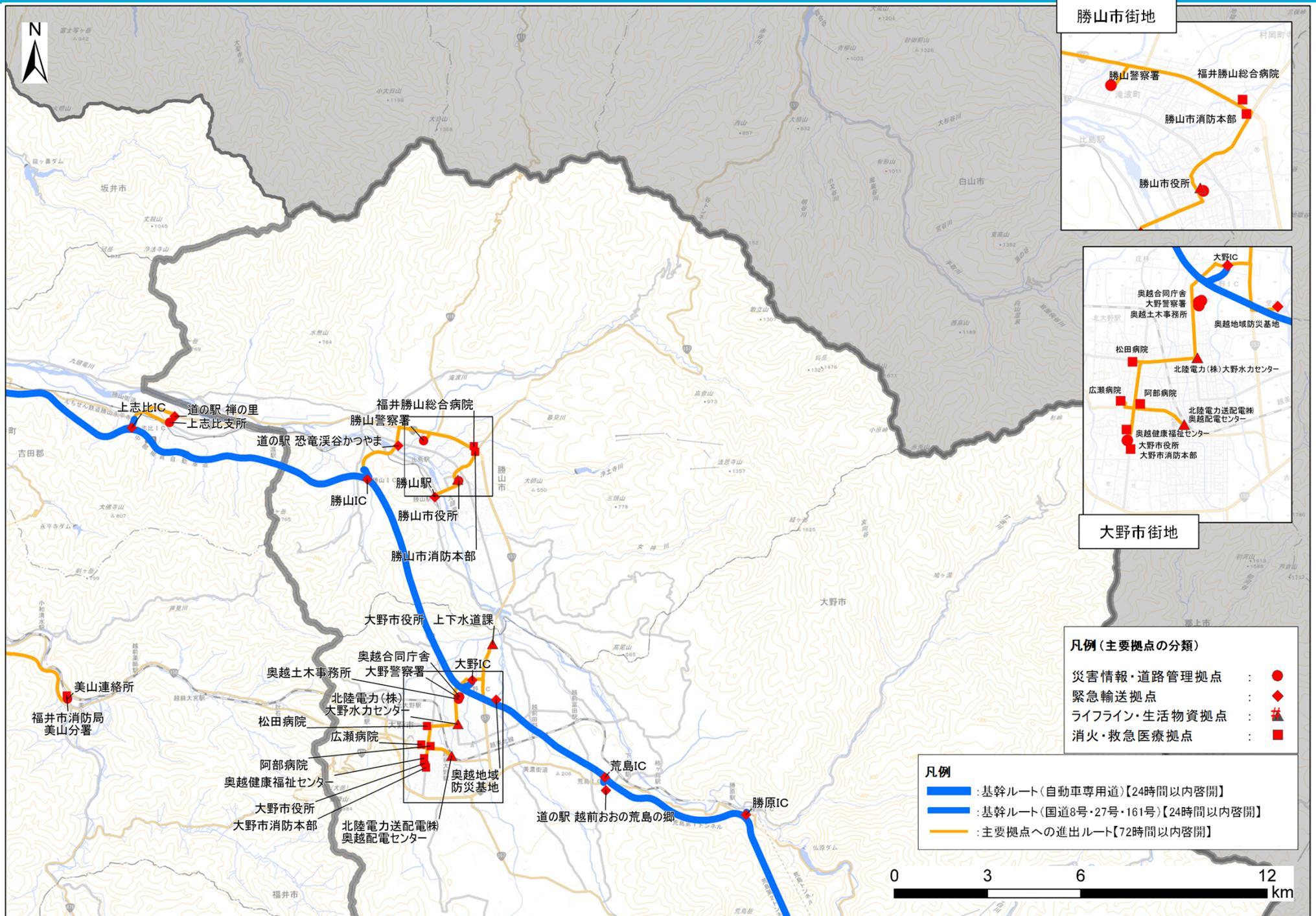
福井県域 啓開ルート図(福井土木事務所管内)

# 8.1 福井県域 (3/8)



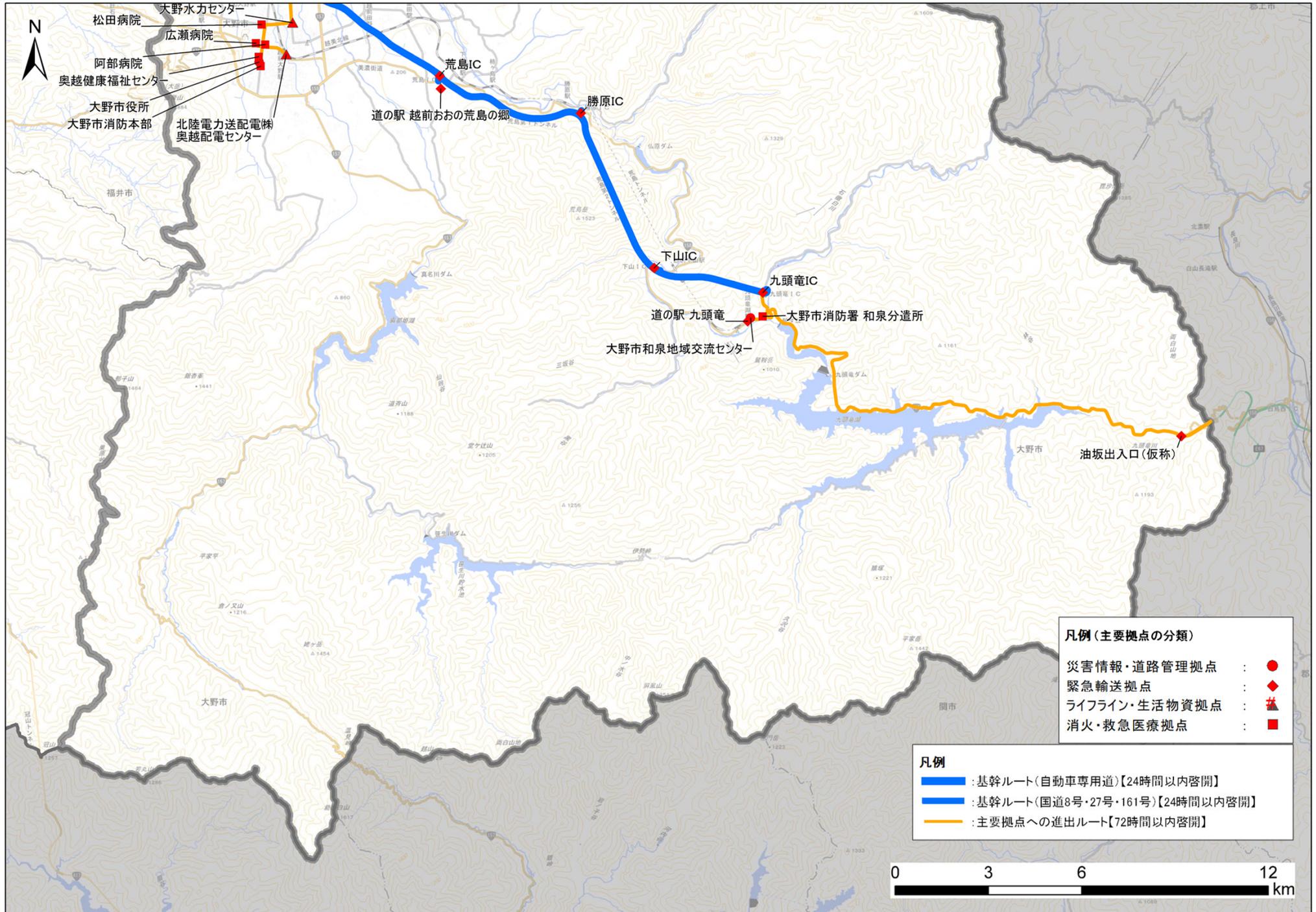
福井県域 啓閉ルート図(三国土木事務所管内)

# 8.1 福井県域 (4/8)



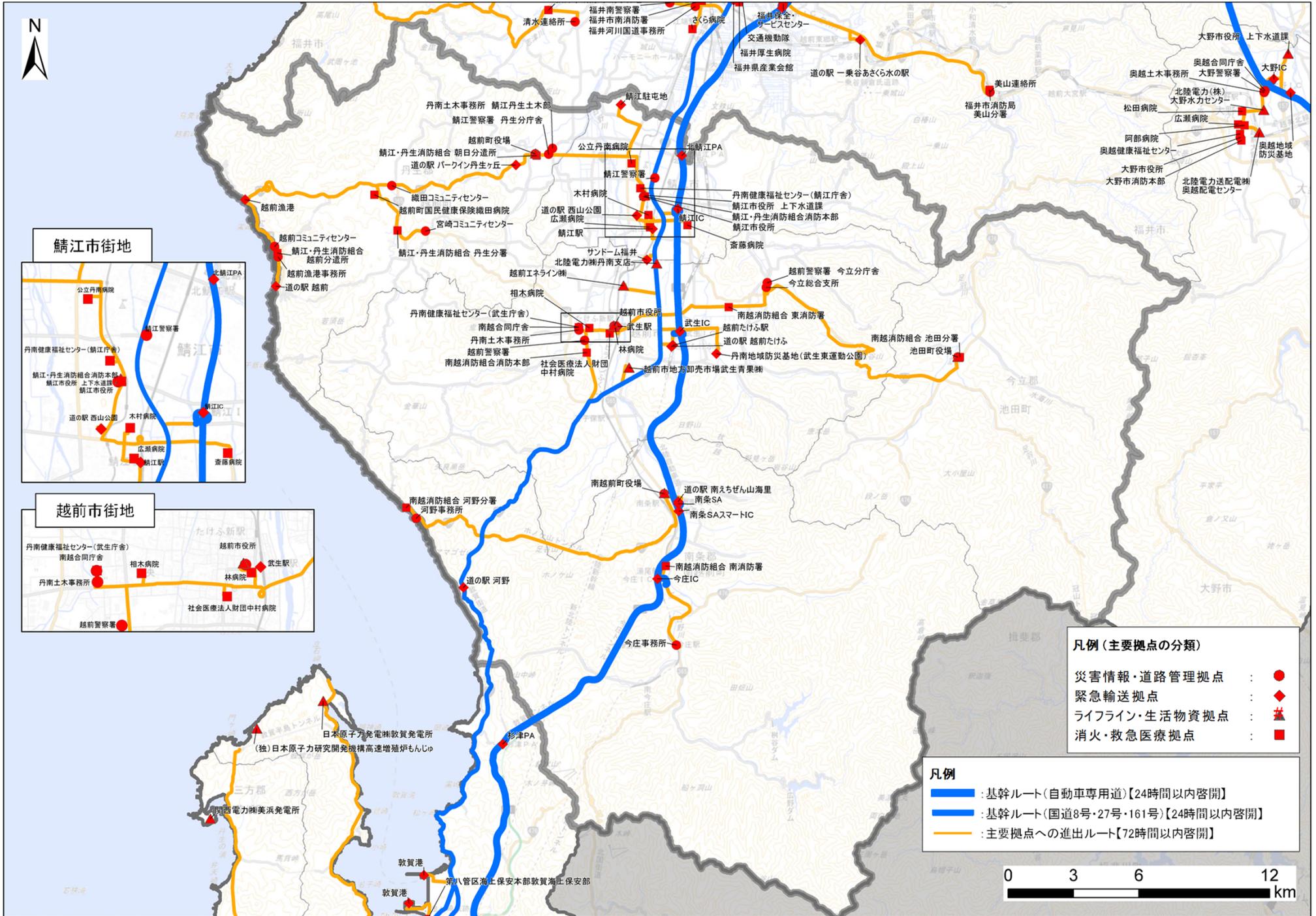
福井県域 啓開ルート図(奥越土木事務所管内(1/2))

# 8.1 福井県域 (5/8)



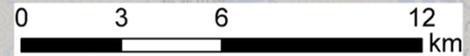
福井県域 啓開ルート図(奥越土木事務所管内(2/2))

# 8.1 福井県域 (6/8)



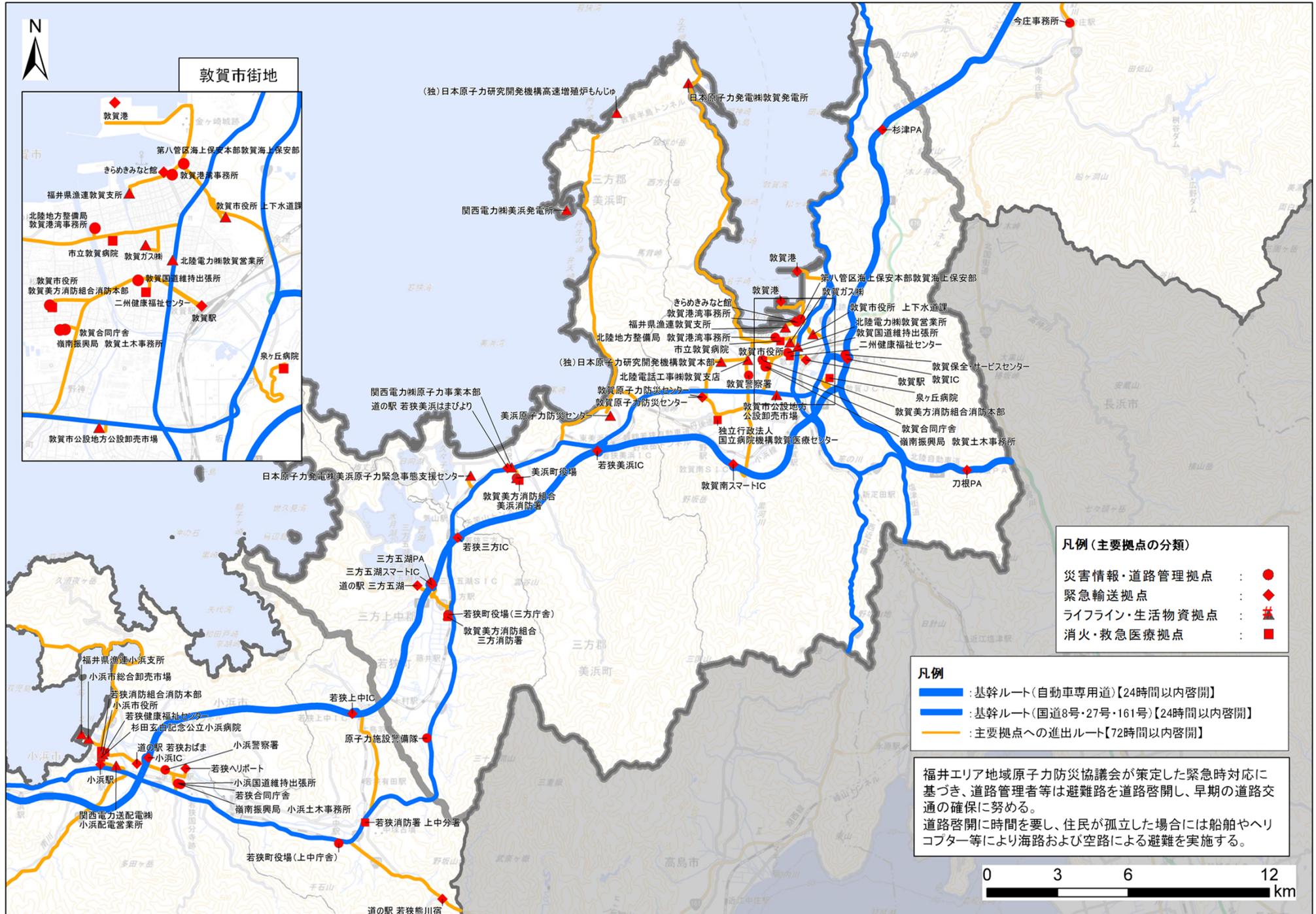
- 凡例 (主要拠点の分類)**
- 災害情報・道路管理拠点 : ●
  - 緊急輸送拠点 : ◆
  - ライフライン・生活物資拠点 : ▲
  - 消火・救急医療拠点 : ■

- 凡例**
- : 基幹ルート(自動車専用道)【24時間以内啓開】
  - : 基幹ルート(国道8号・27号・161号)【24時間以内啓開】
  - : 主要拠点への進出ルート【72時間以内啓開】



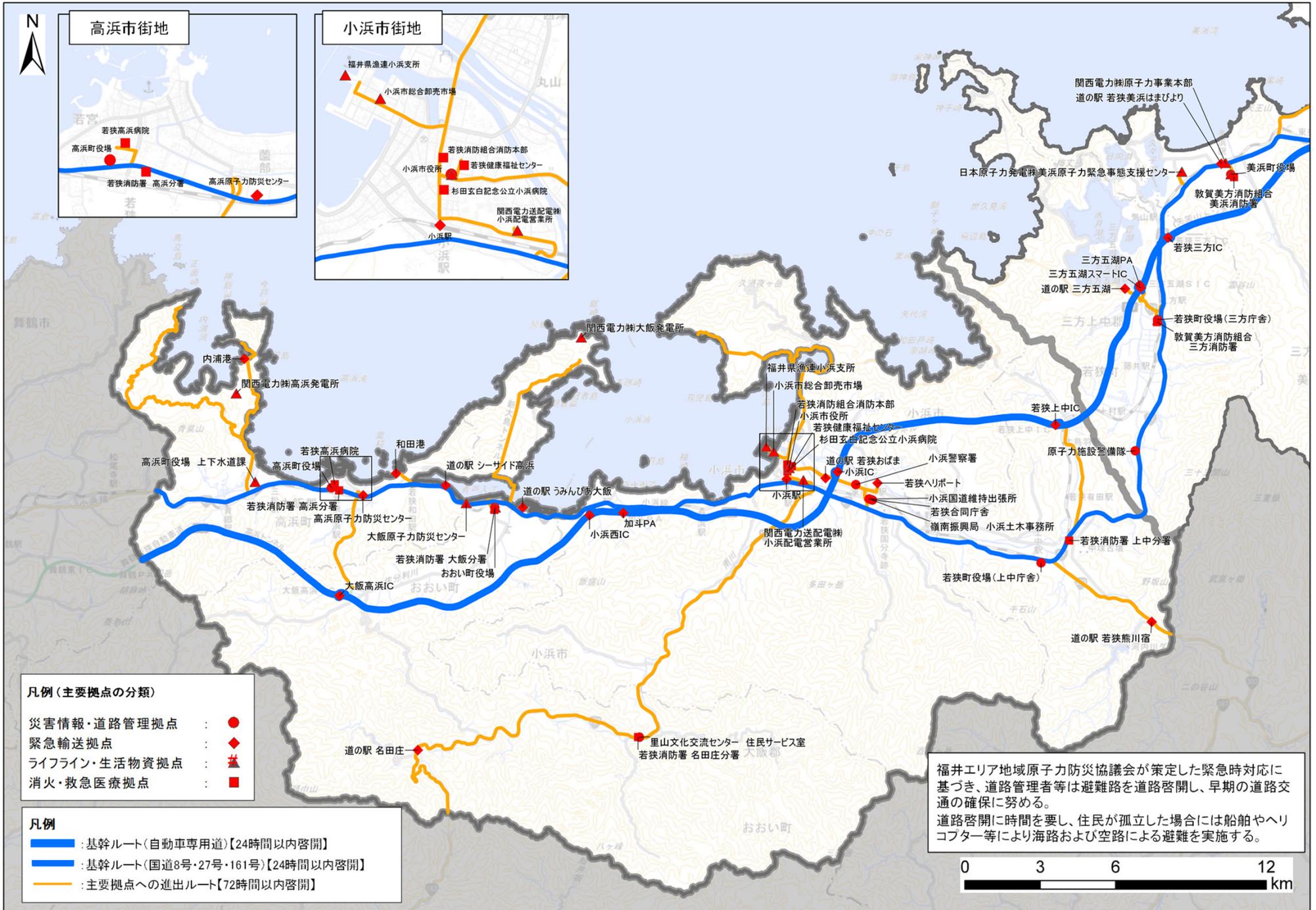
福井県域 啓開ルート図(丹南土木事務所管内)

# 8.1 福井県域 (7/8)



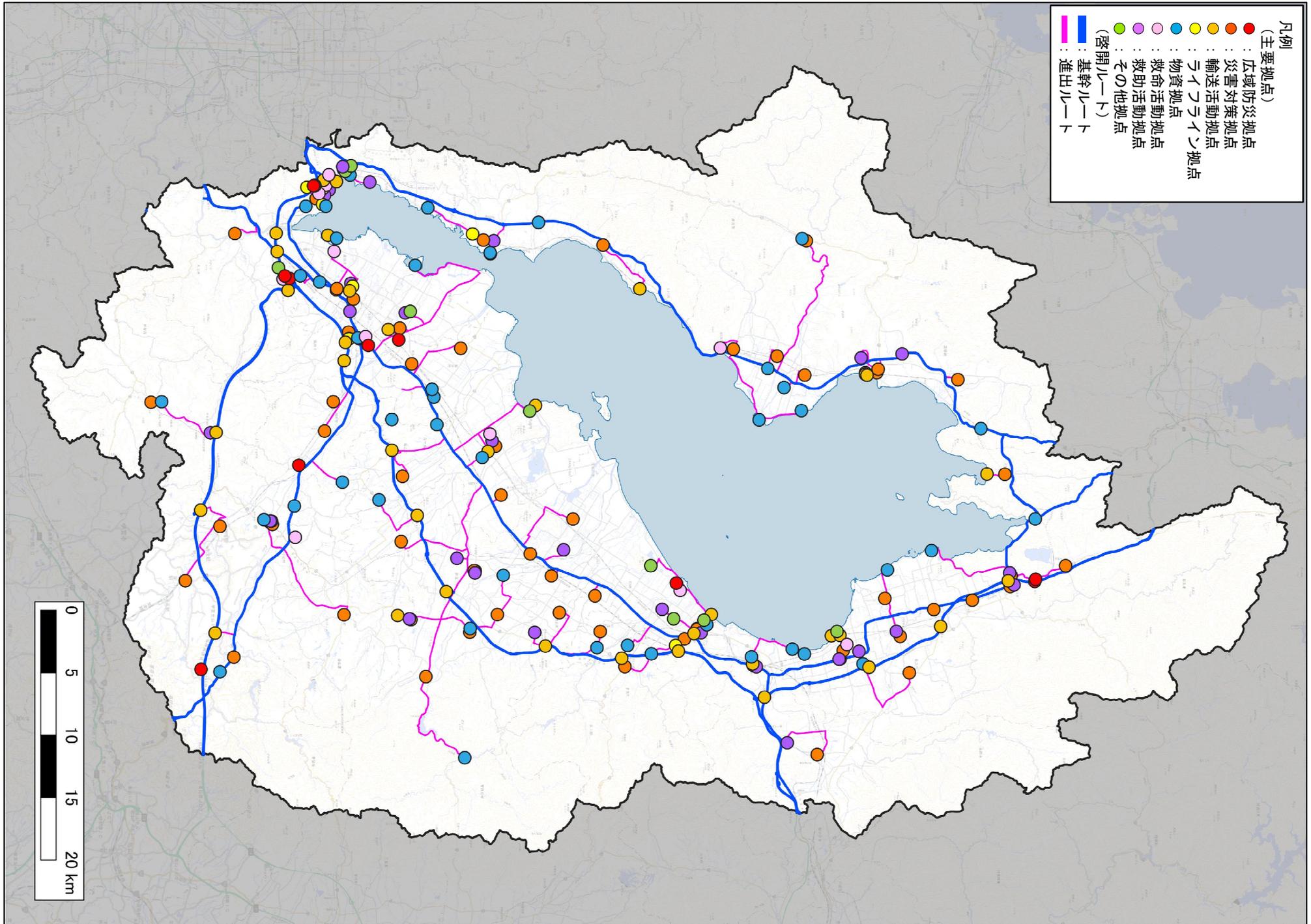
福井県域 啓開ルート図(敦賀土木事務所管内)

# 8.1 福井県域 (8/8)



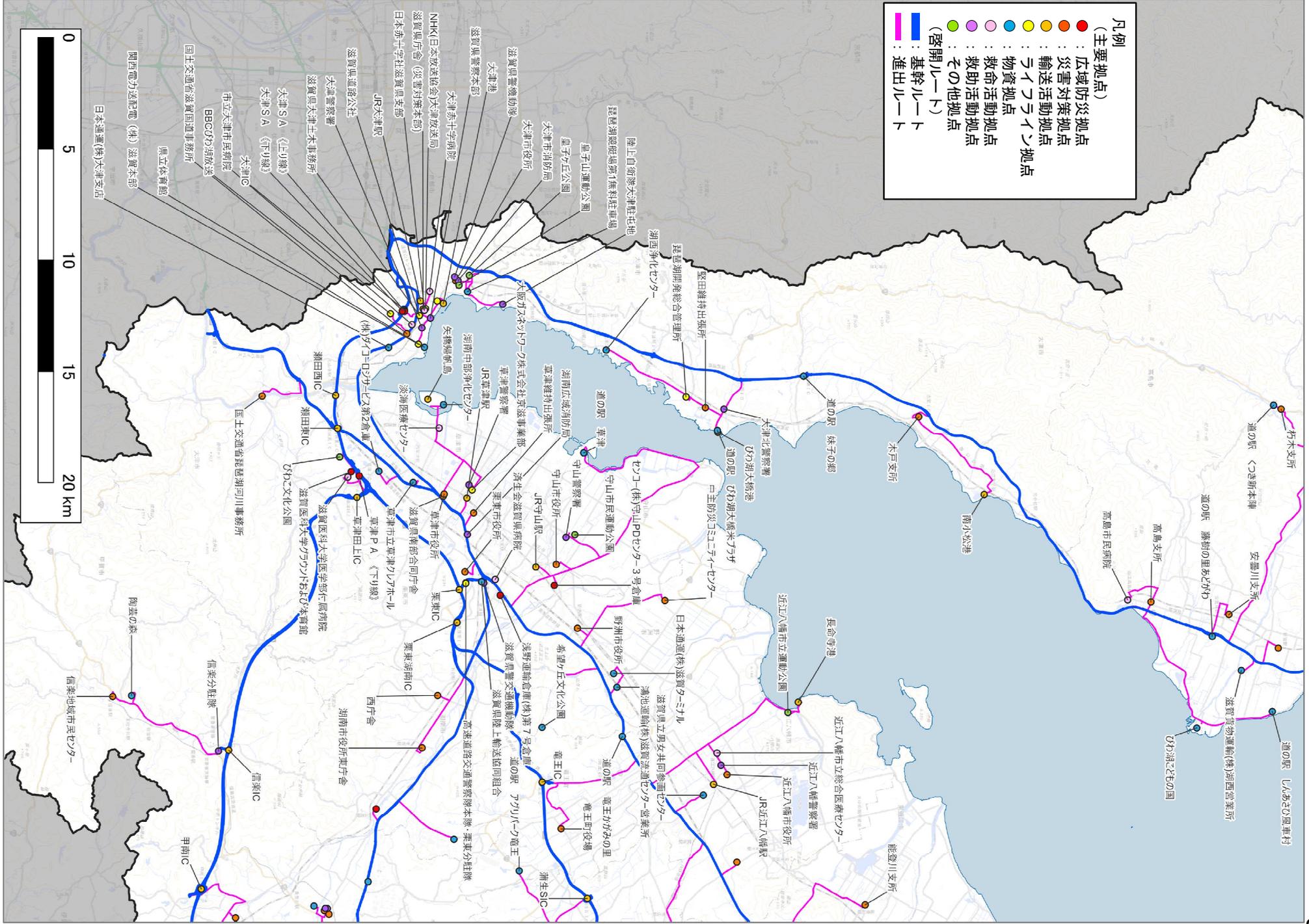
福井県域 啓開ルート図(小浜土木事務所管内)

## 8.2 滋賀県域 (1/6)



滋賀県域 啓開ルート図(全域)

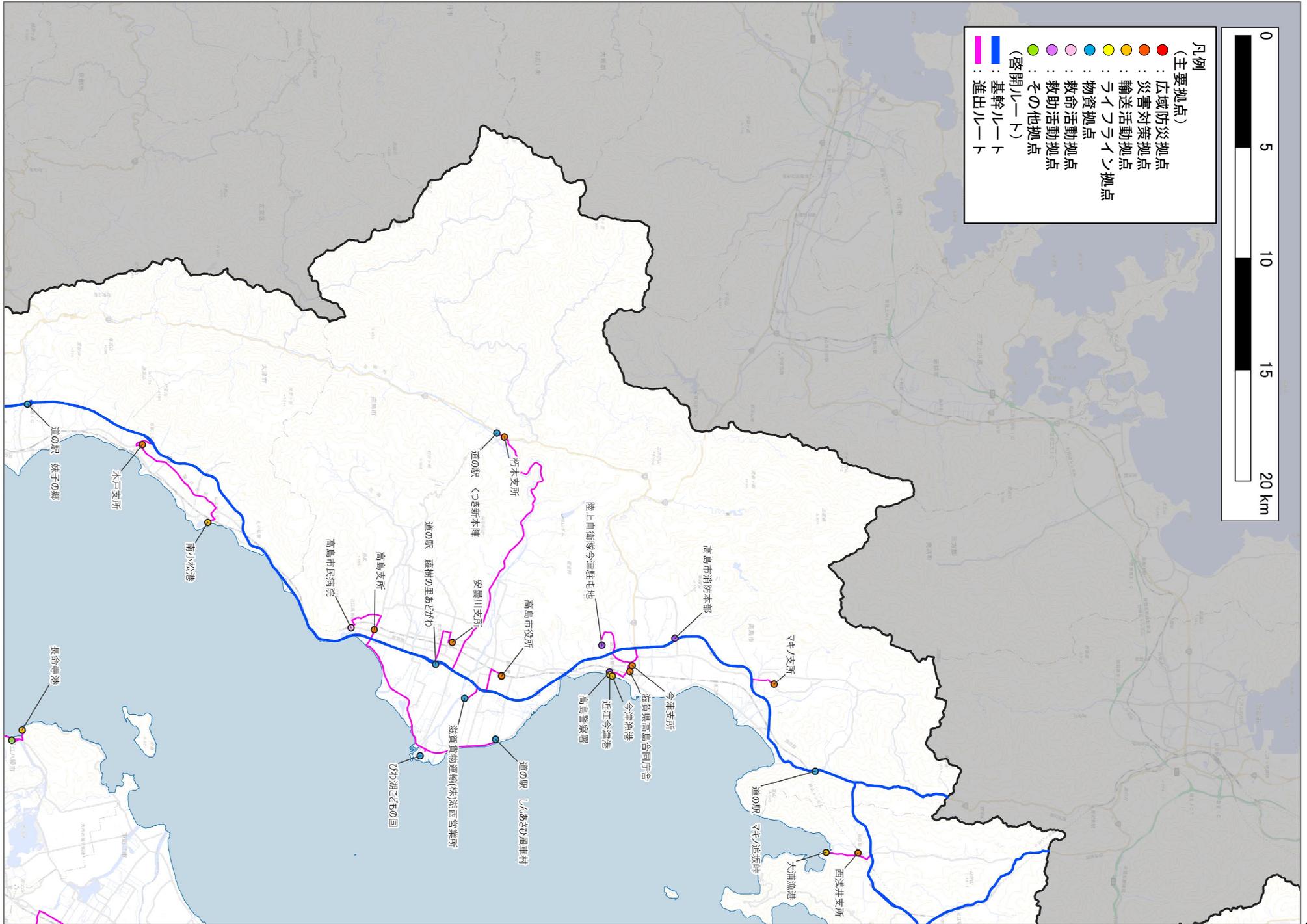
# 8.2 滋賀県域 (2/6)



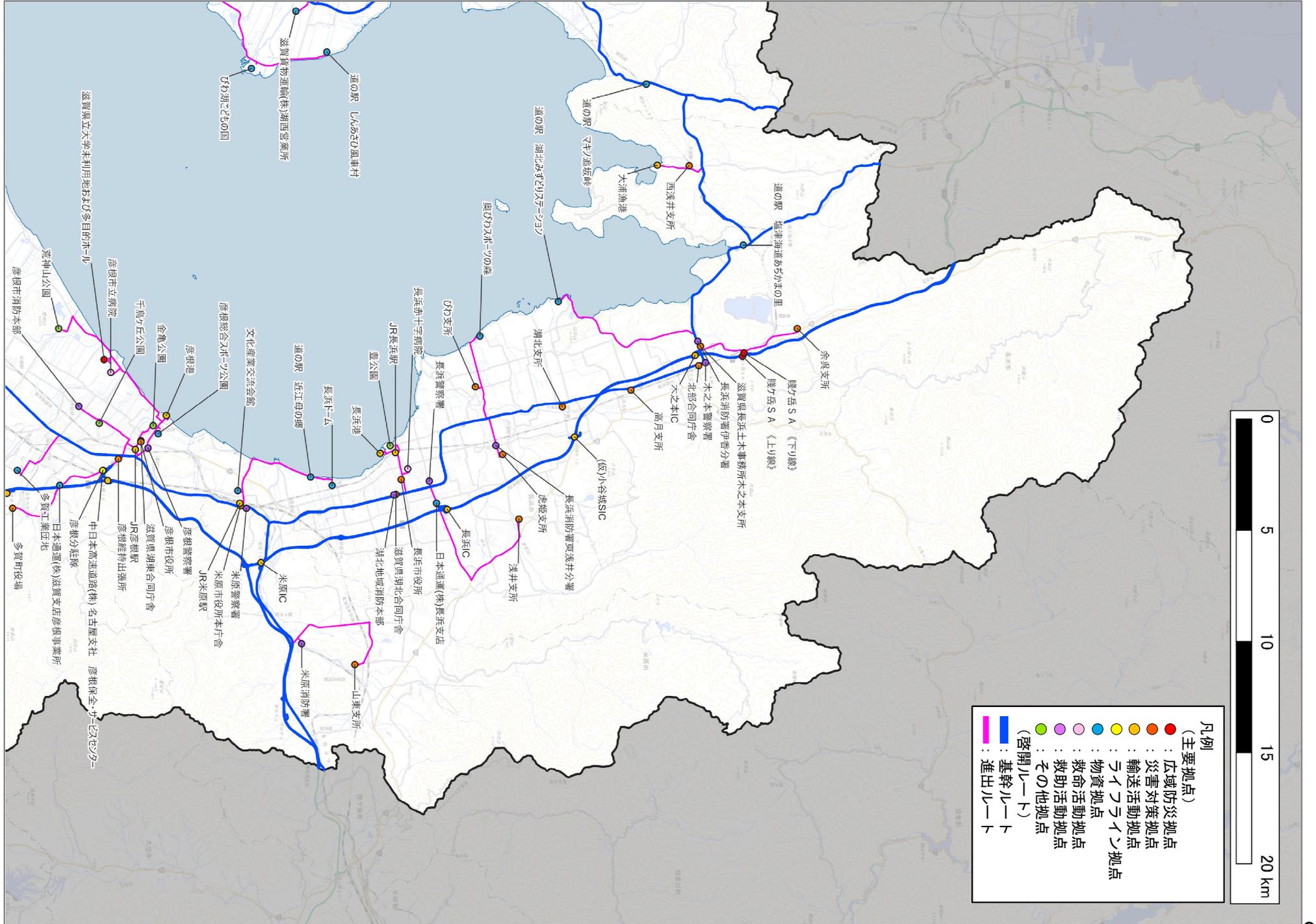
- 凡例**  
**(主要拠点)**  
 ● 広域防災拠点  
 ● 災害対策拠点  
 ● 輸送活動拠点  
 ● ライフライン拠点  
 ● 物資活動拠点  
 ● 救命活動拠点  
 ● その他拠点  
 (啓開ルート)  
 ■ 基幹ルート  
 ■ 進出ルート

滋賀県域 啓開ルート図(1/5)

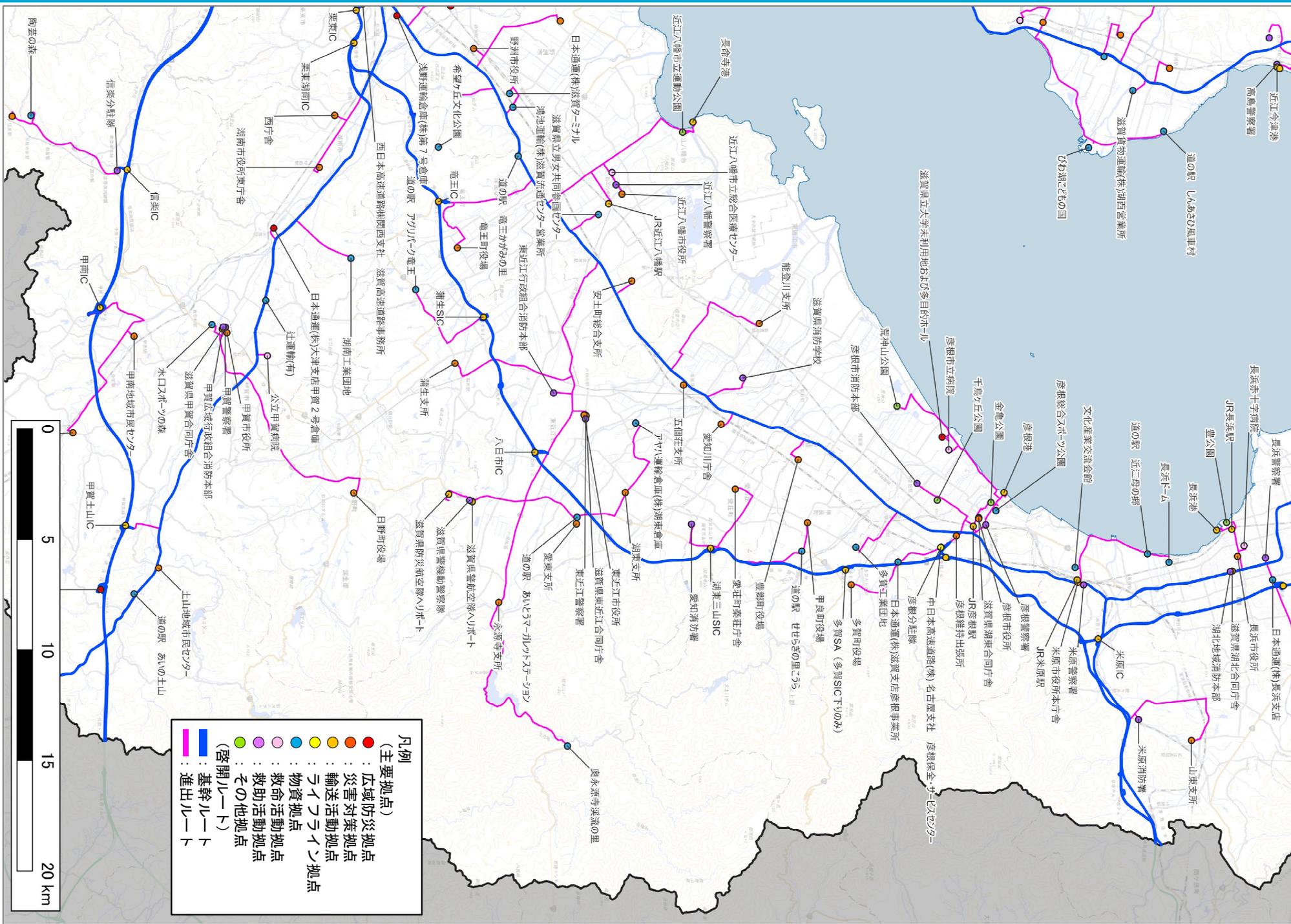
# 8.2 滋賀県域 (3/6)



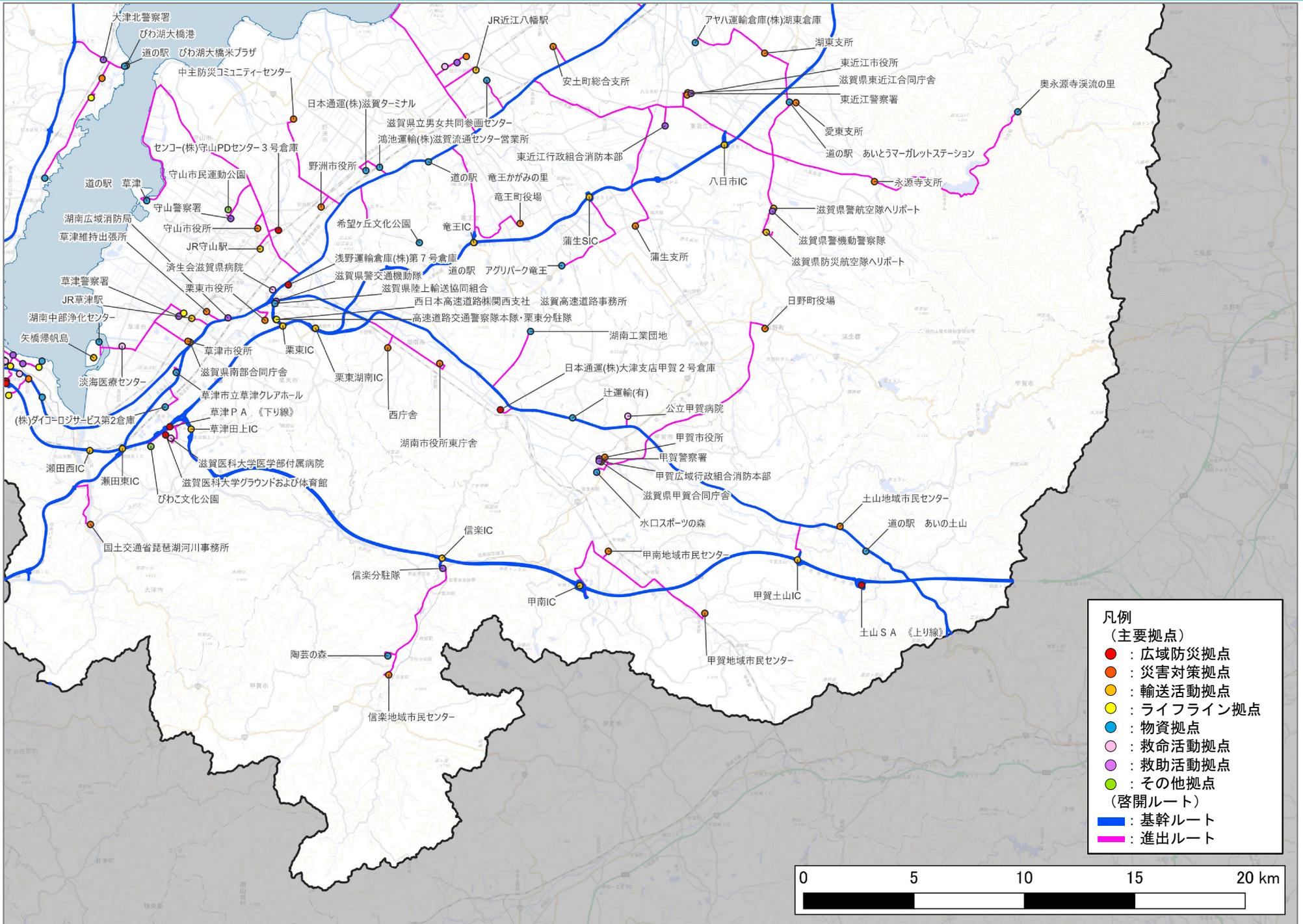
# 8.2 滋賀県域 (4/6)



# 8.2 滋賀県域 (5/6)

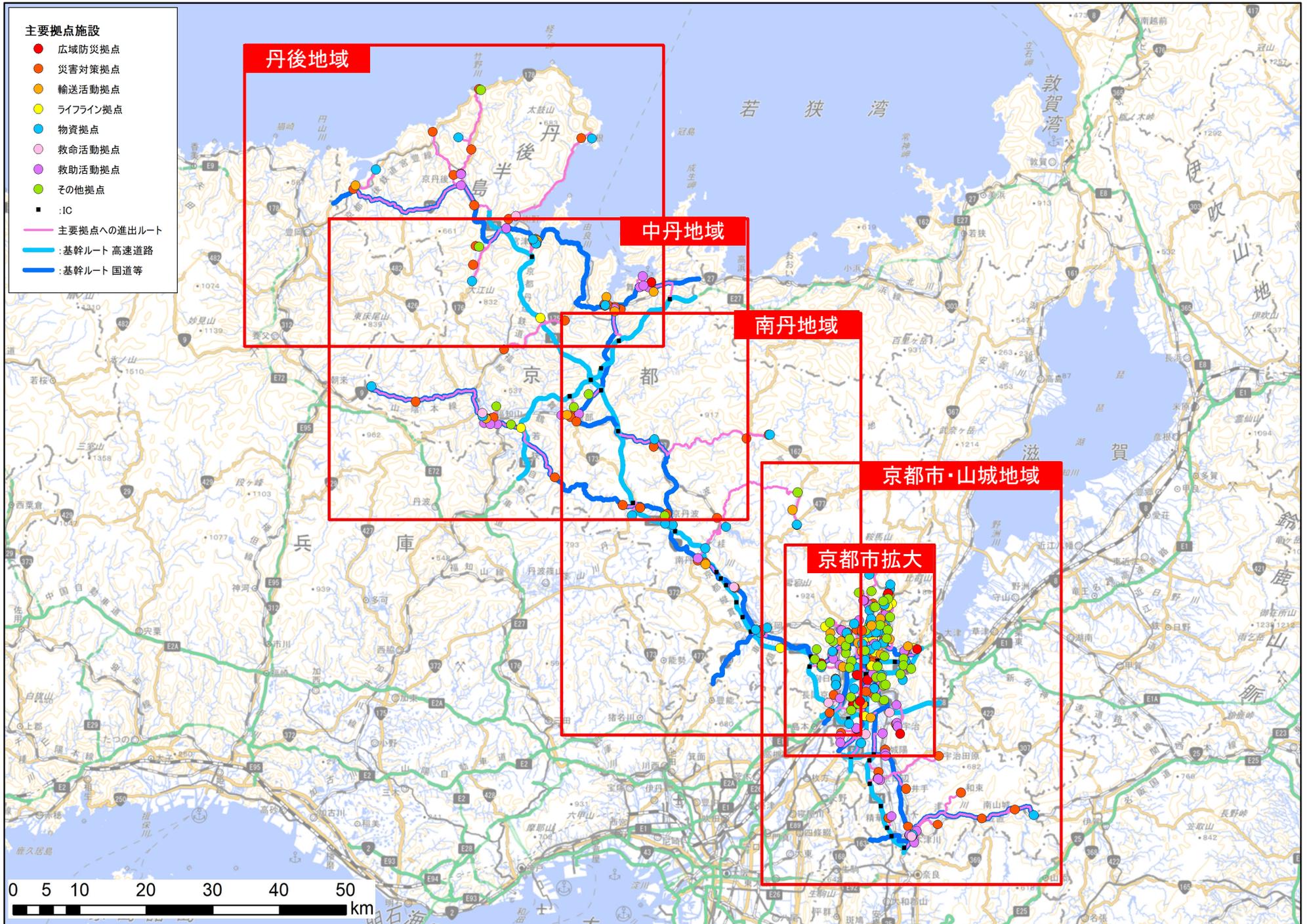


# 8.2 滋賀県域 (6/6)



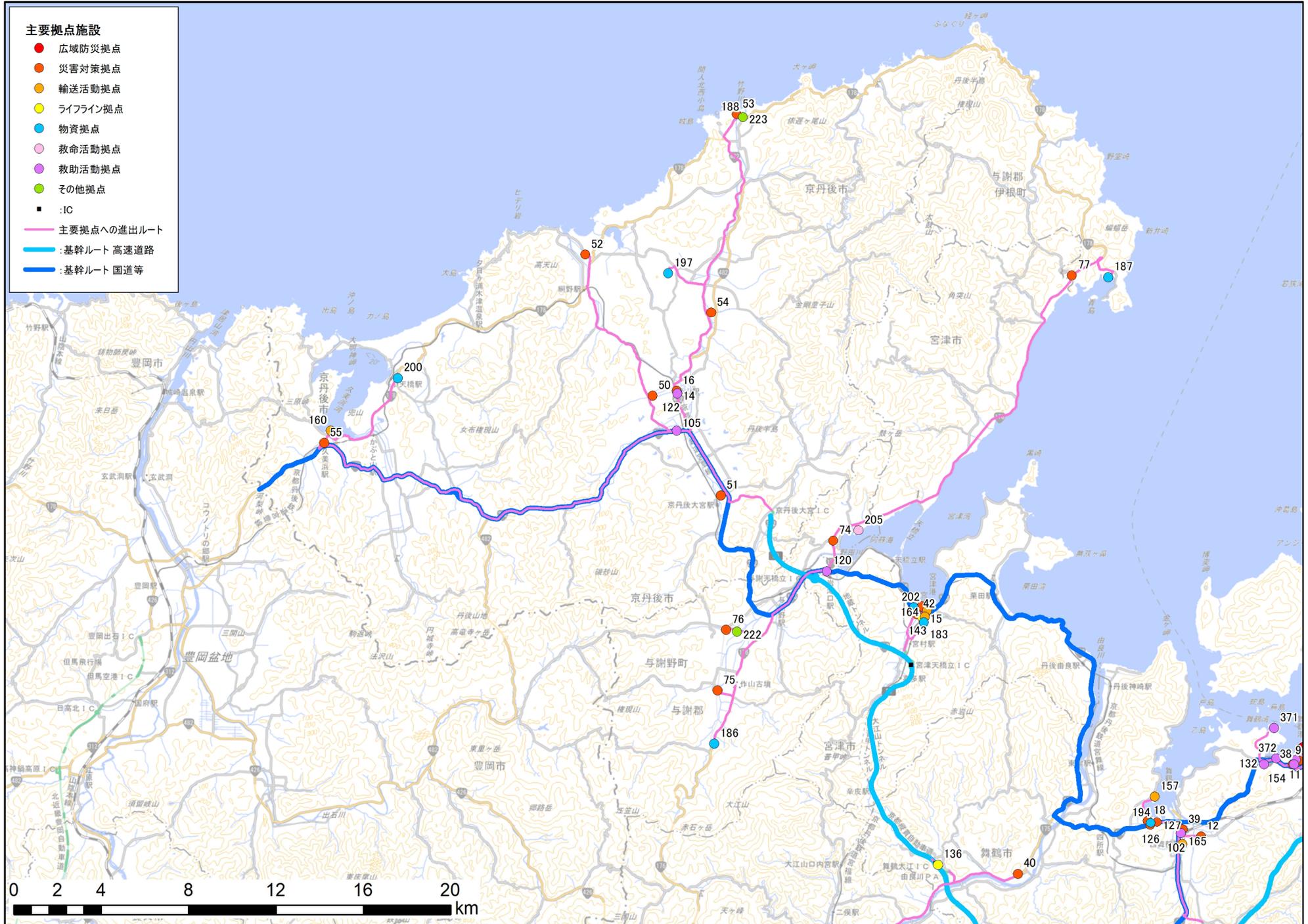
滋賀県域 啓開ルート図(5/5)

# 8.3 京都府域 (1/7)

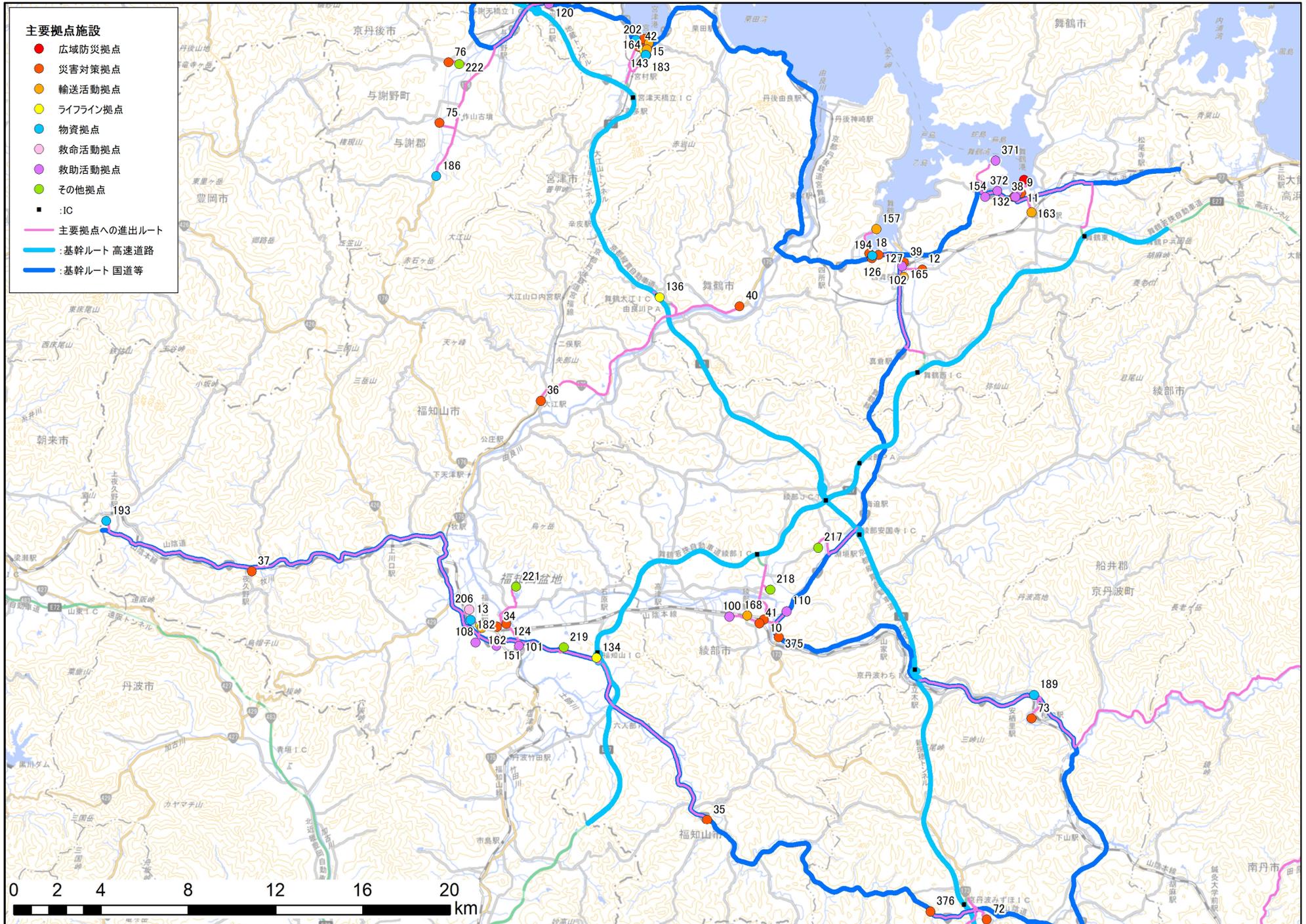


京都府域 啓開ルート図(全域)

# 8.3 京都府域 (2/7)

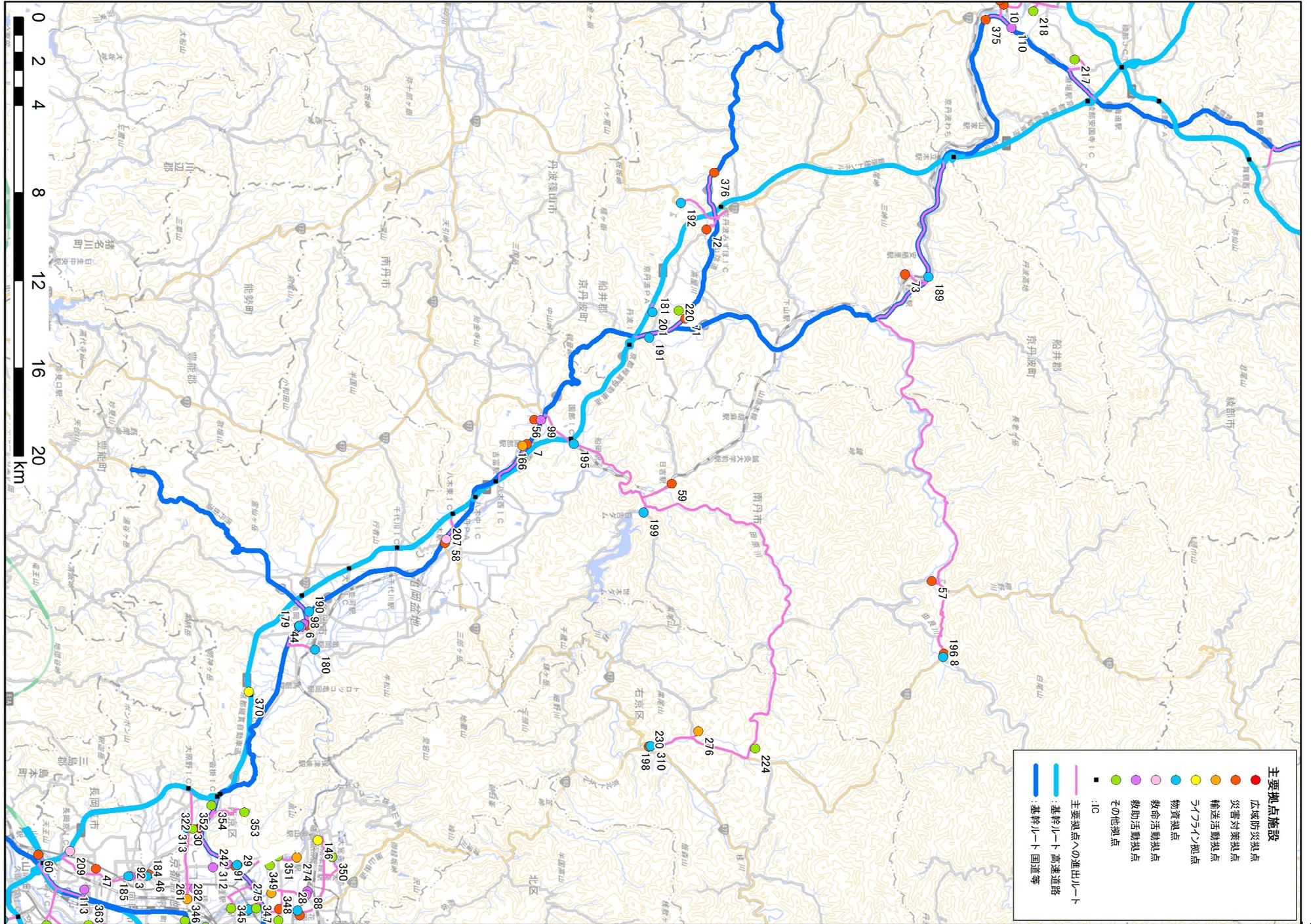


# 8.3 京都府域 (3/7)



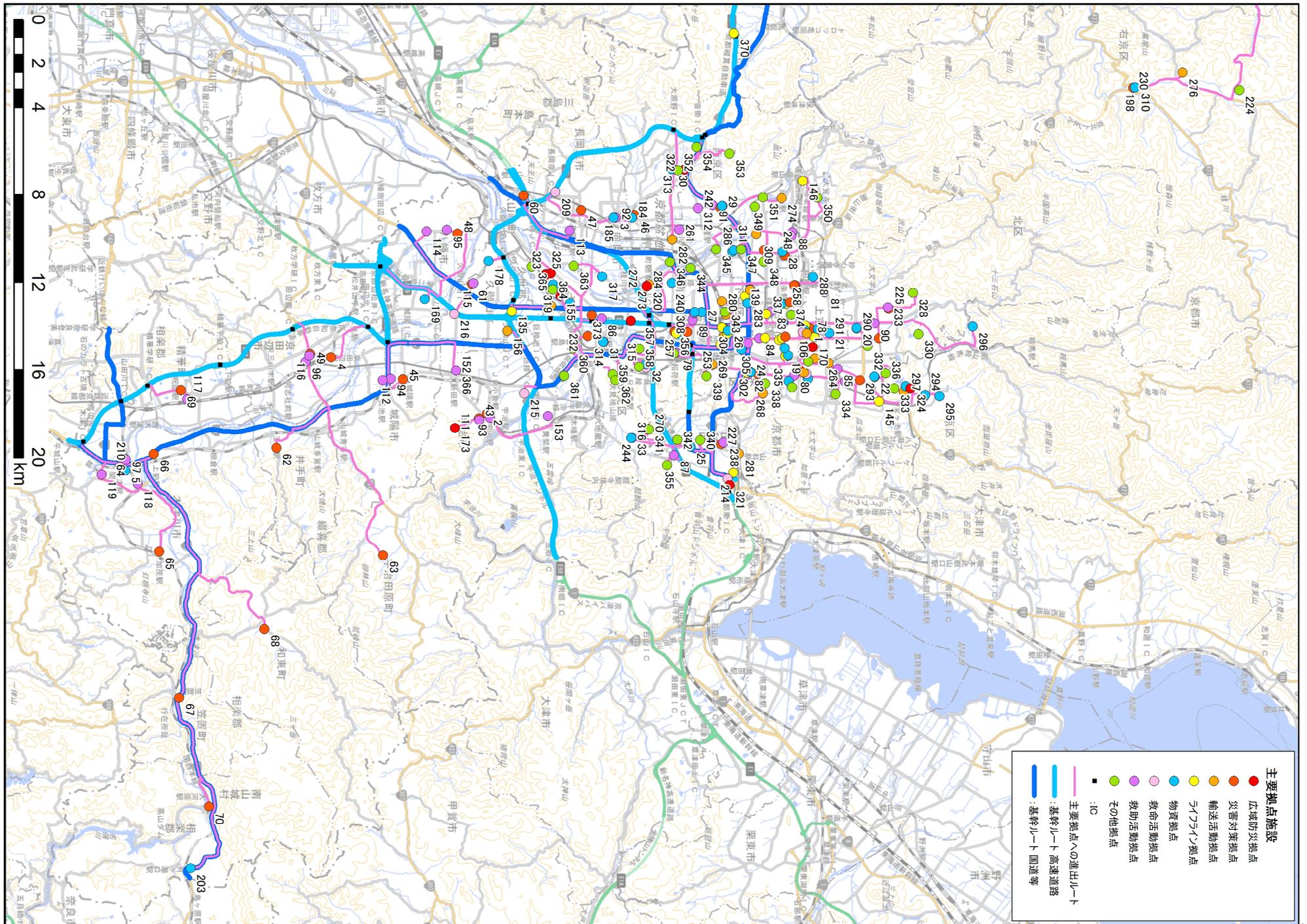
京都府域 啓開ルート図(中丹地域)

# 8.3 京都府域 (4/7)



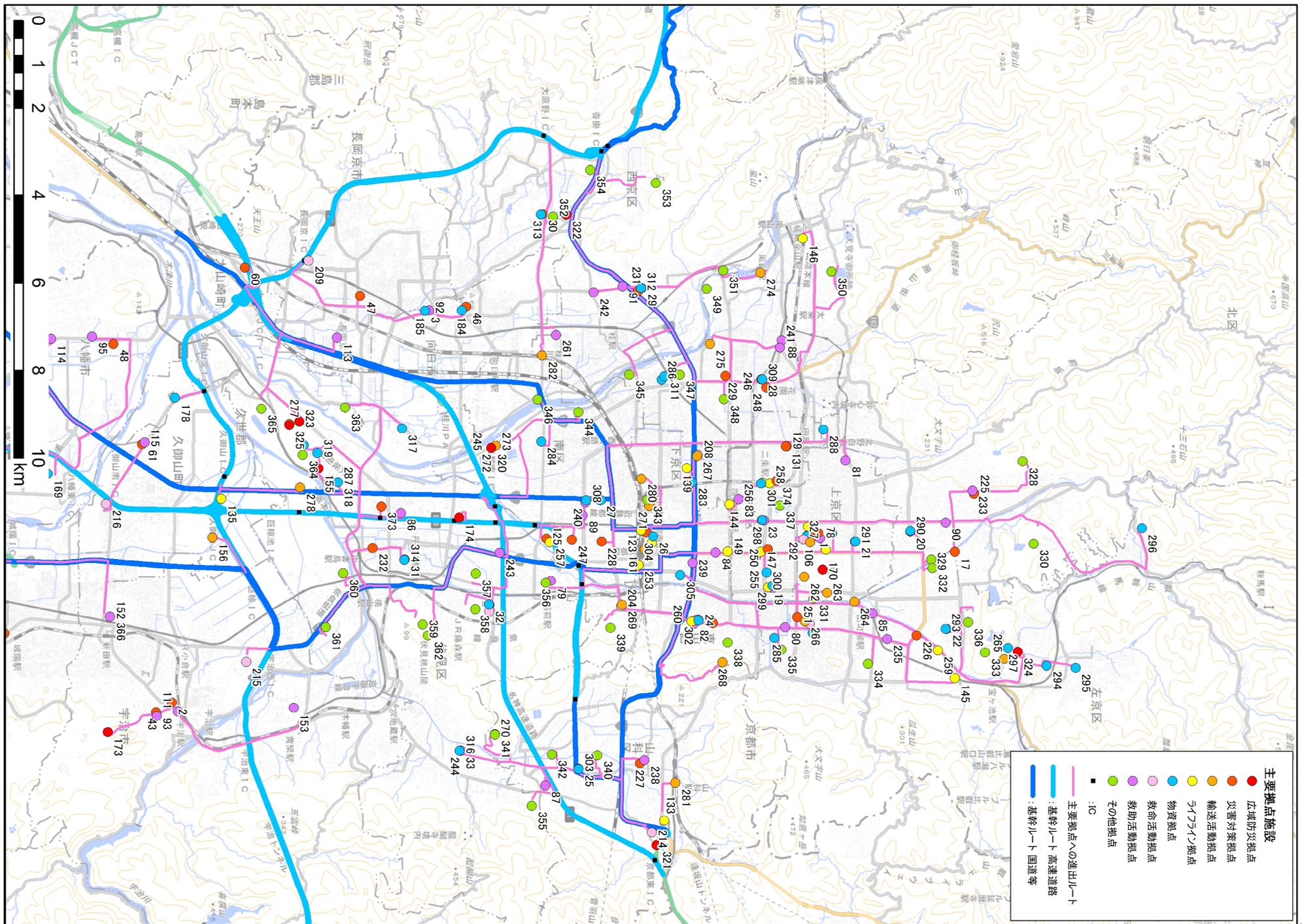
京都府域 啓開ルート図(南丹地域)

# 8.3 京都府域 (5/7)



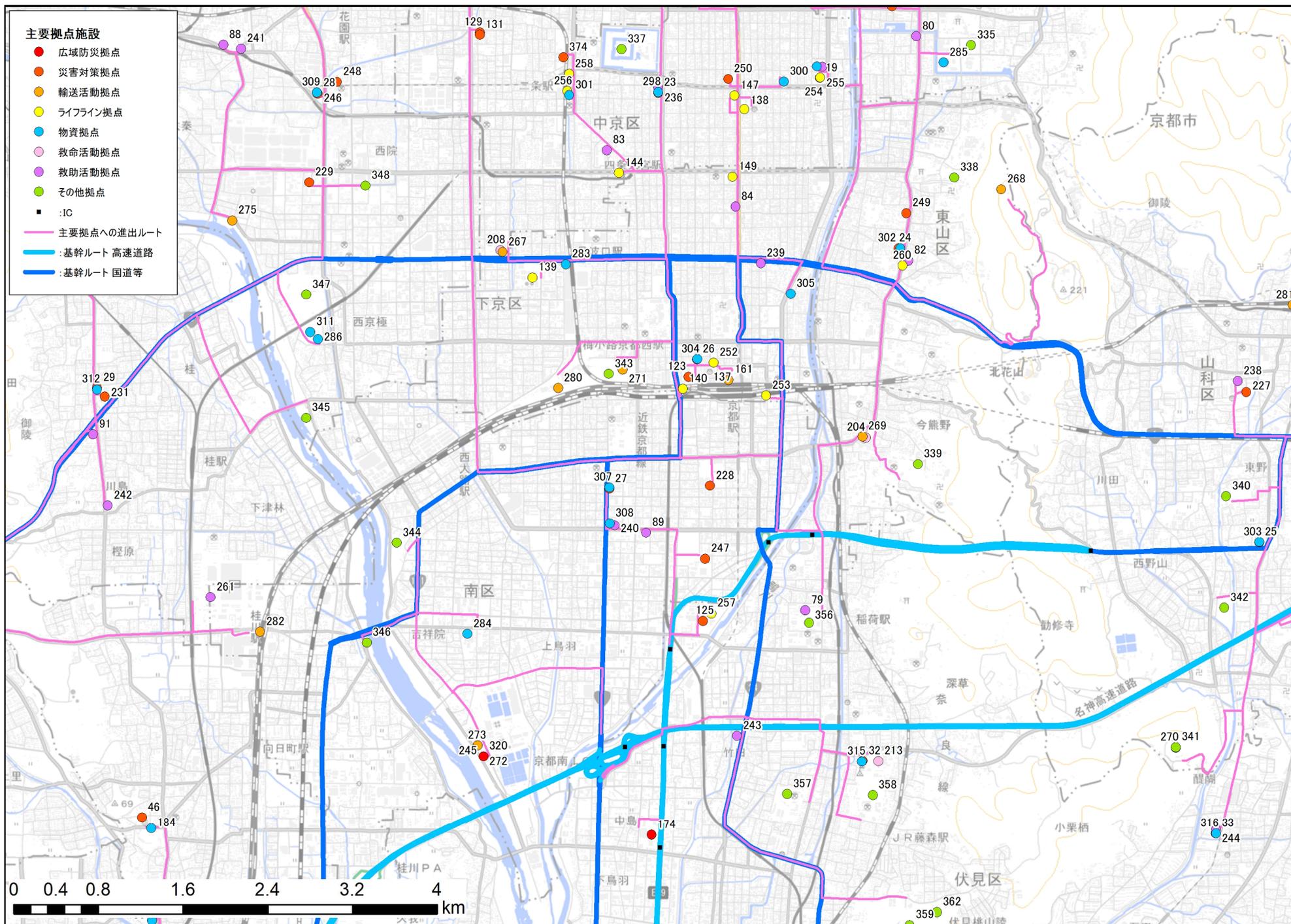
京都府域 啓開ルート図(京都市・山城地域)

# 8.3 京都府域 (6/7)



京都府域 啓開ルート図(京都市拡大)

# 8.3 京都府域 (7/7)

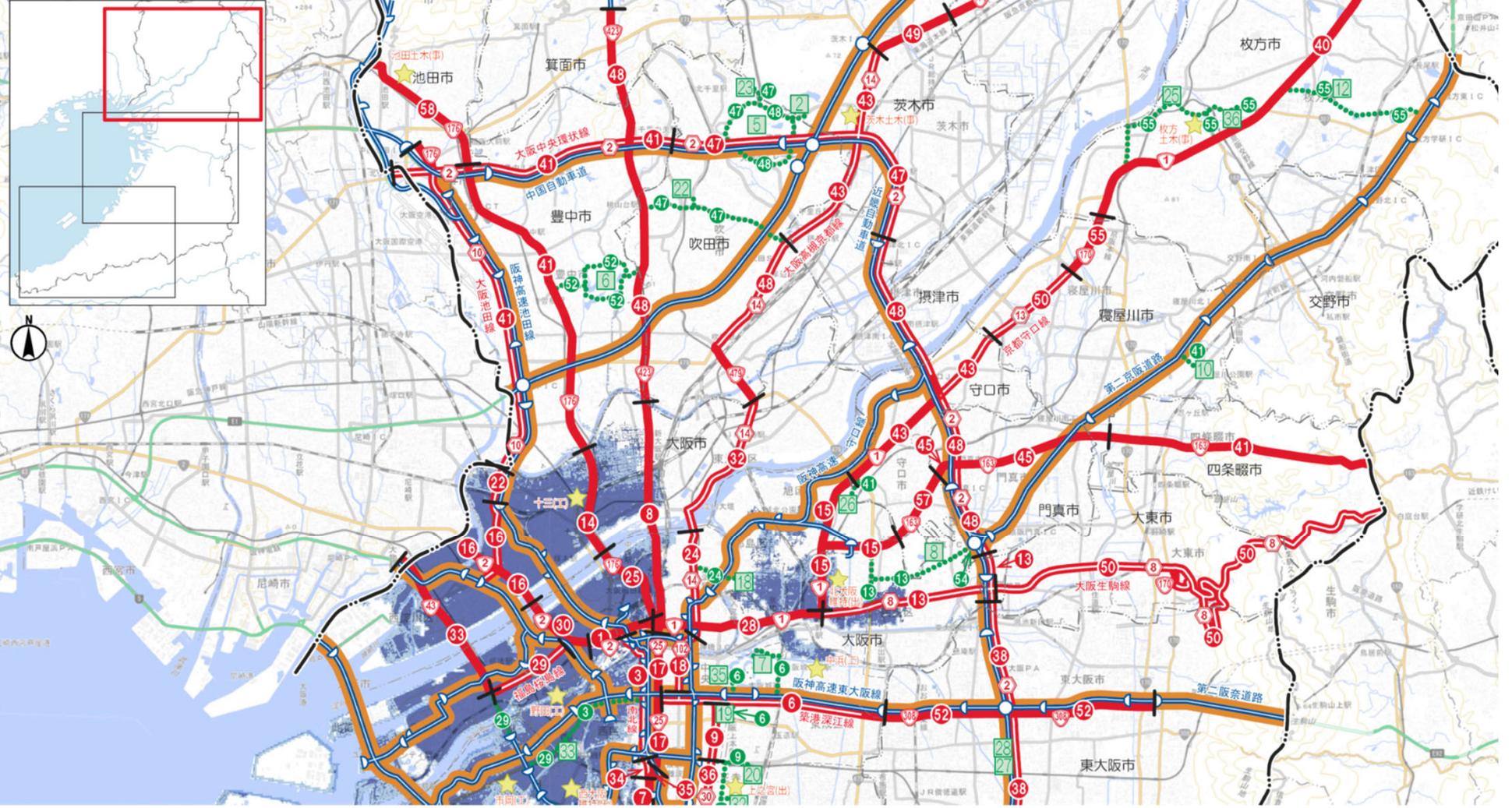


京都府域 啓開ルート図(京都駅周辺)

# 8.4 大阪府域 (1/4)

道路啓開ルート及び業者担当区間① (大阪府北部)

	自動車専用道路		津波浸水想定区域
	内閣府指定緊急輸送ルート		長期浸水範囲
	業者担当境界 重点14路線 (国道) 業者No (メイン)		拠点No
	業者担当境界 重点14路線 (府道・市道) 業者No (メイン)		参集拠点
	重点14路線の代替ルート		
	拠点までのアクセスルート 業者No (メイン)		

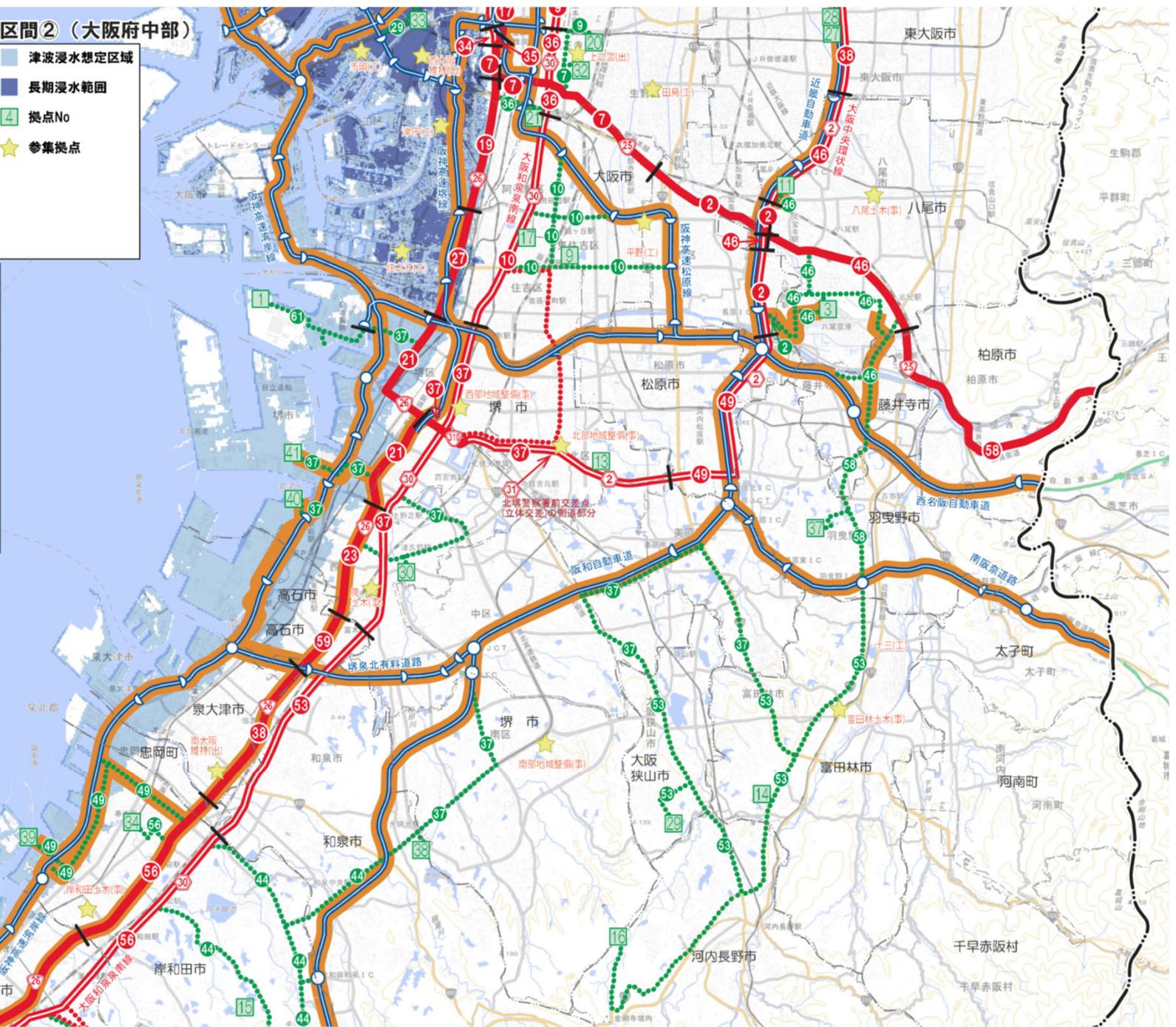
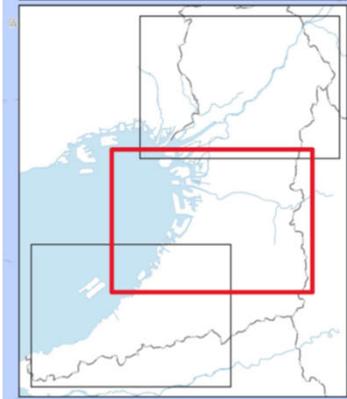


大阪府域 啓開ルート図(大阪府北部)

# 8.4 大阪府域 (2/4)

## 道路啓開ルート及び業者担当区間② (大阪府中部)

-  自動車専用道路
-  内閣府指定緊急輸送ルート
-  業者担当境界
-  重点14路線 (国道)
-  業者担当境界
-  重点14路線 (府道・市道)
-  重点14路線の代替ルート
-  拠点までのアクセスルート
-  津波浸水想定区域
-  長期浸水範囲
-  拠点No
-  参集拠点

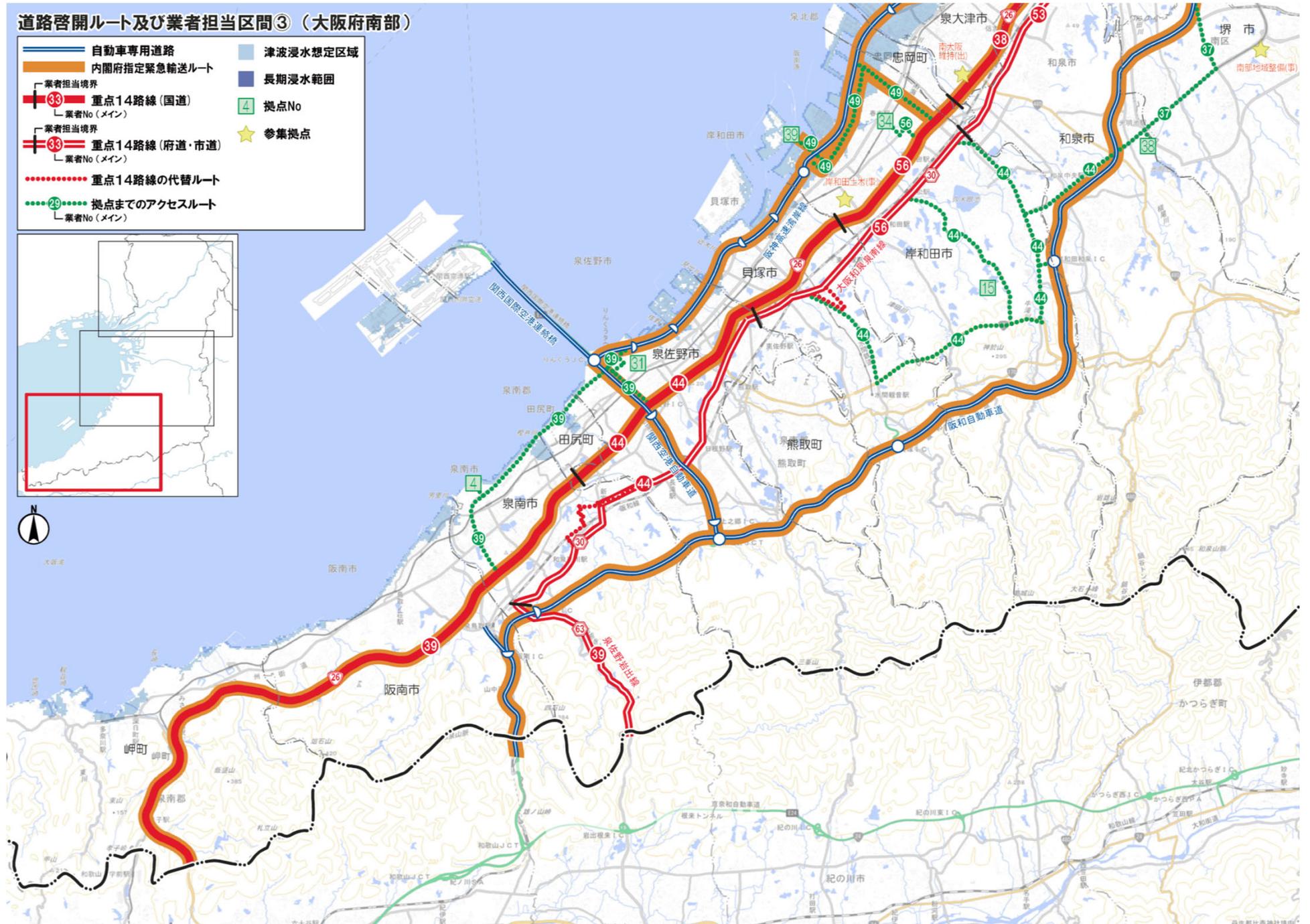
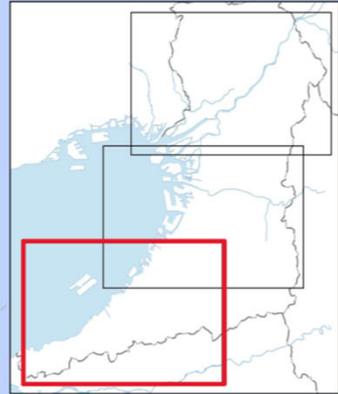


大阪府域 啓開ルート図(大阪府中部)

# 8.4 大阪府域 (3/4)

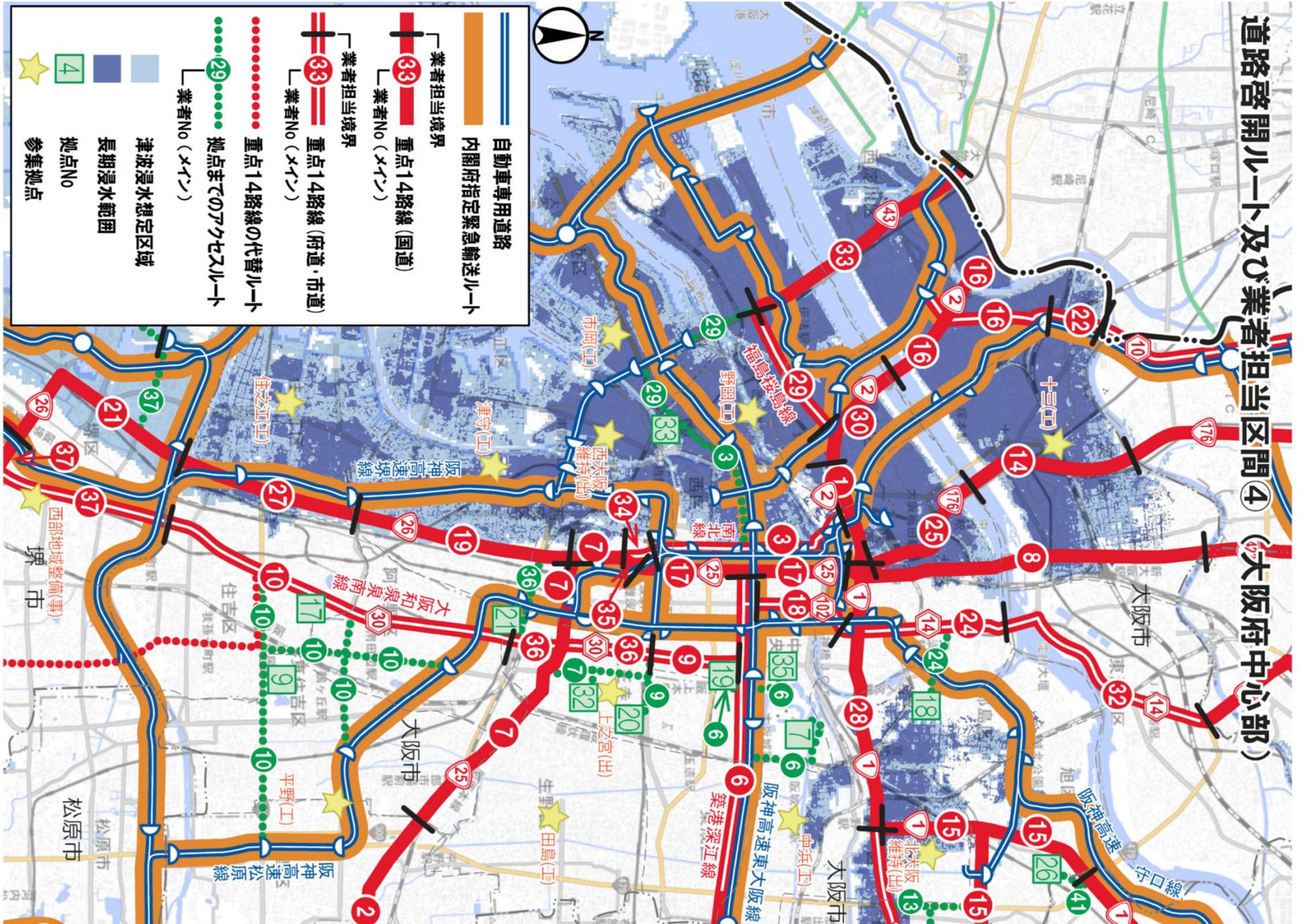
道路啓開ルート及び業者担当区間③ (大阪府南部)

- 自動車専用道路
- 内閣府指定緊急輸送ルート
- 業者担当境界
- 33 重点14路線 (国道)
- 33 業者No (メイン)
- 33 業者担当境界
- 33 重点14路線 (府道・市道)
- 33 業者No (メイン)
- ⋯ 重点14路線の代替ルート
- ⋯ 拠点までのアクセスルート
- 津波浸水想定区域
- 長期浸水範囲
- 4 拠点No
- ★ 参集拠点

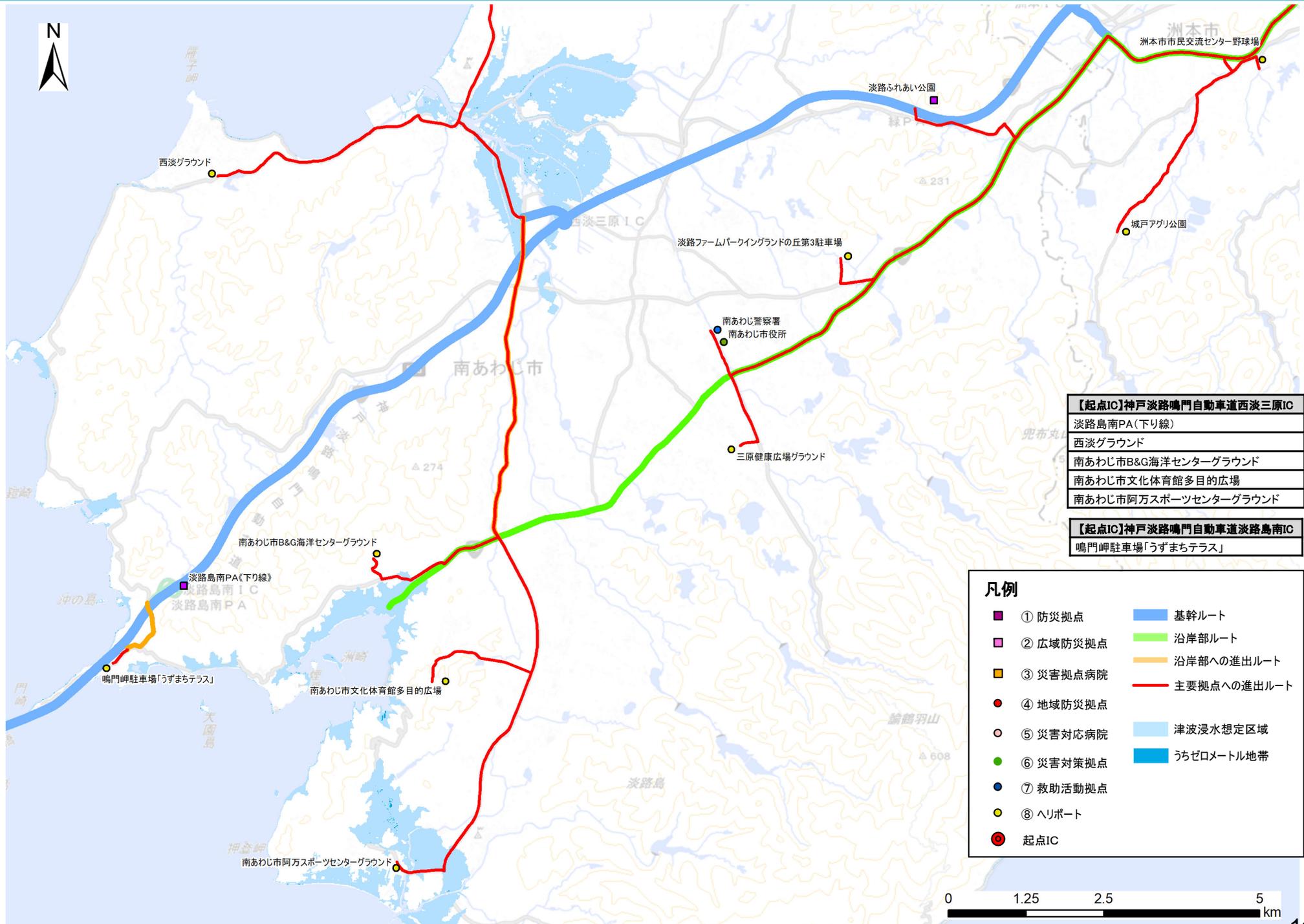


大阪府域 啓開ルート図(大阪府南部)

## 8.4 大阪府域 (4/4)



# 8.5 兵庫県域 (1/10)



<b>【起点IC】神戸淡路鳴門自動車道西淡三原IC</b>
淡路島南PA(下り線)
西淡グラウンド
南あわじ市B&G海洋センターグラウンド
南あわじ市文化体育館多目的広場
南あわじ市阿万スポーツセンターグラウンド
<b>【起点IC】神戸淡路鳴門自動車道淡路島南IC</b>
鳴門岬駐車場「うずまちテラス」

凡例														
■ ① 防災拠点	■ ② 広域防災拠点	■ ③ 災害拠点病院	● ④ 地域防災拠点	○ ⑤ 災害対応病院	● ⑥ 災害対策拠点	● ⑦ 救助活動拠点	● ⑧ ハリポート	● ⑨ 起点IC	■ 基幹ルート	■ 沿岸部ルート	■ 沿岸部への進出ルート	■ 主要拠点への進出ルート	■ 津波浸水想定区域	■ うちゼロメートル地帯

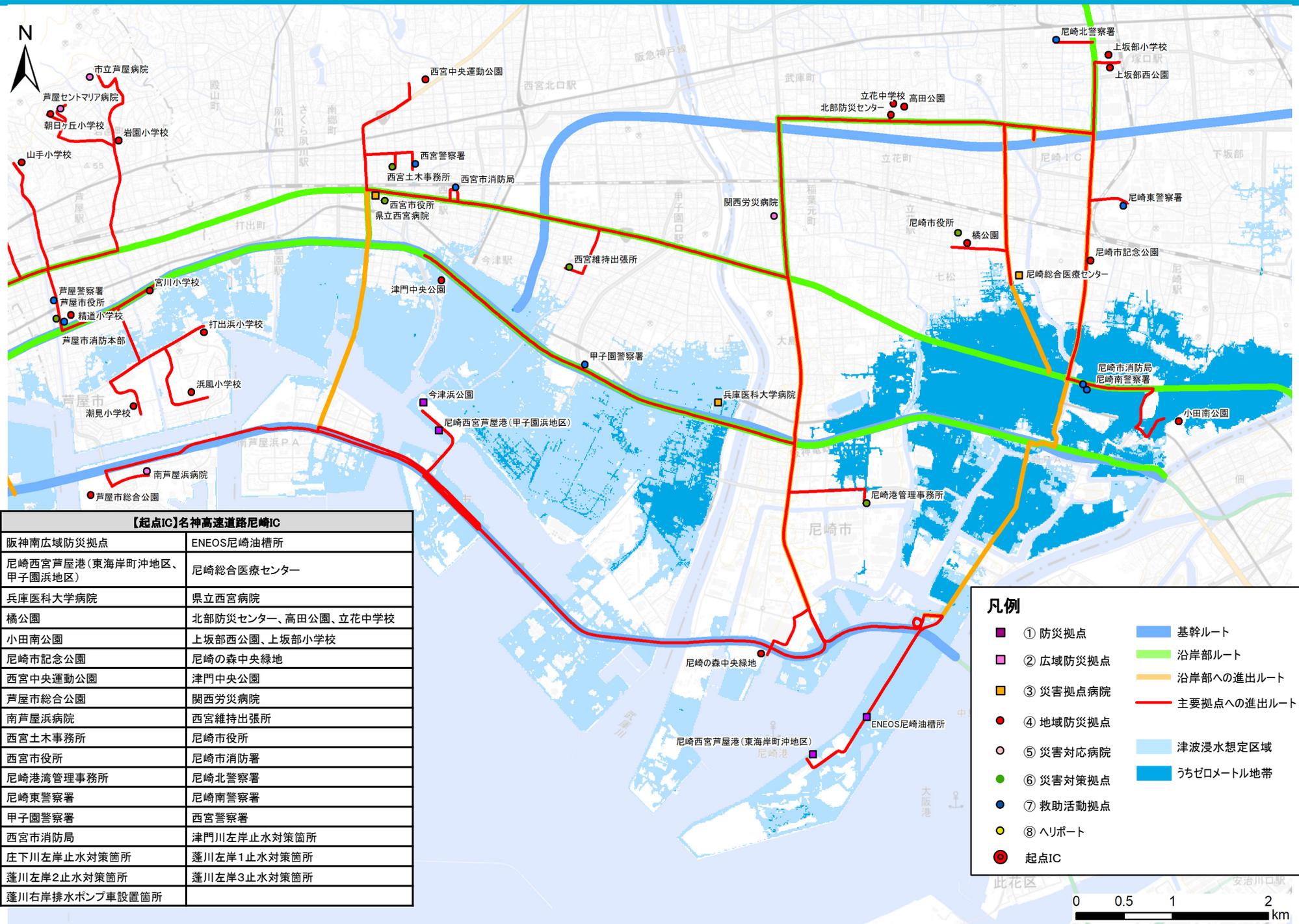
兵庫県域 啓開ルート図(1)

# 8.5 兵庫県域 (2/10)



兵庫県域 啓開ルート図(2)

# 8.5 兵庫県域 (3/10)



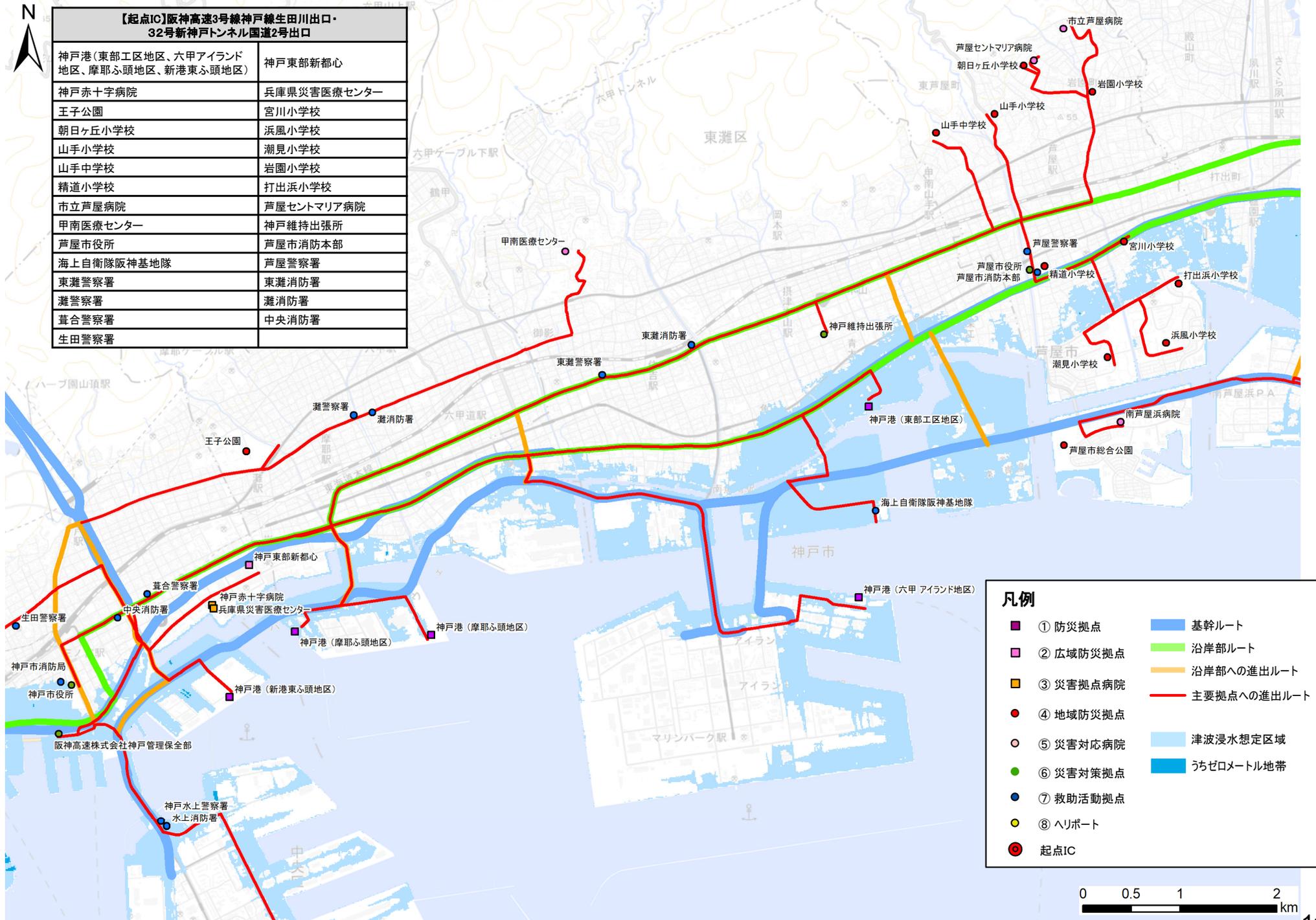
【起点IC】名神高速道路尼崎IC	
阪神南広域防災拠点	ENEOS尼崎油槽所
尼崎西宮芦屋港(東海岸町沖地区、甲子園浜地区)	尼崎総合医療センター
兵庫医科大学病院	県立西宮病院
橘公園	北部防災センター、高田公園、立花中学校
小田南公園	上坂部西公園、上坂部小学校
尼崎市記念公園	尼崎の森中央緑地
西宮中央運動公園	津門中央公園
芦屋市総合公園	関西労災病院
南芦屋浜病院	西宮維持出張所
西宮土木事務所	尼崎市役所
西宮市役所	尼崎市消防署
尼崎港湾管理事務所	尼崎北警察署
尼崎東警察署	尼崎南警察署
甲子園警察署	西宮警察署
西宮市消防局	津門川左岸止水対策箇所
庄下川左岸止水対策箇所	蓬川左岸1止水対策箇所
蓬川左岸2止水対策箇所	蓬川左岸3止水対策箇所
蓬川右岸排水ポンプ車設置箇所	

**凡例**

- ① 防災拠点
- ② 広域防災拠点
- ③ 災害拠点病院
- ④ 地域防災拠点
- ⑤ 災害対応病院
- ⑥ 災害対策拠点
- ⑦ 救助活動拠点
- ⑧ ヘリポート
- 起点IC
- ① 防災拠点
- ② 広域防災拠点
- ③ 災害拠点病院
- ④ 地域防災拠点
- ⑤ 災害対応病院
- ⑥ 災害対策拠点
- ⑦ 救助活動拠点
- ⑧ ヘリポート
- 起点IC
- 基幹ルート
- 沿岸部ルート
- 沿岸部への進出ルート
- 主要拠点への進出ルート
- 津波浸水想定区域
- うちゼロメートル地帯

兵庫県域 啓開ルート図(3)

# 8.5 兵庫県域 (4/10)



**【起点IC】阪神高速3号線神戸線生田川出口・32号新神戸トンネル国道2号出口**

神戸港(東部工区地区、六甲アイランド地区、摩耶ふ頭地区、新港東ふ頭地区)	神戸東部新都心
神戸赤十字病院	兵庫県災害医療センター
王子公園	宮川小学校
朝日ヶ丘小学校	浜風小学校
山手小学校	潮見小学校
山手中学校	岩園小学校
精道小学校	打出浜小学校
市立芦屋病院	芦屋セントマリア病院
甲南医療センター	神戸維持出張所
芦屋市役所	芦屋市消防本部
海上自衛隊阪神基地隊	芦屋警察署
東灘警察署	東灘消防署
灘警察署	灘消防署
葦合警察署	中央消防署
生田警察署	

**凡例**

- ① 防災拠点
- ② 広域防災拠点
- ③ 災害拠点病院
- ④ 地域防災拠点
- ⑤ 災害対応病院
- ⑥ 災害対策拠点
- ⑦ 救助活動拠点
- ⑧ ヘリポート
- 起点IC
- 基幹ルート
- 沿岸部ルート
- 沿岸部への進出ルート
- 主要拠点への進出ルート
- 津波浸水想定区域
- うちゼロメートル地帯

兵庫県域 啓開ルート図(4)

# 8.5 兵庫県域 (5/10)



## 凡例

- ① 防災拠点
  - ② 広域防災拠点
  - ③ 災害拠点病院
  - ④ 地域防災拠点
  - ⑤ 災害対応病院
  - ⑥ 災害対策拠点
  - ⑦ 救助活動拠点
  - ⑧ ヘリポート
  - 起点IC
- 基幹ルート
  - 沿岸部ルート
  - 沿岸部への進出ルート
  - 主要拠点への進出ルート
  - 津波浸水想定区域
  - うちゼロメートル地帯

【起点IC】阪神高速31号神戸山手線神戸長田IC	
神戸大学医学部附属病院	川崎病院
西市民病院	兵庫警察署
兵庫消防署	長田警察署
長田消防署	

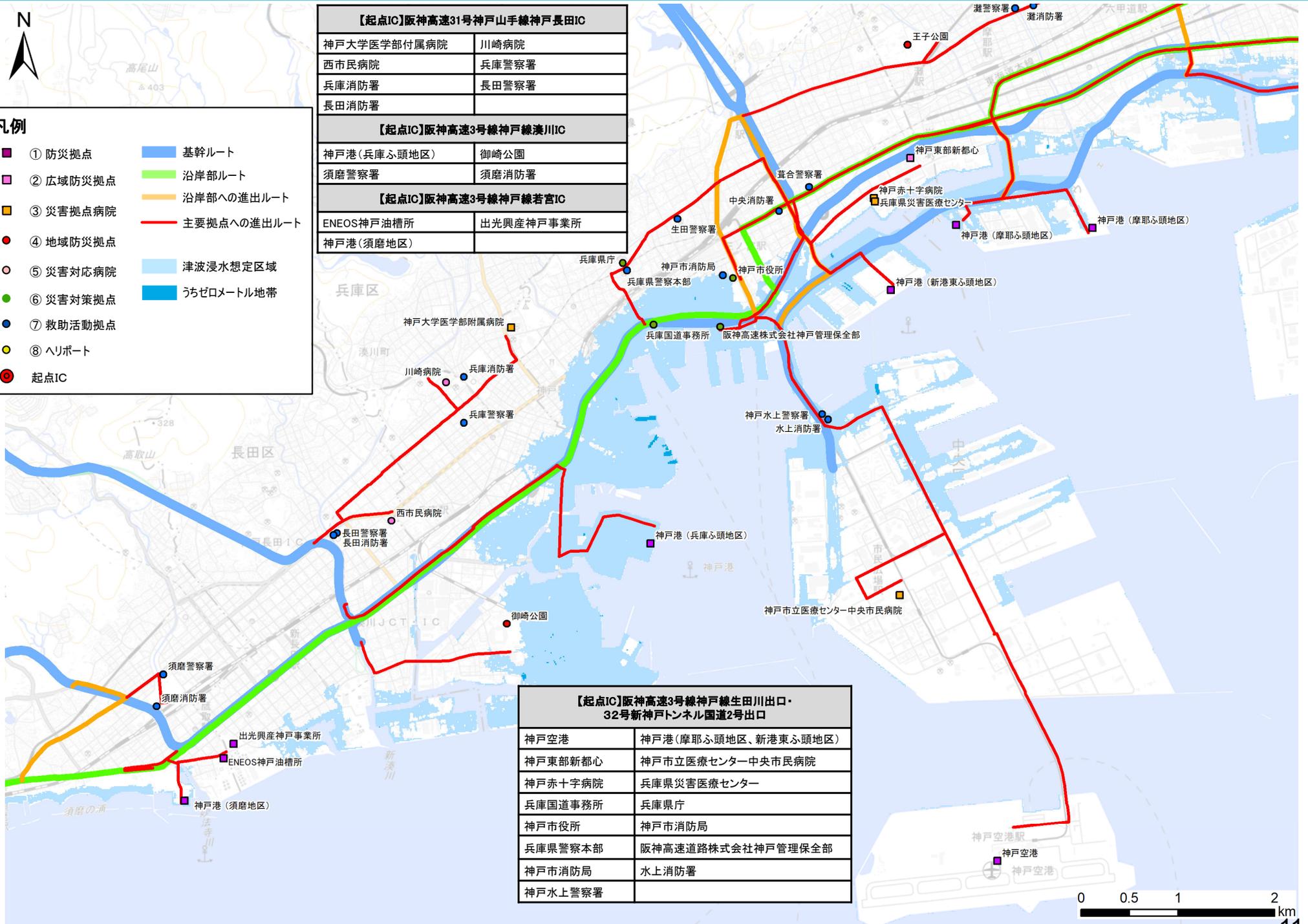
  

【起点IC】阪神高速3号線神戸線湊川IC	
神戸港(兵庫ふ頭地区)	御崎公園
須磨警察署	須磨消防署

【起点IC】阪神高速3号線神戸線若宮IC	
ENEOS神戸油槽所	出光興産神戸事業所
神戸港(須磨地区)	

【起点IC】阪神高速3号線神戸線生田川出口・32号新神戸トンネル国道2号出口	
神戸空港	神戸港(摩耶ふ頭地区、新港東ふ頭地区)
神戸東部新都心	神戸市立医療センター中央市民病院
神戸赤十字病院	兵庫県災害医療センター
兵庫国道事務所	兵庫県庁
神戸市役所	神戸市消防局
兵庫県警察本部	阪神高速道路株式会社神戸管理保全部
神戸市消防局	水上消防署
神戸水上警察署	



兵庫県域 啓開ルート図(5)

# 8.5 兵庫県域 (6/10)



兵庫県域 啓開ルート図(6)

# 8.5 兵庫县域 (7/10)

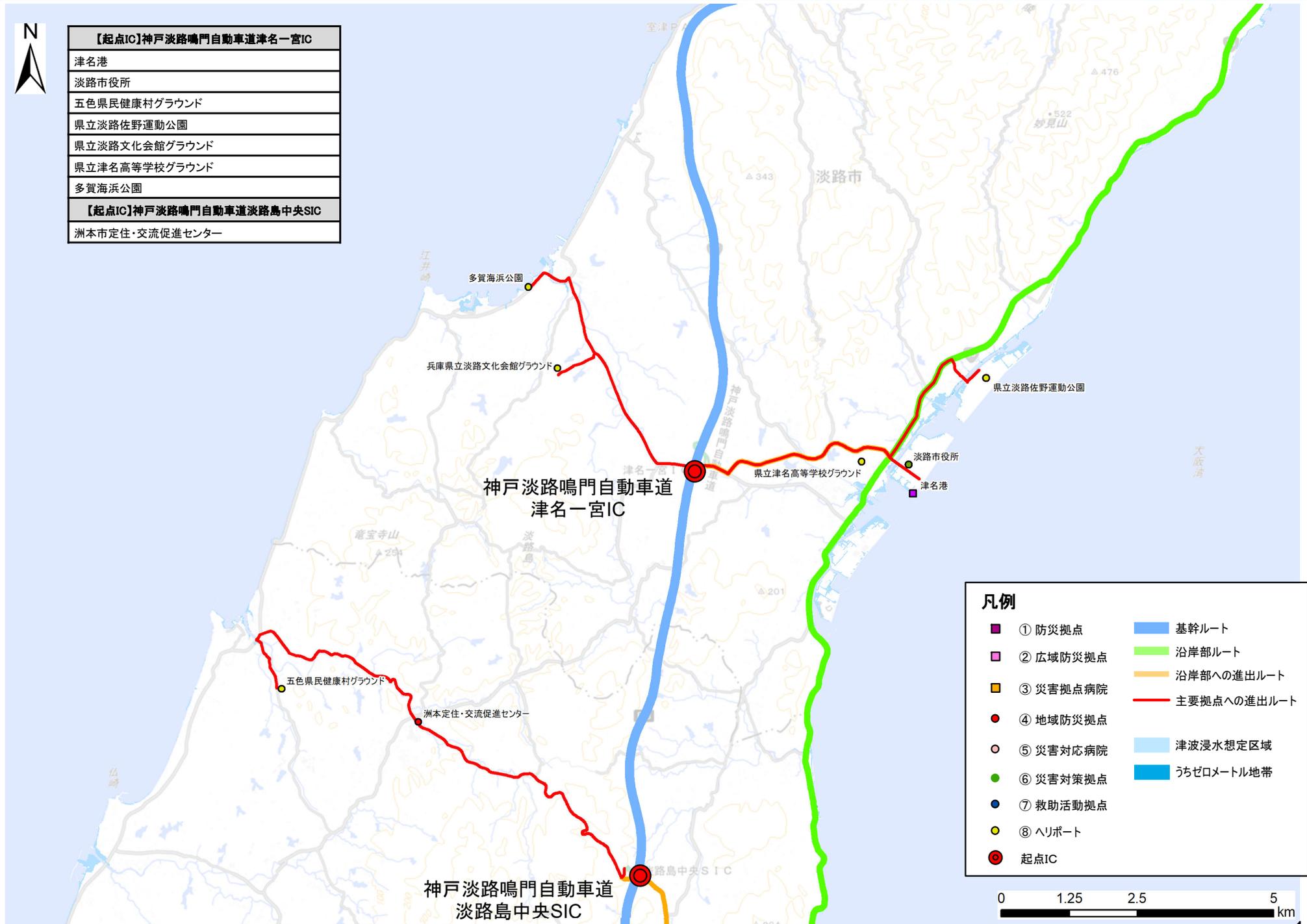


兵庫县域 啓開ルート図(7)

# 8.5 兵庫県域 (8/10)



【起点IC】神戸淡路鳴門自動車道津名一宮IC
津名港
淡路市役所
五色県民健康村グラウンド
県立淡路佐野運動公園
県立淡路文化会館グラウンド
県立津名高等学校グラウンド
多賀海浜公園
【起点IC】神戸淡路鳴門自動車道淡路島中央SIC
洲本市定住・交流促進センター

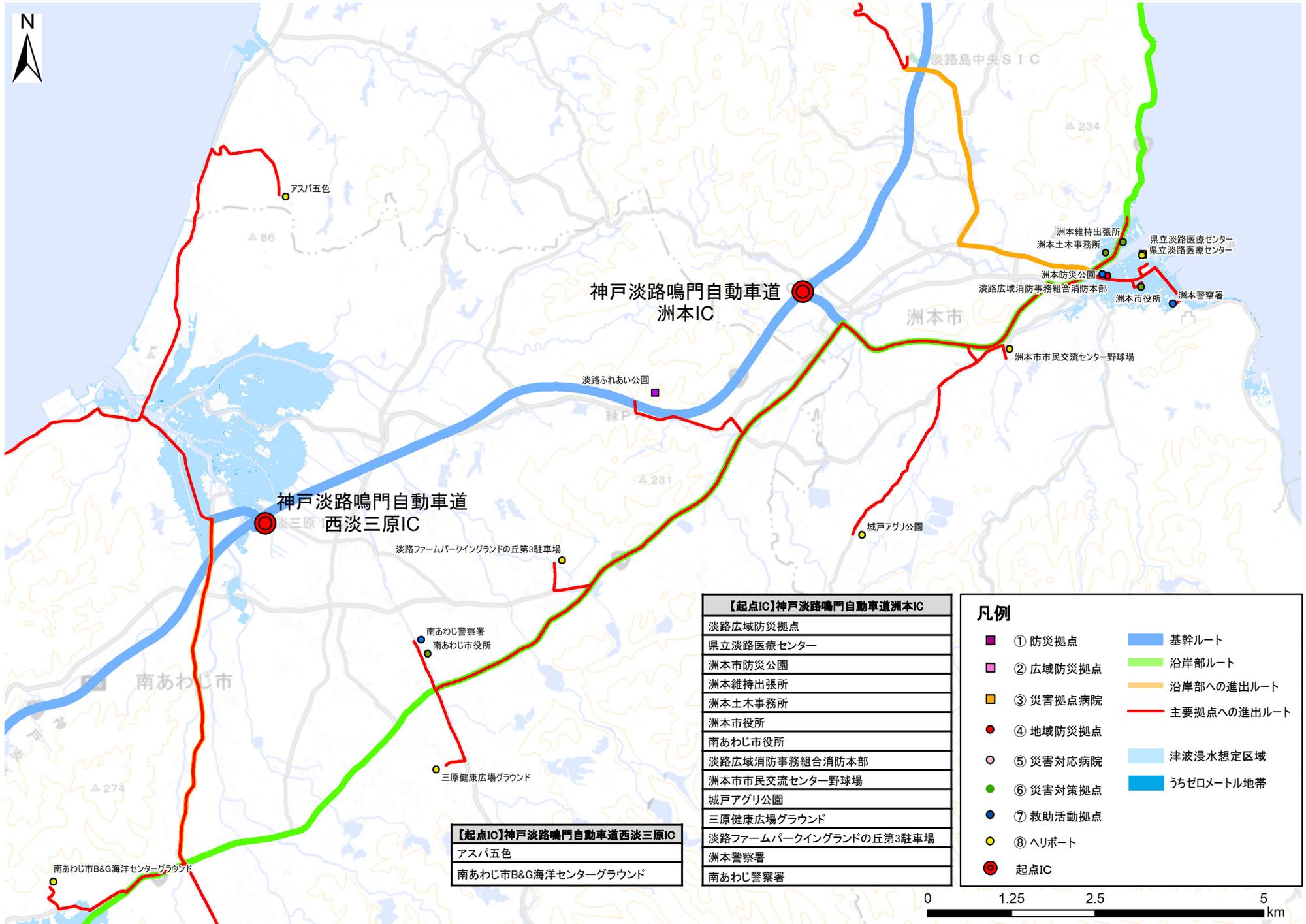


■ ① 防災拠点	■ ② 広域防災拠点	■ ③ 災害拠点病院	● ④ 地域防災拠点	○ ⑤ 災害対応病院	● ⑥ 災害対策拠点	● ⑦ 救助活動拠点	● ⑧ ヘリポート	● 起点IC	■ 基幹ルート	■ 沿岸部ルート	■ 沿岸部への進出ルート	■ 主要拠点への進出ルート	■ 津波浸水想定区域	■ うちゼロメートル地帯
----------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	-----------	--------	---------	----------	--------------	---------------	------------	--------------



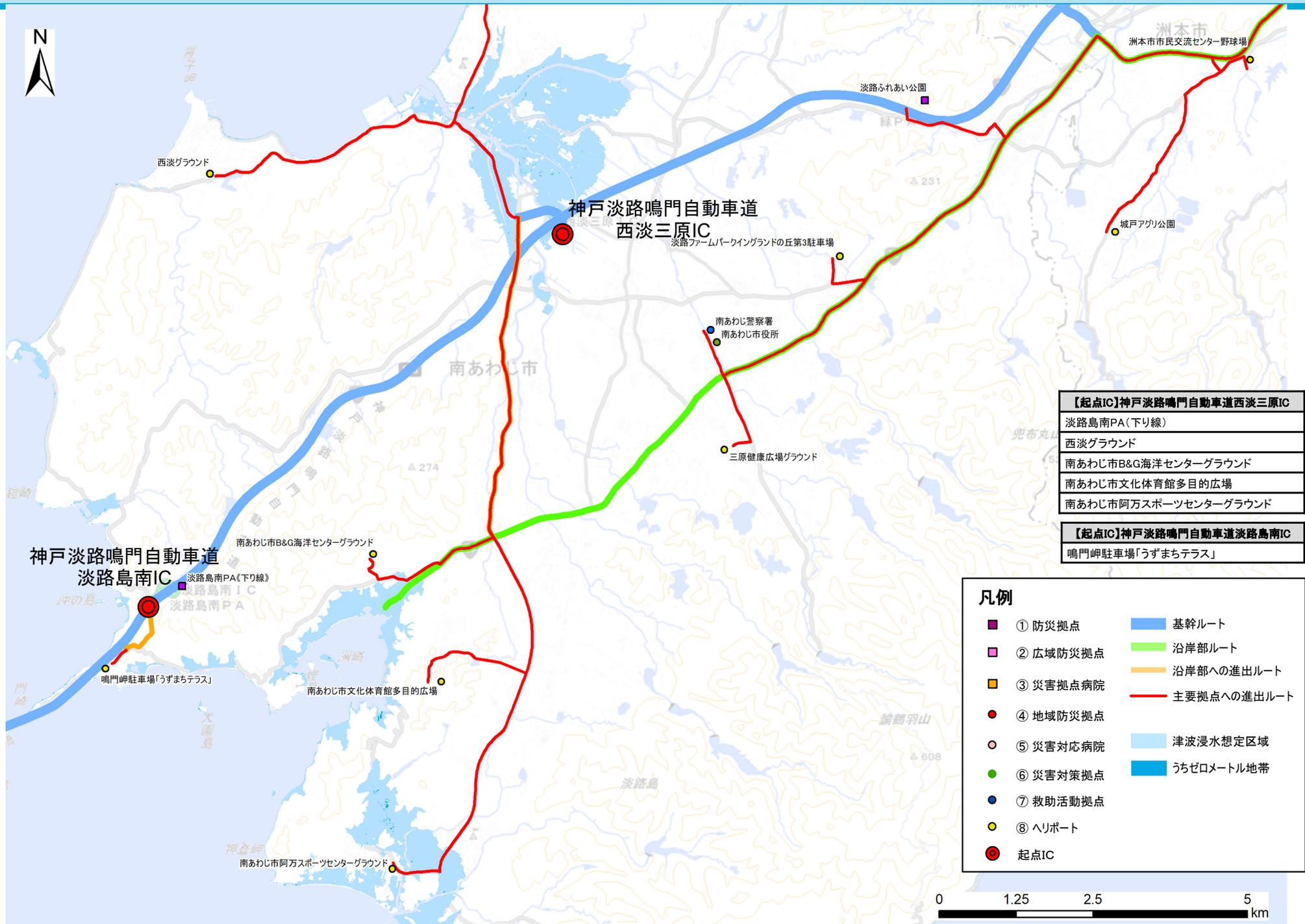
兵庫県域 啓開ルート図(8)

# 8.5 兵庫県域 (9/10)



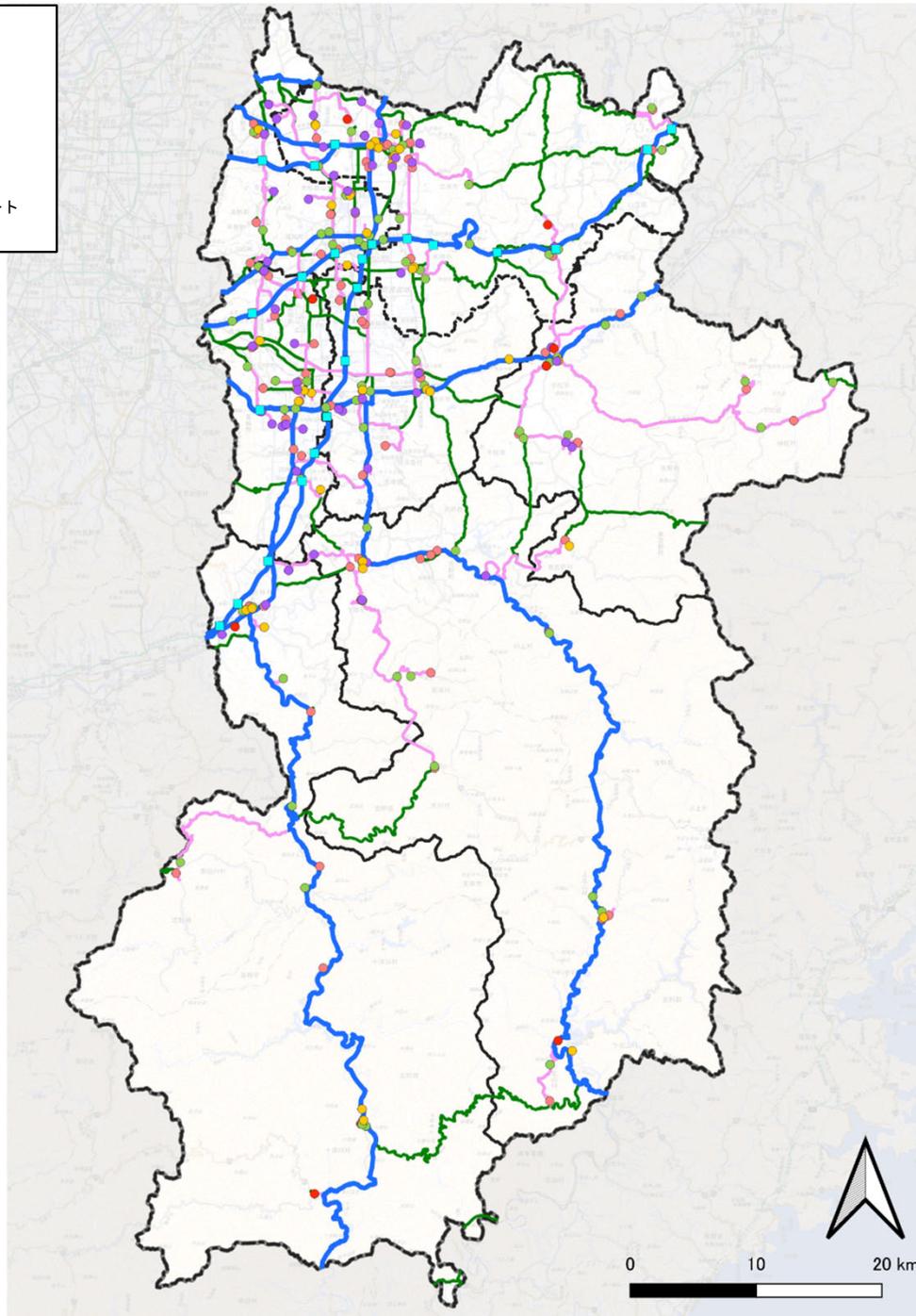
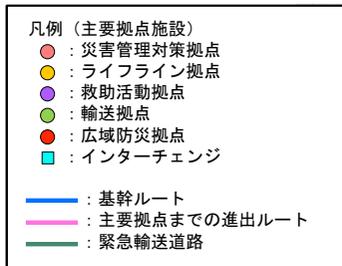
兵庫県域 啓開ルート図(9)

# 8.5 兵庫県域 (10/10)



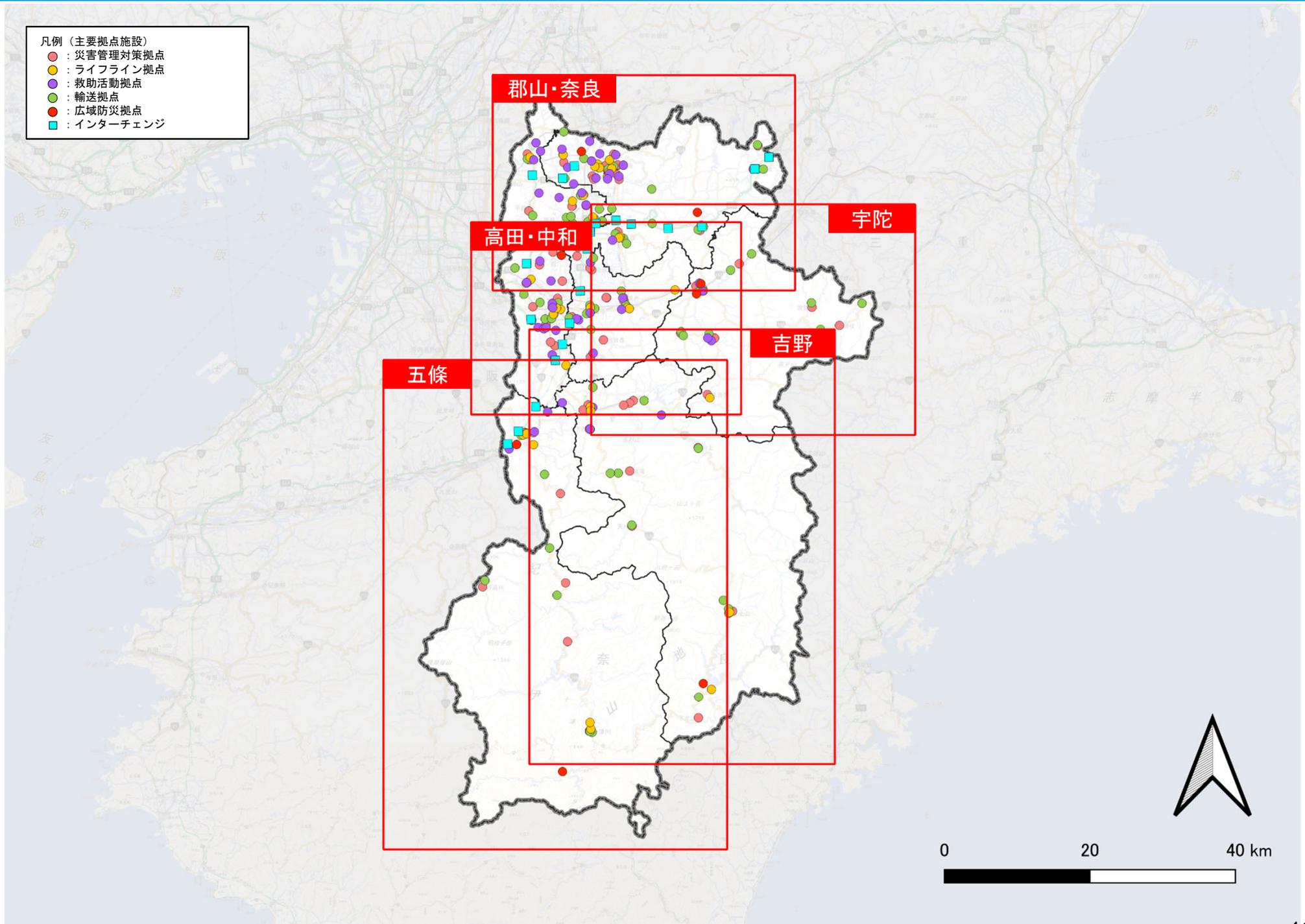
兵庫県域 啓開ルート図(10)

## 8.6 奈良県域(1/7)

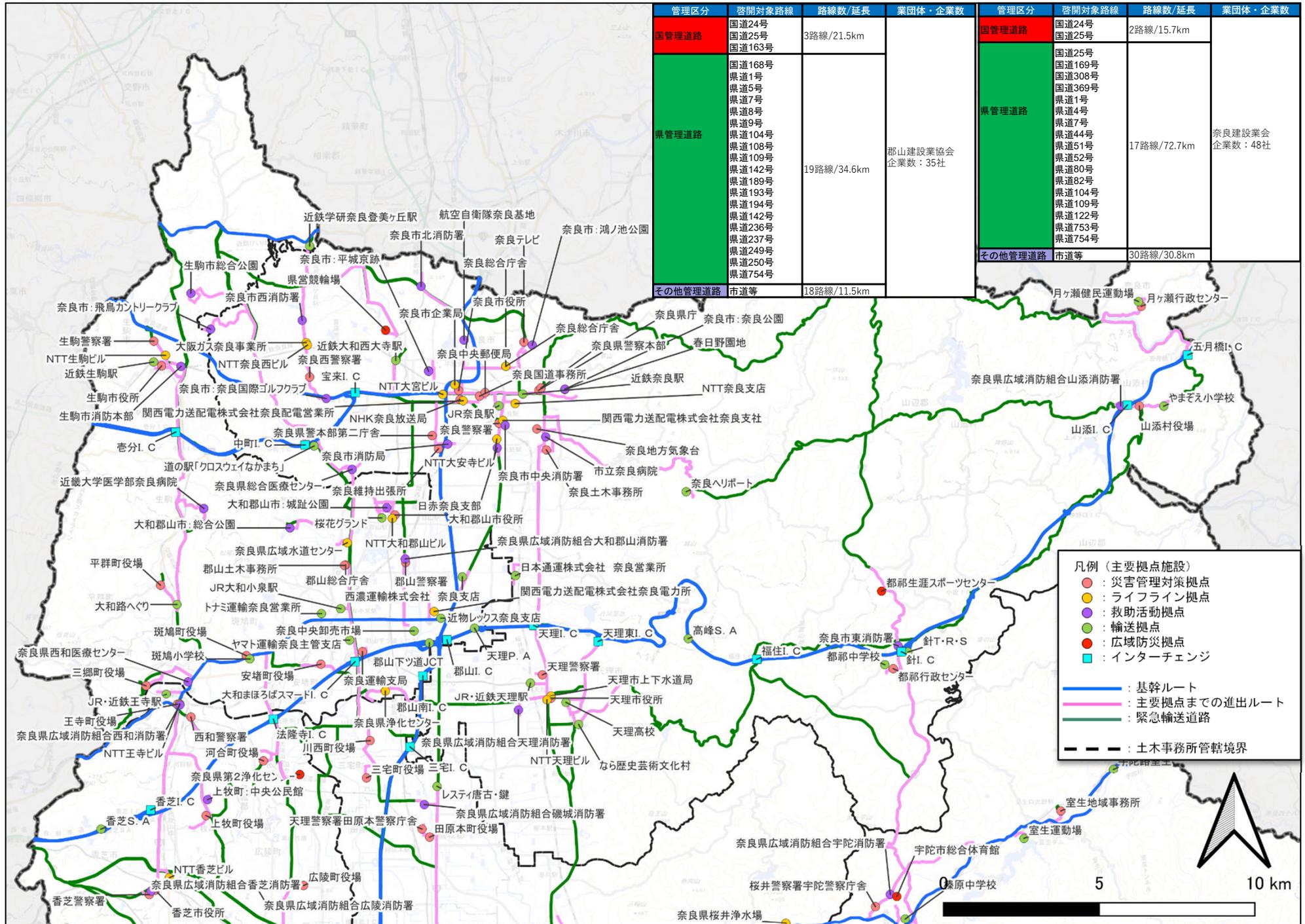


奈良県域 啓開ルート図(全体)

## 8.6 奈良県域(2/7)



# 8.6 奈良県域 (3/7)

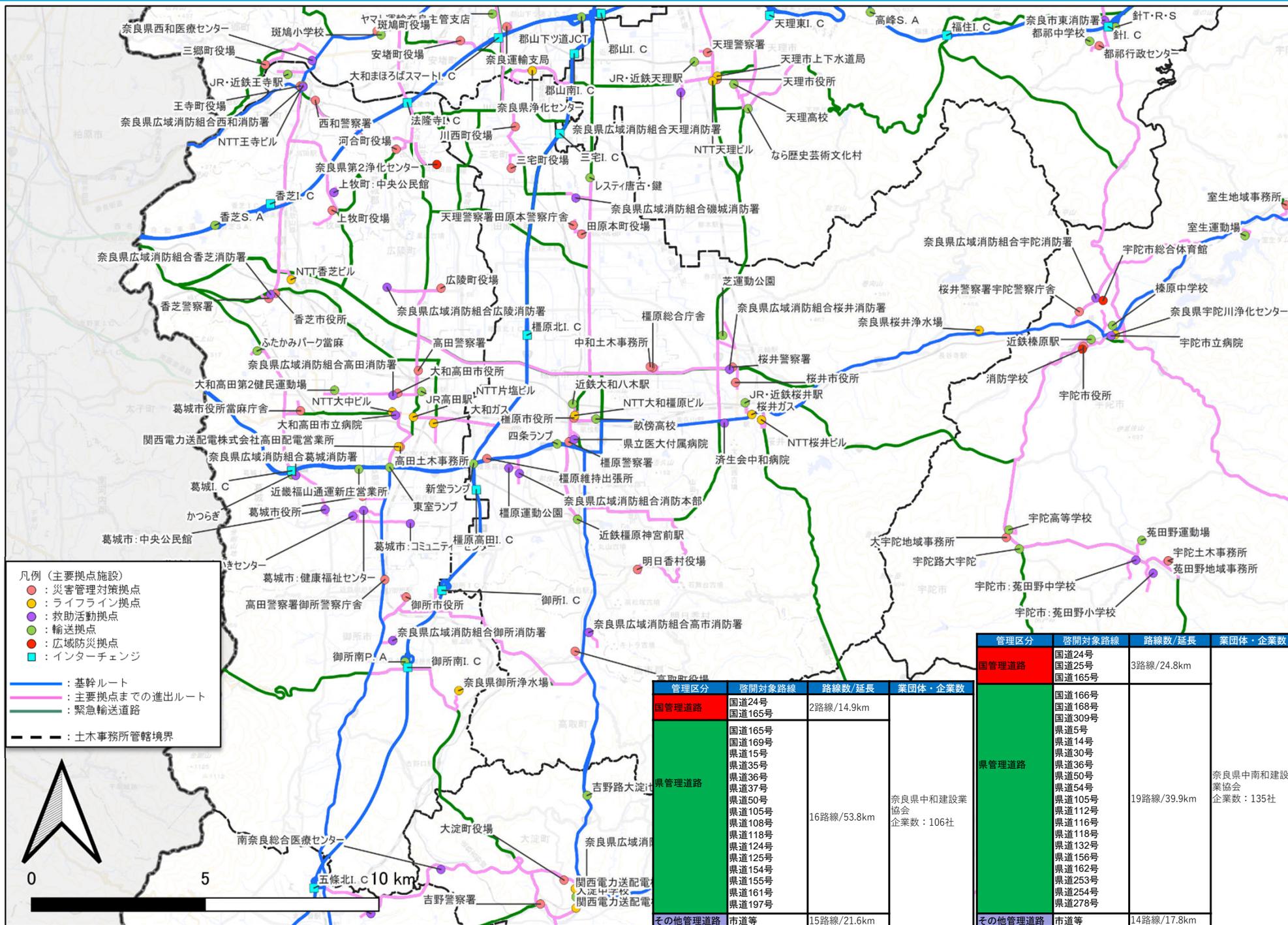


管理区分	啓開対象路線	路線数/延長	業団体・企業数	管理区分	啓開対象路線	路線数/延長	業団体・企業数
国管理道路	国道24号 国道25号 国道163号	3路線/21.5km	那山建設業協会 企業数：35社	国管理道路	国道24号 国道25号	2路線/15.7km	奈良建設業会 企業数：48社
県管理道路	国道168号 県道1号 県道5号 県道7号 県道8号 県道9号 県道104号 県道108号 県道109号 県道142号 県道189号 県道193号 県道194号 県道142号 県道236号 県道237号 県道249号 県道250号 県道754号	19路線/34.6km		県管理道路	国道25号 国道169号 国道308号 国道369号 県道1号 県道4号 県道7号 県道44号 県道51号 県道52号 県道80号 県道82号 県道104号 県道109号 県道122号 県道753号 県道754号	17路線/72.7km	
その他管理道路	市道等	18路線/11.5km		その他管理道路	市道等	30路線/30.8km	

- 凡例 (主要拠点施設)
- : 災害管理対策拠点
  - : ライフライン拠点
  - : 救助活動拠点
  - : 輸送拠点
  - : 広域防災拠点
  - : インターチェンジ
- : 基幹ルート  
 — : 主要拠点までの進出ルート  
 — : 緊急輸送道路  
 - - - : 土木事務所管轄境界

奈良県域 啓開ルート図(事郡山土木事務所・奈良土木務所)

# 8.6 奈良県域 (4/7)

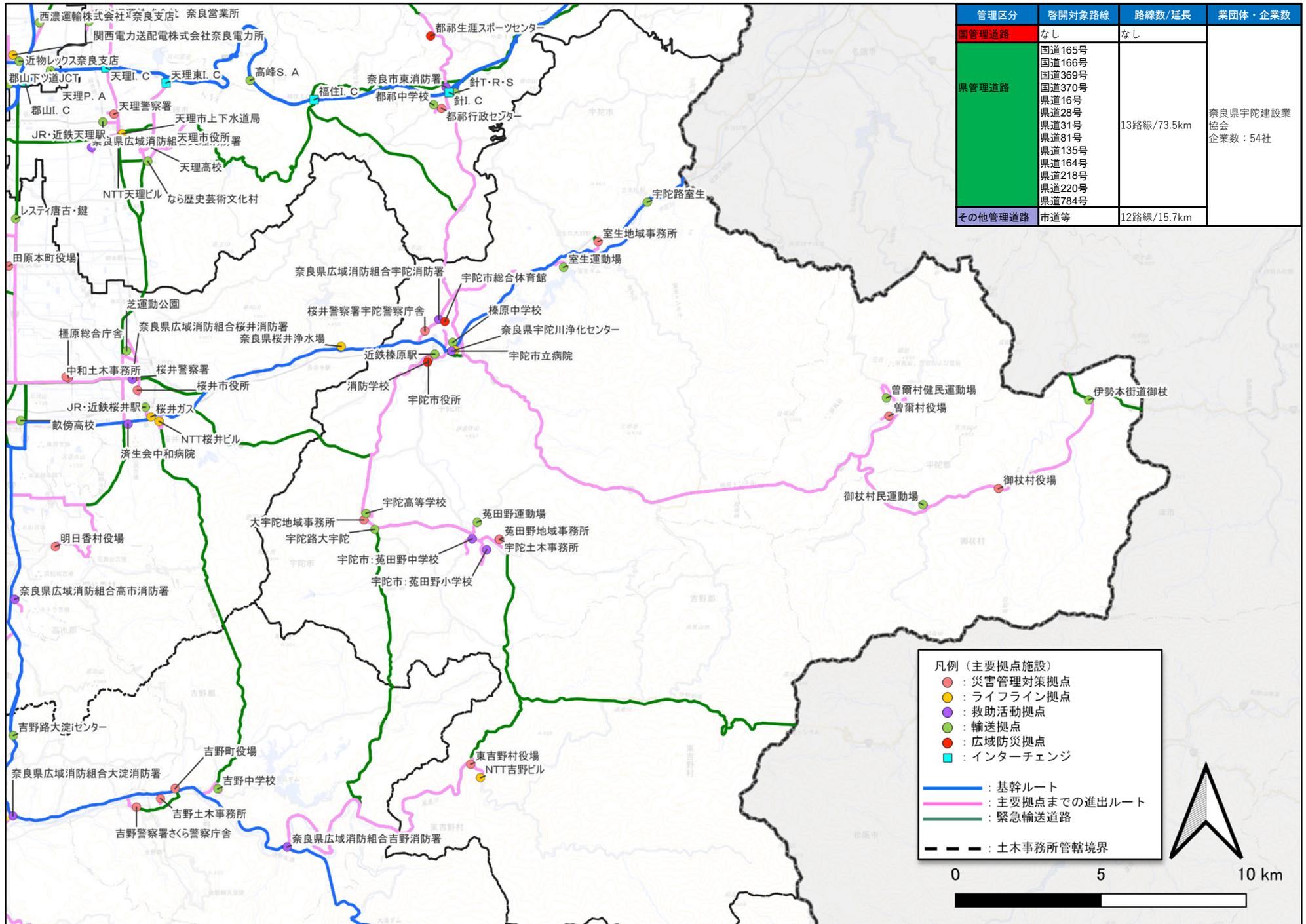


管理区分	啓開対象路線	路線数/延長	業団体・企業数
国管理道路	国道24号 国道165号	2路線/14.9km	
県管理道路	国道165号 国道169号 県道15号 県道35号 県道36号 県道37号 県道50号 県道105号 県道108号 県道118号 県道124号 県道125号 県道154号 県道155号 県道161号 県道197号	16路線/53.8km	奈良県中和建設業協会 企業数：106社
その他管理道路	市道等	15路線/21.6km	

管理区分	啓開対象路線	路線数/延長	業団体・企業数
国管理道路	国道24号 国道25号 国道165号	3路線/24.8km	
県管理道路	国道166号 国道168号 国道309号 県道5号 県道14号 県道30号 県道36号 県道50号 県道54号 県道105号 県道112号 県道116号 県道118号 県道132号 県道156号 県道162号 県道253号 県道254号 県道278号	19路線/39.9km	奈良県中和建設業協会 企業数：135社
その他管理道路	市道等	14路線/17.8km	

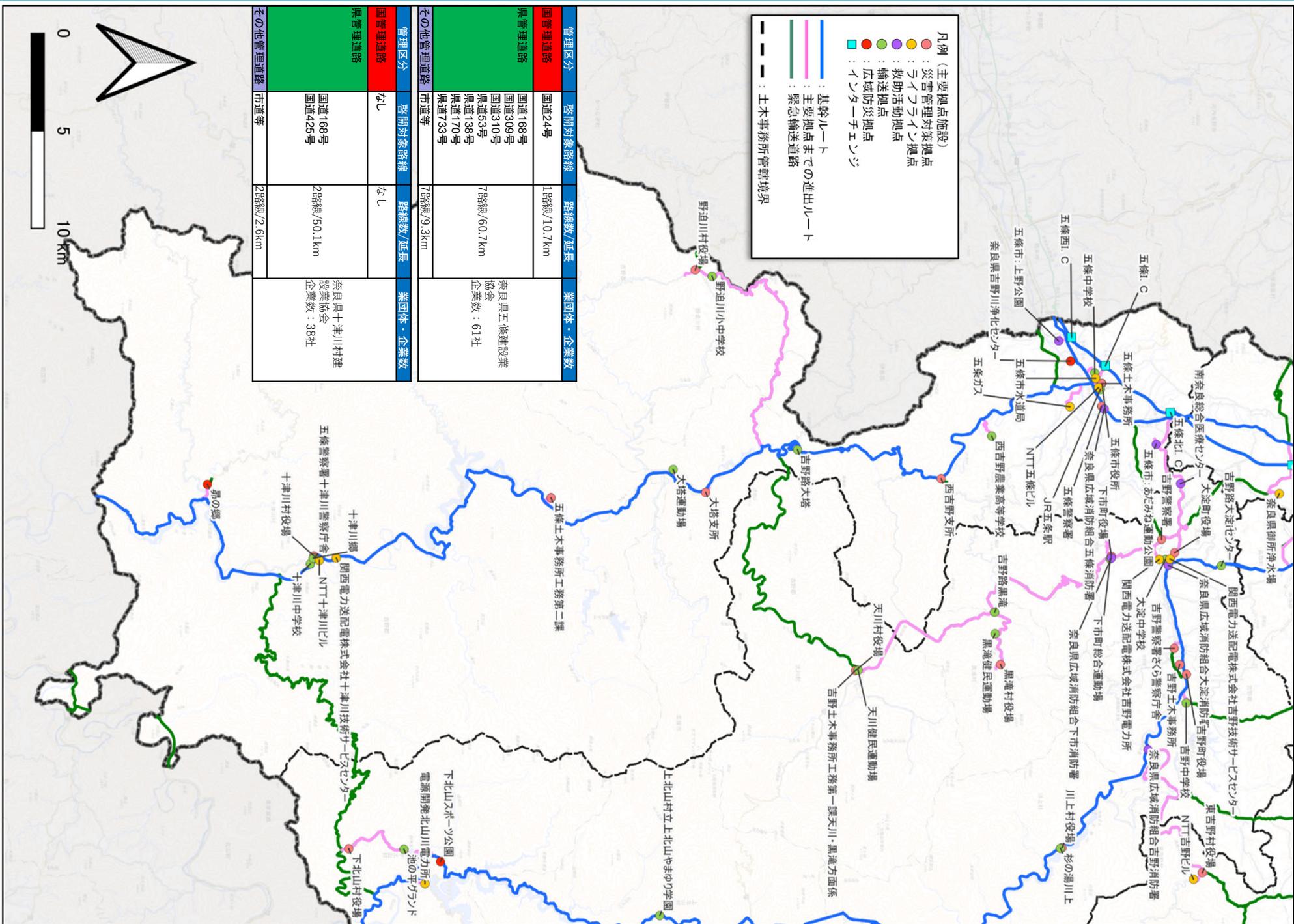
奈良県域 啓開ルート図(高田土木事務所・中和土木事務所)

# 8.6 奈良県域 (5/7)



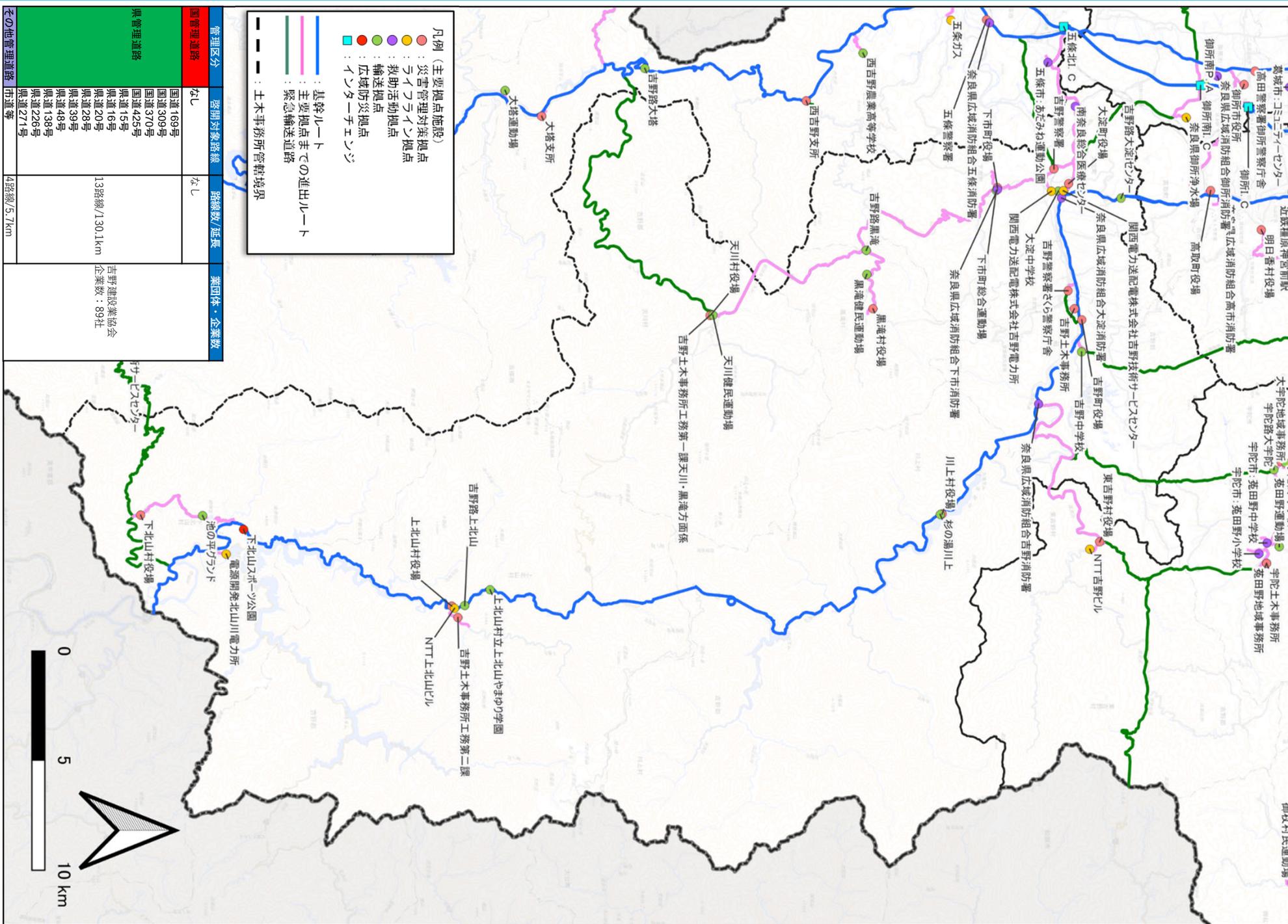
奈良県域 啓開ルート図(宇陀土木事務所)

# 8.6 奈良県域 (6/7)



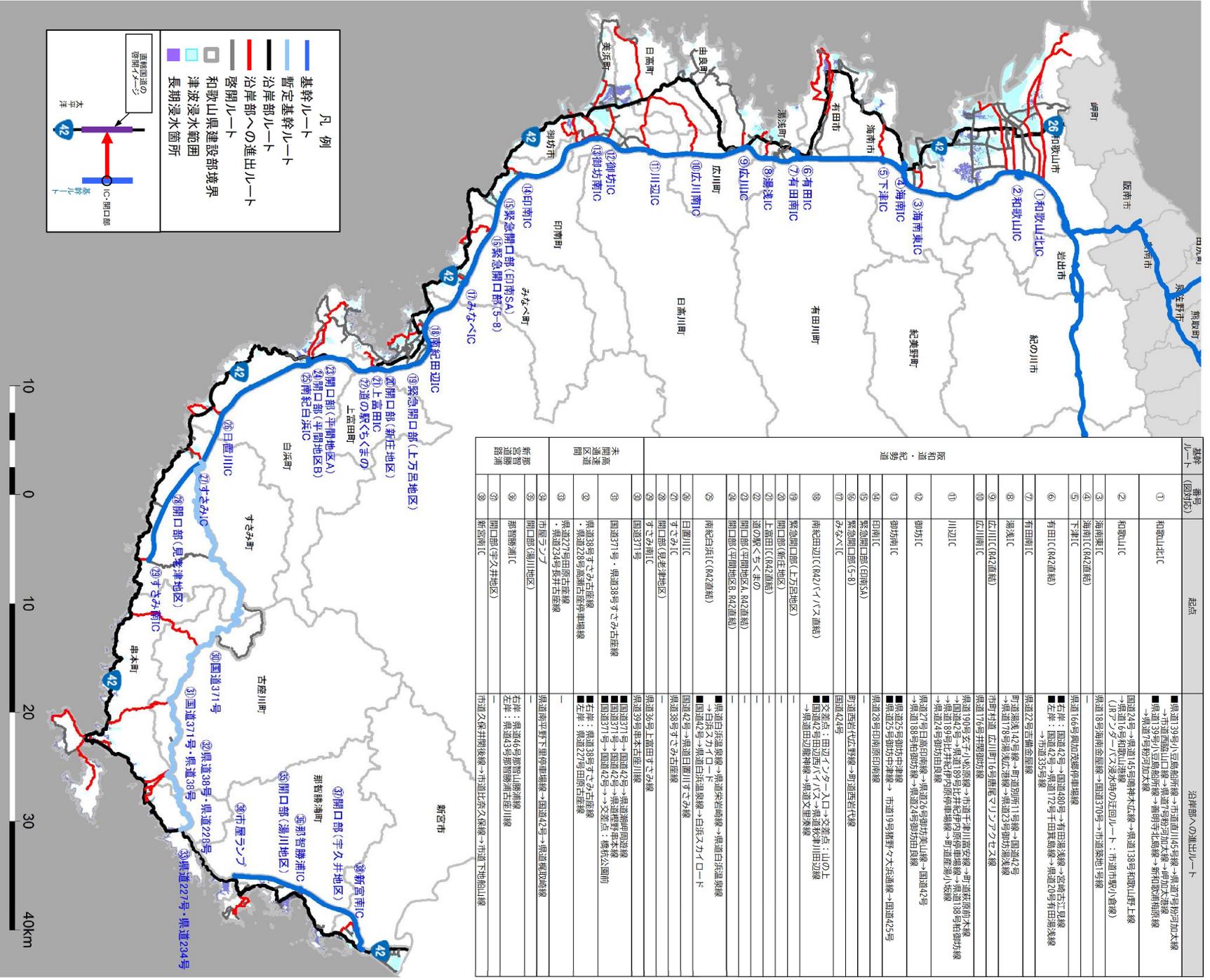
奈良県域 啓開ルート図(五條土木事務所)

# 8.6 奈良県域 (7/7)



奈良県域 啓開ルート図(吉野土木事務所)

# 8.7 和歌山県域



番号 (図対照)	起点	沿岸部への進出ルート
①	和歌山北IC	■ 県道19号小島崎南線 → 市道道川45号線 → 県道7号羽加太線 ■ 市道白旗山入口線 → 県道7号羽加太線 → 市道加太線 ■ 市道白旗山入口線 → 市道北島線 → 市道北島線 → 新和歌山南線 ■ 県道19号小島崎南線 → 市道北島線 → 市道北島線 → 新和歌山南線 ■ 市道白旗山入口線 → 市道北島線 → 市道北島線 → 新和歌山南線
②	和歌山IC	■ 市道道川45号線 → 県道138号和歌山野上線 ■ 市道道川45号線 → 市道道川45号線 → 市道道川45号線
③	海南東IC	■ 市道道川45号線 → 市道道川45号線 → 市道道川45号線
④	海南東IC	■ 市道道川45号線 → 市道道川45号線 → 市道道川45号線
⑤	下津IC	■ 市道道川45号線 → 市道道川45号線 → 市道道川45号線
⑥	有田IC(R42直結)	■ 市道道川45号線 → 市道道川45号線 → 市道道川45号線
⑦	有田南IC	■ 市道道川45号線 → 市道道川45号線 → 市道道川45号線
⑧	湯浅IC	■ 市道道川45号線 → 市道道川45号線 → 市道道川45号線
⑨	広川南IC	■ 市道道川45号線 → 市道道川45号線 → 市道道川45号線
⑩	広川南IC	■ 市道道川45号線 → 市道道川45号線 → 市道道川45号線
⑪	川辺IC	■ 市道道川45号線 → 市道道川45号線 → 市道道川45号線
⑫	御坊IC	■ 市道道川45号線 → 市道道川45号線 → 市道道川45号線
⑬	御坊南IC	■ 市道道川45号線 → 市道道川45号線 → 市道道川45号線
⑭	印南IC	■ 市道道川45号線 → 市道道川45号線 → 市道道川45号線
⑮	緊急開口部(印南SA)	■ 市道道川45号線 → 市道道川45号線 → 市道道川45号線
⑯	緊急開口部(5-6)	■ 市道道川45号線 → 市道道川45号線 → 市道道川45号線
⑰	みなへんIC	■ 市道道川45号線 → 市道道川45号線 → 市道道川45号線
⑱	南紀田辺IC(R42・Y・八木直結)	■ 市道道川45号線 → 市道道川45号線 → 市道道川45号線
⑲	緊急開口部(上方呂地区)	■ 市道道川45号線 → 市道道川45号線 → 市道道川45号線
⑳	開口部(新庄地区)	■ 市道道川45号線 → 市道道川45号線 → 市道道川45号線
㉑	上富田IC(R42直結)	■ 市道道川45号線 → 市道道川45号線 → 市道道川45号線
㉒	道の駅<ちくまの	■ 市道道川45号線 → 市道道川45号線 → 市道道川45号線
㉓	道の駅<ちくまの	■ 市道道川45号線 → 市道道川45号線 → 市道道川45号線
㉔	開口部(平間地区A、R42直結)	■ 市道道川45号線 → 市道道川45号線 → 市道道川45号線
㉕	開口部(平間地区B、R42直結)	■ 市道道川45号線 → 市道道川45号線 → 市道道川45号線
㉖	南紀白浜IC(R42直結)	■ 市道道川45号線 → 市道道川45号線 → 市道道川45号線
㉗	白富川IC	■ 市道道川45号線 → 市道道川45号線 → 市道道川45号線
㉘	すさみかIC	■ 市道道川45号線 → 市道道川45号線 → 市道道川45号線
㉙	開口部(伊老津地区)	■ 市道道川45号線 → 市道道川45号線 → 市道道川45号線
㉚	すさみかIC	■ 市道道川45号線 → 市道道川45号線 → 市道道川45号線
㉛	開口部(久井地区)	■ 市道道川45号線 → 市道道川45号線 → 市道道川45号線
㉜	新宮南IC	■ 市道道川45号線 → 市道道川45号線 → 市道道川45号線
㉝	開口部(湯川地区)	■ 市道道川45号線 → 市道道川45号線 → 市道道川45号線
㉞	新宮南IC	■ 市道道川45号線 → 市道道川45号線 → 市道道川45号線
㉟	新宮南IC	■ 市道道川45号線 → 市道道川45号線 → 市道道川45号線
㊱	新宮南IC	■ 市道道川45号線 → 市道道川45号線 → 市道道川45号線
㊲	新宮南IC	■ 市道道川45号線 → 市道道川45号線 → 市道道川45号線
㊳	新宮南IC	■ 市道道川45号線 → 市道道川45号線 → 市道道川45号線
㊴	新宮南IC	■ 市道道川45号線 → 市道道川45号線 → 市道道川45号線
㊵	新宮南IC	■ 市道道川45号線 → 市道道川45号線 → 市道道川45号線
㊶	新宮南IC	■ 市道道川45号線 → 市道道川45号線 → 市道道川45号線
㊷	新宮南IC	■ 市道道川45号線 → 市道道川45号線 → 市道道川45号線
㊸	新宮南IC	■ 市道道川45号線 → 市道道川45号線 → 市道道川45号線
㊹	新宮南IC	■ 市道道川45号線 → 市道道川45号線 → 市道道川45号線
㊺	新宮南IC	■ 市道道川45号線 → 市道道川45号線 → 市道道川45号線
㊻	新宮南IC	■ 市道道川45号線 → 市道道川45号線 → 市道道川45号線
㊼	新宮南IC	■ 市道道川45号線 → 市道道川45号線 → 市道道川45号線
㊽	新宮南IC	■ 市道道川45号線 → 市道道川45号線 → 市道道川45号線
㊾	新宮南IC	■ 市道道川45号線 → 市道道川45号線 → 市道道川45号線
㊿	新宮南IC	■ 市道道川45号線 → 市道道川45号線 → 市道道川45号線

※令和6年12月時点